

～たれえあい つながり 共に生きるまち 由布市～

第4期
由布市
地域福祉計画
地域福祉活動計画

2023(令和5)年度～2027(令和9)年度



令和5年3月

由布市

由布市社会福祉協議会

ごあいさつ

本市では、誰もが安心して暮らし続けるためお互いが尊厳を保ち、個々の能力を発揮でき、地域全体で支え、やさしいまちを目指すため「みんなでつくろう！誰もが安らげる福祉のまち 由布市」を基本理念に「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を平成30年3月に策定し、由布市社会福祉協議会とともに様々な施策を展開し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

一方で、近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来による社会構造の変化に加え、価値観やライフスタイルの多様化の影響により高齢の親が無就労の子の生計を支える8050問題、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラー、介護と育児に同時に直面するダブルケアなど、家族や地域が抱える課題は多様化、複雑化しております。さらには、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、地域での住民同士の交流やふれあい、人と人とのつながりの一層の希薄化が進んでおり、改めて私たち一人一人が「支え手側」と「受け手側」を区別することなく、それぞれが役割を持ち、福祉などの公的サービスと協働して支え合いながら暮らすことのできる社会の実現が求められています。

このような状況をふまえ、時代の変化に対応し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、誰もが住みやすい「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では「ささえあい つながり 共に生きるまち 由布市」を基本理念とし、本市と由布市社会福祉協議会が福祉の両輪となり、各種施策や取組みを積極的に推進してまいります。

また、本計画には「由布市成年後見制度利用促進基本計画」「由布市再犯防止推進計画」を一体的に策定しており、支援が必要な方への体制整備に取り組んでまいりますので、市民の皆様・関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケートやパブリックコメントの実施に際し、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様・関係団体各位に深く感謝を申し上げます。

令和5年3月

由布市長 相馬 尊重



ごあいさつ

当協議会では、誰もが安心して暮らすことのできる「地域で暮らしを支える福祉の充実」の実現を目的に、平成30年3月に由布市とともに「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、行政、関係機関・団体、市内社会福祉法人とともに地域福祉推進を図ってまいりました。



近年、生活を取り巻く社会状況や社会福祉制度は大きく変わり、住民の福祉課題はますます多様化し、少子高齢化や核家族化によるコミュニティの希薄化、生活困窮・孤立、障がいのある人や児童を取り巻く環境の変化といった様々な分野の福祉課題及び制度の狭間にある人への支援を考えていかなければならない状況は今後も続いていくと見込まれています。

また、新型コロナウイルスなどの感染症や毎年のように起きる災害により、生活再建を余儀なくされた方たちへの支援も引き続き取り組んでいかなければなりません。国が掲げる「地域共生社会の実現」は、「支えられる側」と「支える側」という枠組みを取り払い、地域のためにいかなる人も貢献する事ができ、人々がともにたすけあう事ができる地域づくりを目指しています。

これまで由布市社会福祉協議会では、由布市、多くの関係者・団体等と連携し、地域課題を解決すべく、「小地域ネットワークづくり」や「集いの場づくり」、「福祉相談体制・福祉サービスの充実」、「地域と連携した防犯・防災対策の推進」などの事業推進を行ってまいりました。

今回「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、第3期の福祉計画・活動計画を継承しつつも新しい制度と市民要望に則した目的を改めて確認し、新しく「由布市成年後見制度利用促進基本計画」や「由布市再犯防止推進計画」を推し進め、社会福祉協議会の理念である市民と協働して「地域共生社会」を目指し、子どもから高齢者までの人々がともに助け合い、安全で安心して暮らすことができる温もりのあるまちづくりを目指します。

最後に本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等に、ご協力いただきました市民の皆様に対し心から厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 由布市社会福祉協議会 会長 大野 茂喜

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 国の地域福祉に関する動向	2
3. 地域福祉の目指すところ	4
4. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割	4
5. 計画の位置付け	5
(1) 「市町村地域福祉計画」の性格	5
(2) 「地域福祉活動計画」の性格	5
(3) その他包含する計画の位置付け	6
(4) 他計画との関係	9
6. 身近な圏域の考え方	10
7. 地域福祉を推進するための役割	10
8. 計画の期間	11
9. 計画策定の体制	12
(1) 計画策定委員会等の開催	12
(2) 市民意識調査・福祉関係団体等アンケート調査	12
(3) パブリックコメントの実施	12
10. 由布市の地域福祉における SDGs	13
第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状	14
1. 各種統計データから見る由布市	14
(1) 人口の状況	14
(2) 世帯の状況	17
(3) 要支援・要介護認定者の状況	20
(4) 障がいのある人の状況	21
(5) 生活困窮者の状況	21
(6) 地域の福祉資源の状況	22
2. 市民意識調査からみた地域福祉の状況	23
(1) 調査の概要	23
(2) 主な調査結果	23
3. 福祉関係団体等アンケートからみえてきた地域福祉課題	36
(1) 調査概要	36
(2) 主な調査結果	36

4. 第3期計画検証結果の総括	40
(1) 評価・検証の実施方法	40
(2) 全体総評.....	40
(3) 基本目標ごとの評価・検証結果.....	41
5. 第4期計画に向けての課題.....	44
(1) 地域コミュニティの維持と強化.....	44
(2) 福祉を支える担い手の確保と育成	44
(3) 複合化・複雑化する課題に対応できる仕組みづくり.....	45
(4) 安全・安心な暮らしを守る体制の構築.....	46
第3章 計画の基本方針	47
1. 基本理念.....	47
2. 基本目標.....	48
3. 地域共生社会の実現に向けた重点的な取組み.....	50
4. 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針.....	52
(1) 各事業の実施方針及び実施状況.....	53
5. 計画の体系	55
第4章 計画の取組み.....	56
基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり	56
1 支え合い・思いやりの福祉意識づくり	56
2 地域を担う人材の育成・支援.....	58
3 地域福祉に関わる団体の活動促進.....	61
基本目標2 支え合いの仕組みづくり	63
1 自分らしく社会参加できる地域づくり	63
2 福祉をつなぐネットワークづくり	65
3 交流・福祉活動の場づくり.....	67
基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり	69
1 福祉情報提供の充実	69
2 包括的な相談支援体制の充実.....	71
3 福祉サービスの充実	73
4 支援を必要とする人への自立支援.....	76
5 犯罪をした人等の社会復帰支援（由布市再犯防止推進計画）	78
6 権利擁護体制の充実	80

基本目標 4 安全・安心なまちづくり	83
1 地域と連携した防犯・防災対策の推進.....	83
2 人にやさしい住環境の整備.....	86
第 5 章 由布市成年後見制度利用促進基本計画.....	88
1. 成年後見制度とは	88
2. 計画策定の背景	89
3. 本市における成年後見制度をめぐる現状.....	92
4. 目的・目標.....	94
5. 具体的な取組み	94
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備方針	94
(2) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針.....	95
(3) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針	95
(4) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組み	97
(5) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針.....	98
6. 成年後見制度の利用促進に関する事項の調査・検討をする体制整備.....	98
第 6 章 計画の推進に向けて	99
1. 市民との協働.....	99
2. 市と社会福祉協議会との連携.....	99
3. 計画の進捗管理	99
4. 計画の周知	99
資料編	100
1. 計画の策定経過.....	100
2. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	101
3. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	103
4. 福祉関係団体等アンケート回答団体.....	104
5. 用語解説.....	105

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄になるなど地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、住民が抱える課題についても介護と育児の「ダブルケア問題」や「8050問題」、「ヤングケアラー」など複合化・複雑化しており、旧来の「高齢者」、「障がい者」、「子ども」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。

そのような状況を踏まえ、国は、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障がい者、子ども等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性が示されました。

これを受けて、厚生労働省は、同年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性を示す中で、その後の事業を推進しています。地域福祉については、社会福祉法人の経営組織の見直しや介護人材の確保を推進するための取組みを拡充する等の社会福祉法の改正を行ったうえで、令和2年度には地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国庫補助の特例等を同法の改正により創設しています。

このたびの計画策定は、平成30年度に策定した「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和4年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

2. 国の地域福祉に関する動向

国では、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がい者、子ども等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示され、法制度等の整備が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成29年 6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 （平成30年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成29年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び 関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和2年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 （令和3年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和3年 3月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

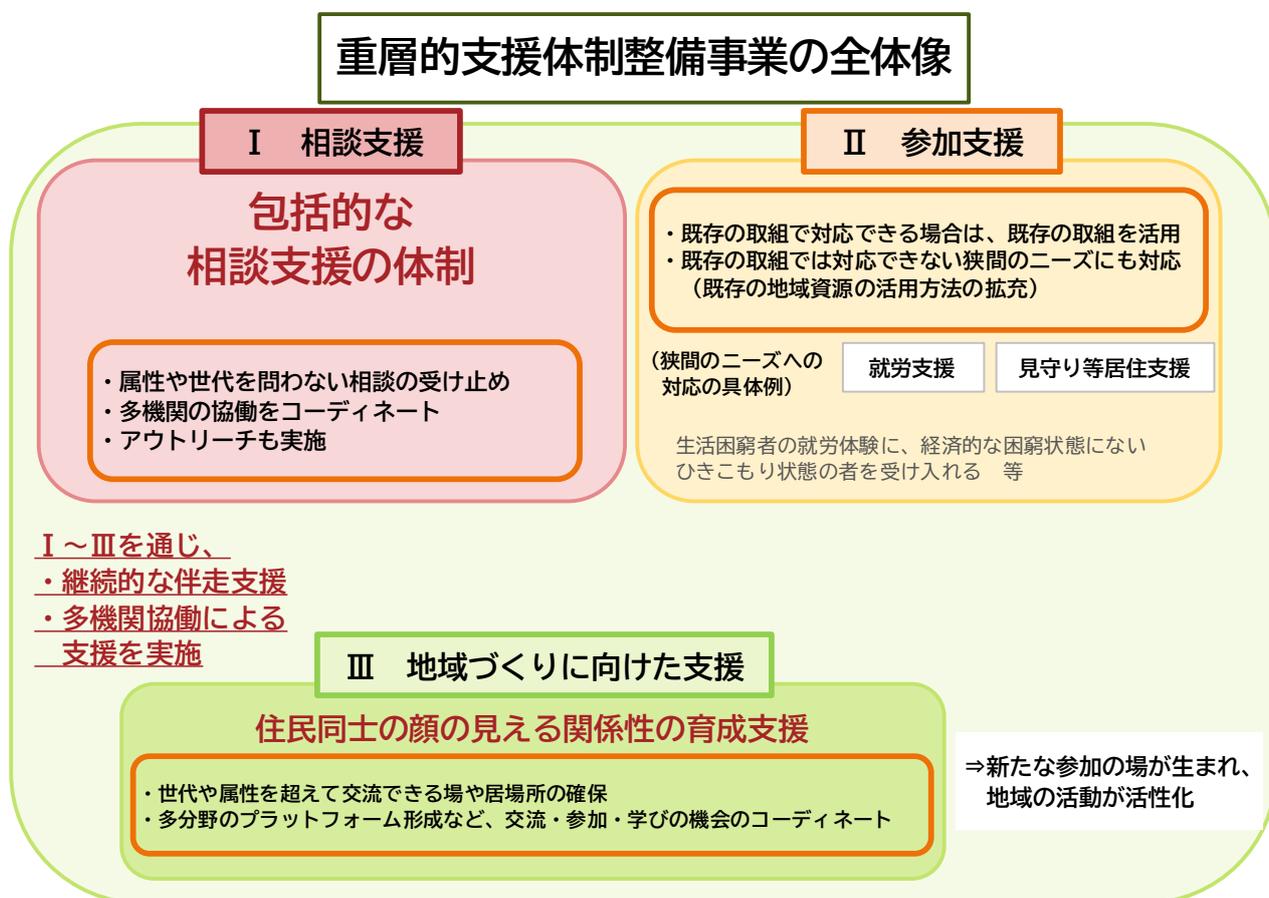
「地域共生社会」を実現するためには、福祉を「支え手」側と「受け手」側に線引きし、分けて考えるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが必要とされています。

そのため、国では「住民の身近な圏域」において住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることのできる環境や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を目指し「包括的な支援体制の整備」を進めています。

さらに、令和3年3月の改正では、包括的な支援体制の整備をより推進するため、「重層的な支援体制の構築」を進めています。

※重層的な支援体制の構築とは

- ①「断らない相談支援」…本人・世帯の特徴に関わらず受け止める相談支援
- ②「参加支援」…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③「地域づくりに向けた支援」…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



出典：厚生労働省作成資料

3. 地域福祉の目指すところ

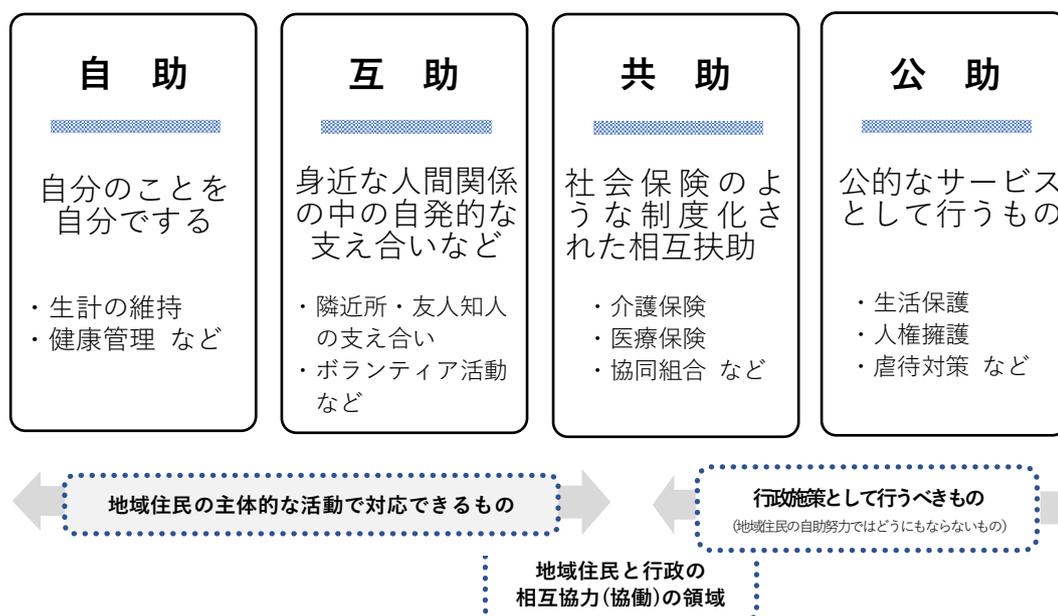
「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」と捉え、行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域に即した創意と工夫による福祉活動を総合的に推進します。したがって、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに捉えられている福祉に対して地域社会を基盤とし、協働に基づいて、身近な地域社会を構築することで、一人一人のよりよい福祉の実現を目指すものです。

4. 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組みを示すこととなります。具体的には、住民一人一人の役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住む全ての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。



5. 計画の位置付け

(1) 「市町村地域福祉計画」の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条を根拠とし、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

■市町村地域福祉計画の根拠法

【社会福祉法】

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 「地域福祉活動計画」の性格

「地域福祉活動計画」は、住民が地域でいきいきと安心して生活をするために、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

(3) その他包含する計画の位置付け

① 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の第二期計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では、本計画の「第 5 章 由布市成年後見制度利用促進基本計画」を成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定される「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、本計画と一体的に策定するものとします。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画の根拠法

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい事項

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 2 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 3 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 4 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 5 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方



■第二期計画における市町村成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むことが望ましい事項

1. 目的

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

2. 目標

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

3. 地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営される方針

(1) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

(2) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針

①「権利擁護の相談支援」機能

②「権利擁護支援チームの形成支援」機能

③「権利擁護支援チームの自立支援」機能

(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針

①視点

ア 「共通理解の促進」の視点

イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

②取組

ア 「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

イ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）

ウ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

(4) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

② 再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされました。

本市では、本計画の基本目標 3「5 犯罪をした人等の社会復帰支援」を「地方再犯防止推進計画」として位置付け、本計画に包含するものとします。

■地方再犯防止推進計画の根拠法

【再犯の防止等の推進に関する法律】

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

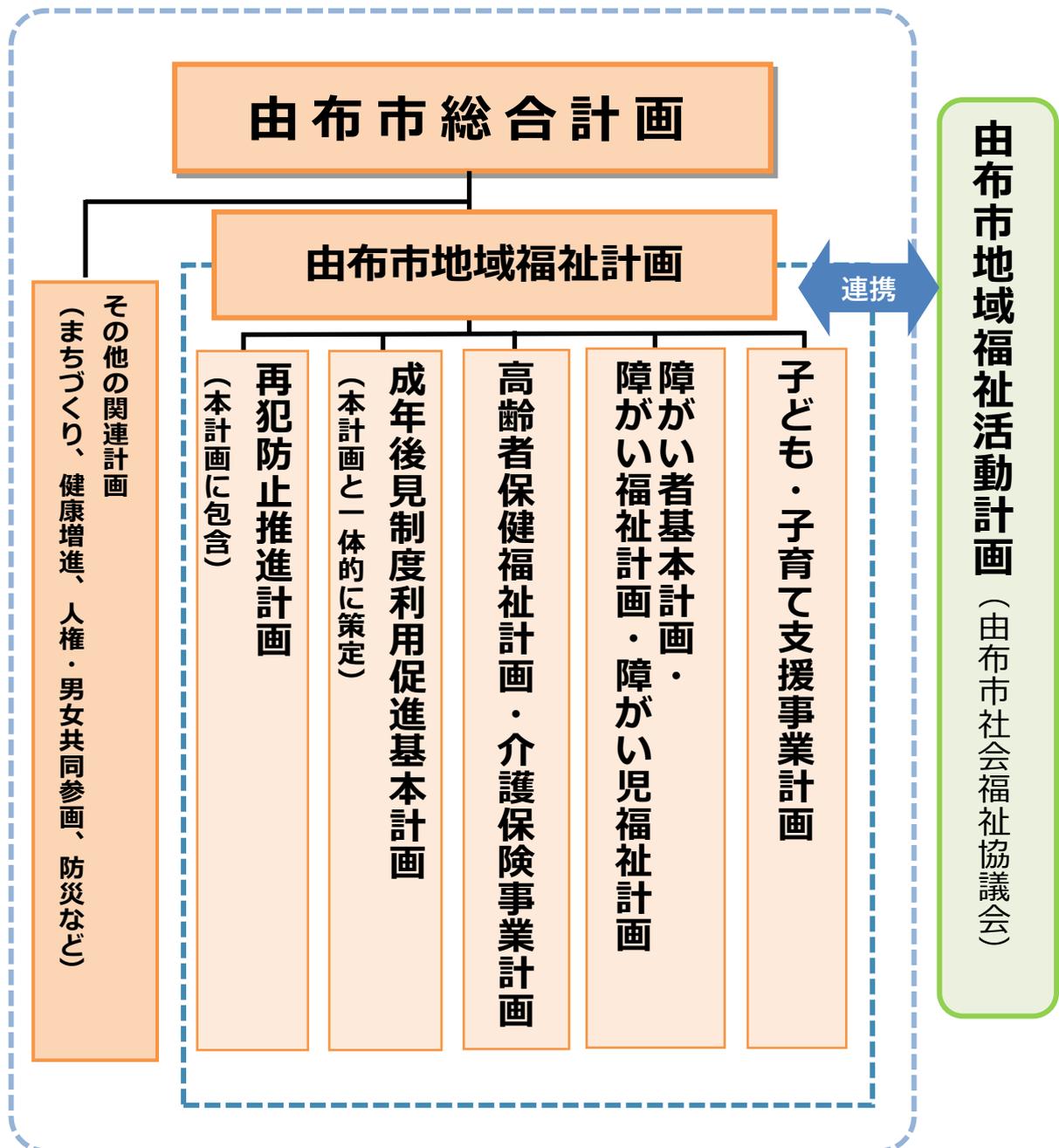
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■計画に盛り込むことが考えられる内容

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 国・民間団体等との連携強化等

(4) 他計画との関係

由布市地域福祉計画は、由布市総合計画を最上位計画とし、各分野の福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画、子ども・子育て支援事業計画等）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。



6. 身近な圏域の考え方

地域福祉を推進する体制を構築するため、重層的な各圏域の捉え方と求められる機能・役割ごとに圏域を設定することによって、それぞれの特性を活かした活動の展開を推進します。

地域課題や福祉ニーズは、容易に解決できるものから、課題等が複雑で、解決のために継続的かつ専門的支援が必要なものまで様々であり、課題やニーズに応じ、圏域を越えて重層的な地域福祉活動に取り組むことができる体制づくりを推進します。

■重層的な地域福祉圏域のイメージ図



圏域	圏域の考え方
個人・家庭 隣近所	極めて親しく助け合える相手。日常的な支え合いができる範囲
自治会等	地域の課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲
地 区	自治会、各団体・組織が活動を行っている圏域
市全域	市全体の調和を保ちながら地域福祉計画を進める圏域

7. 地域福祉を推進するための役割

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

本市では、「個人」「地域」「行政」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ、それぞれが役割を持って、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

■地域福祉を推進するそれぞれの主体の役割

個人	<p>地域に住む個人それぞれが、地域課題を自分事として捉え、課題の解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。</p> <p>日常的な見守り、声掛けや地域行事への参画など、地域との関係を構築・維持するために行動することが求められます。</p>
地域	<p>地域には様々な人が暮らしており、誰もが自分らしく地域の中で生活できるよう理解し受け入れることが重要です。</p> <p>近年の地域住民の課題の複合化・複雑化に対応していくため、地域包括支援センターや自治会などの地域の団体、NPO、ボランティア団体等による、支援を必要とする人の把握や、隣近所の助け合いや見守りなどを通じて課題解決に取り組む必要があります。</p>
社会福祉協議会	<p>地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等が求められます。</p>
行政	<p>地域住民の課題の複合化・複雑化に伴い、既存の福祉施策では対応できないケースが顕在化する中で、地域活動やボランティア活動を支援しながら総合的に地域福祉を推進していくことが求められます。</p>

8. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組みの進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

由布市

	平成	令和										
	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総合計画	第二次						第三次					
地域福祉計画	第3期				第4期				第5期			
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期			第8期		第9期			第10期			
障がい者基本計画	第2次					第3次						
障がい福祉計画	第5期			第6期		第7期			第8期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			
子ども・子育て 支援事業計画	第1期		第2期				第3期					

由布市社会福祉協議会

地域福祉活動計画	第3期				第4期				第5期		
-----------------	------------	--	--	--	------------	--	--	--	------------	--	--

9. 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会等の開催

本計画は、地域福祉活動に関わる関係団体代表や学識経験者などから構成される「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね策定しました。

また、「第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキング会議」を開催し、関係各課との意見交換を行い、取組み内容の情報共有や、今後の取組みの方向性について確認や計画内容の協議・検討を行いました。

(2) 市民意識調査・福祉関係団体等アンケート調査

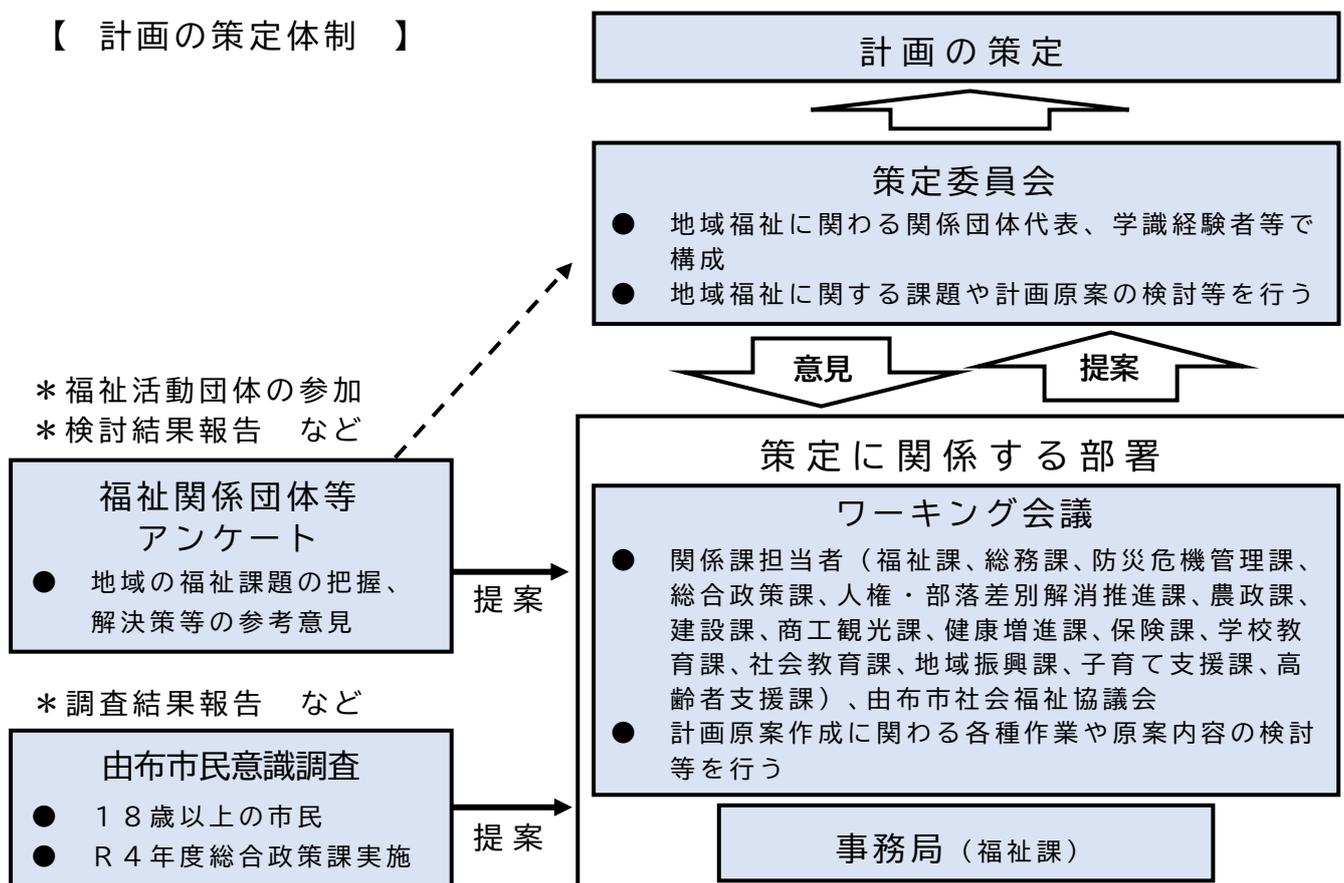
市民意識調査は、総合政策課が実施するアンケート調査に、地域福祉に関する設問を盛り込み、市民の地域福祉に関する現状を把握し、市民のニーズを反映しました。(実施期間：令和4年8月25日から10月7日)

また、福祉関係団体等アンケート調査は、由布市内に組織されている福祉関係団体や活動者等を対象に、それぞれの活動の現状や市の福祉施策についての意見等を聴取し、計画策定の基礎資料としました。(実施期間：令和4年8月5日から9月12日)

(3) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメント（意見公募）を行いました。(実施期間：令和5年1月18日から2月3日、意見件数：1件)

【 計画の策定体制 】



10. 由布市の地域福祉における SDGs

国は、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための世界共通の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、各分野における取組みを推進しています。

本計画においても、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現は、地域共生社会の実現と密接に関係するものであり、地域福祉の推進が不可欠な要素となることから、SDGsの達成に向けた取組みを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGs（持続可能な開発目標）の 17 のゴールのうち地域福祉との関連が特に深いと考えられるもの



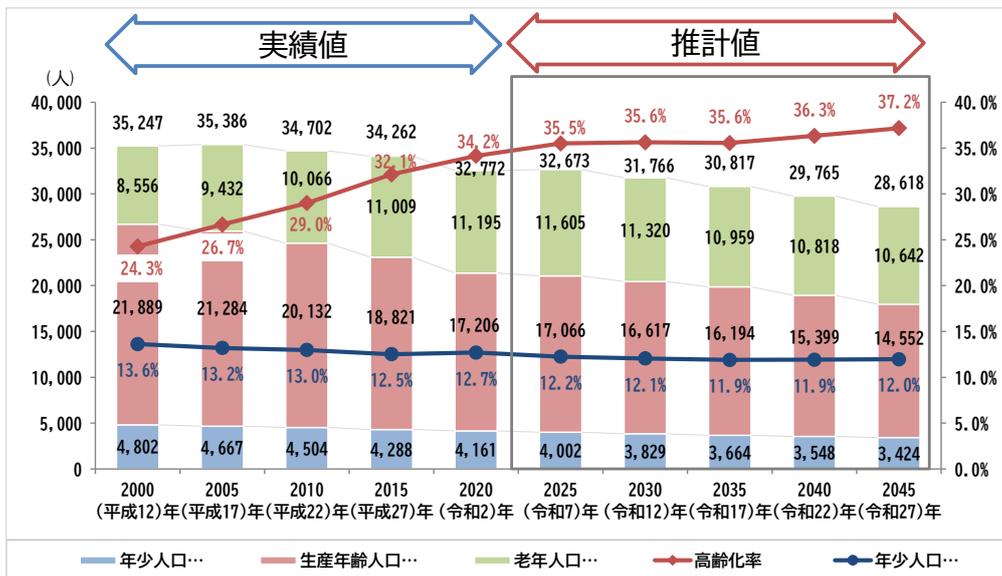
第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状

1. 各種統計データから見る由布市

(1) 人口の状況

令和2年の国勢調査によると、総人口は32,772人となり前回調査時より1,490人減少しています。これを年齢3区分別にみると年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています。今後もこの傾向が続き人口の減少が見込まれ、老年人口も2025年をピークに減少に転じ人口減少が加速化することが予測されています。

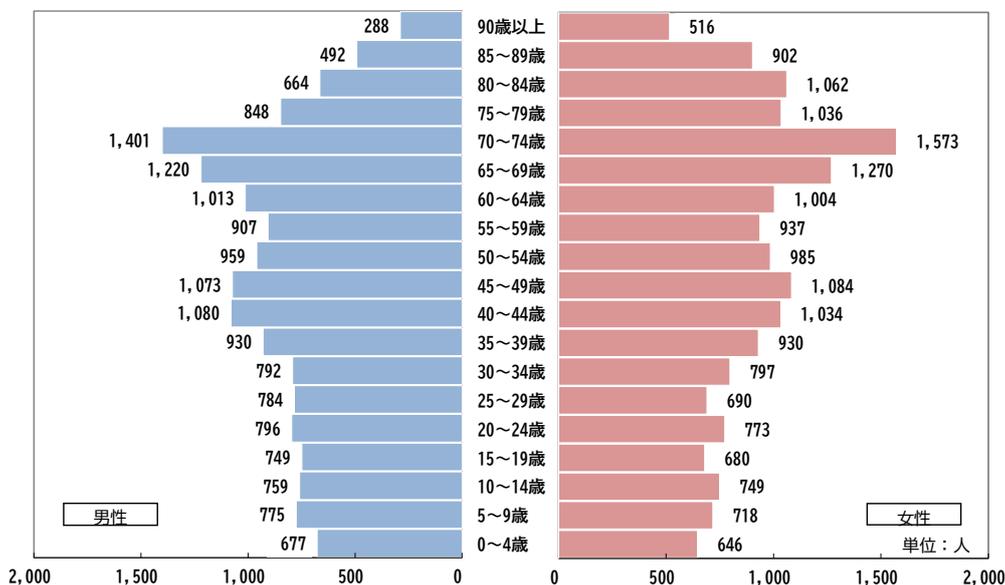
■人口の推移



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所推計（令和7年～令和27年）

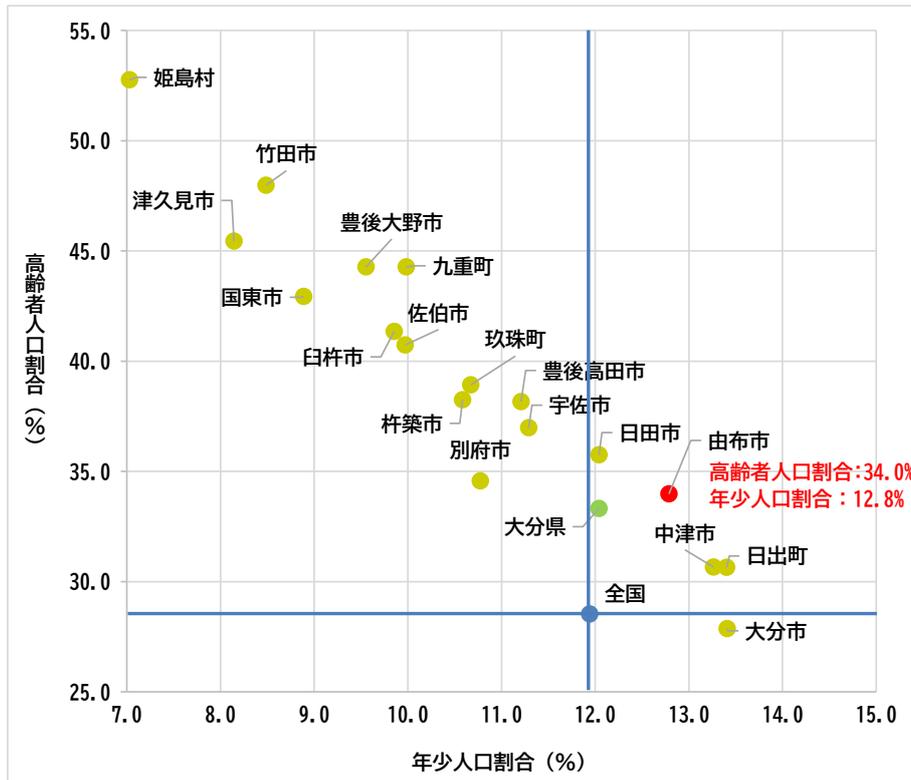
■人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（令和4年1月1日）

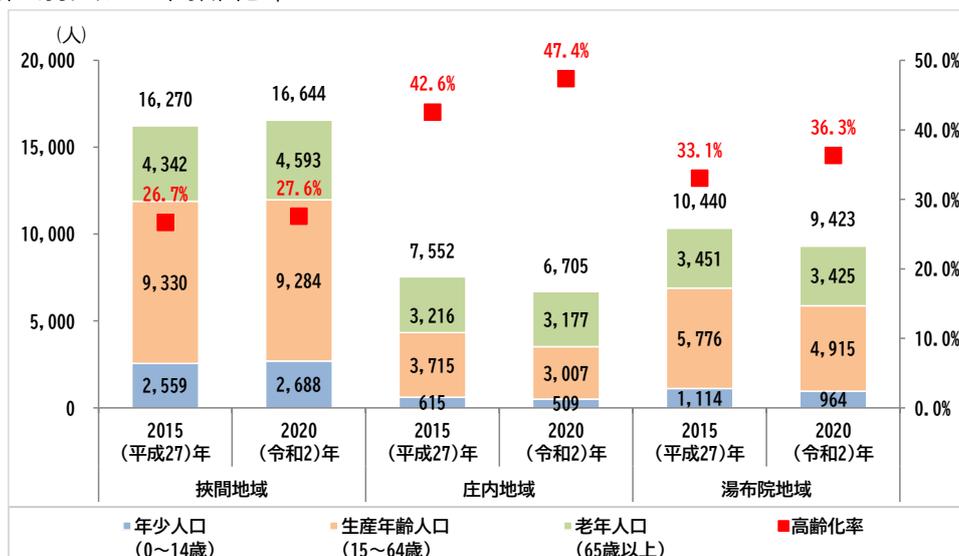
高齢者人口割合、年少人口割合ともに、県平均より高くなっています。
 県内の他市町村と比較すると、少子高齢化の進行が緩やかとなっています。
 地域別の人口をみると、3地域ともに高齢化の進行が見られ、特に、庄内地域では令和2年の高齢化率 47.4%となっており、他の地域より高く地域間の差がみられます。

■ 県内市町村別高齢者人口割合と年少人口割合



出典：住民基本台帳（令和4年1月1日）

■ 地区別人口と高齢化率

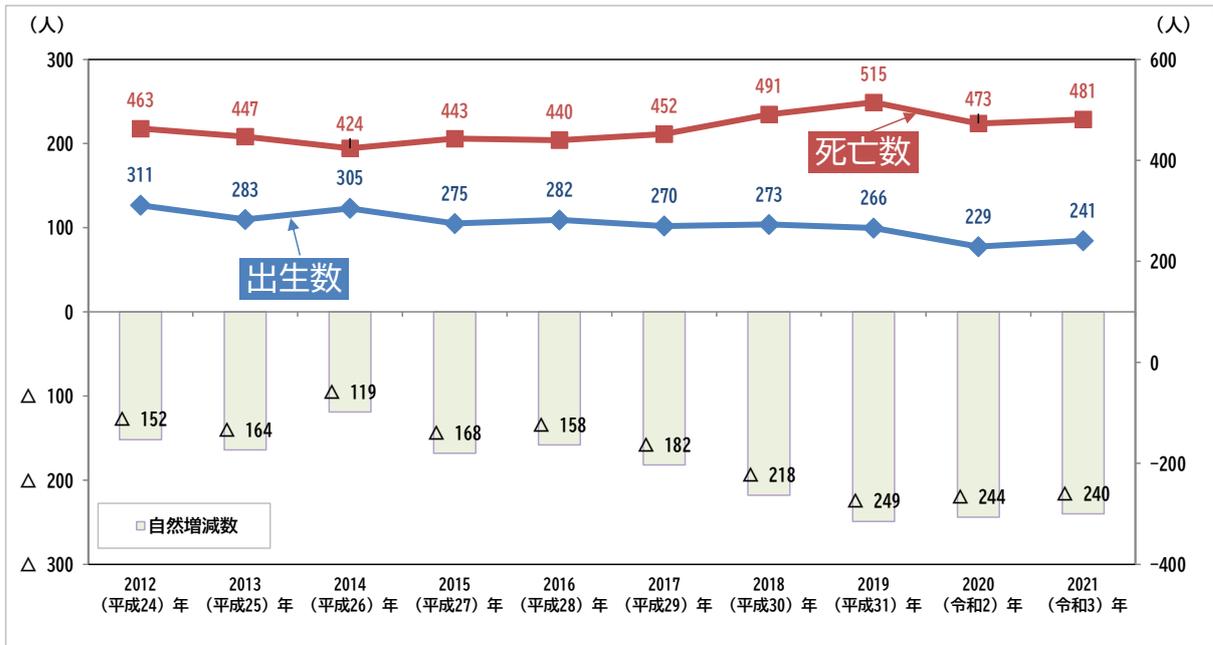


出典：国勢調査

人口動態をみると、自然増減は、令和3年に出生数241人、死亡数481人と240人の減少となっており、近年自然減の状態が続いています。

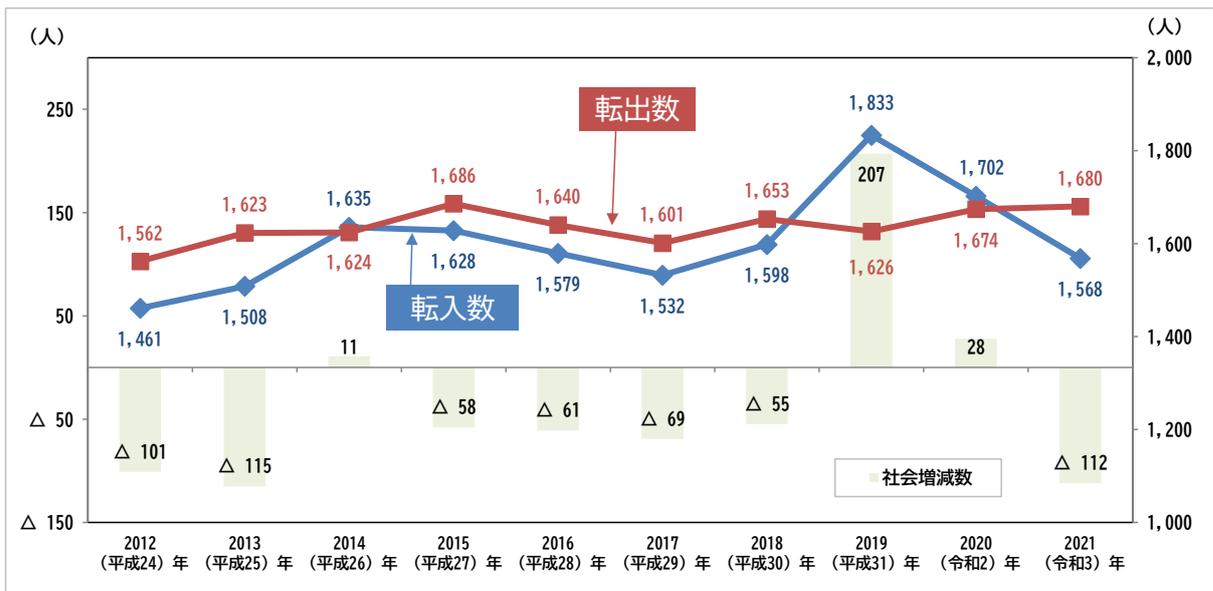
社会増減は、令和3年では転入数1,568人、転出数1,680人と112人の減少となっており、転入数が転出数を超える社会増の年もありますが、全体的には社会減となっています。

■自然増減



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

■社会増減



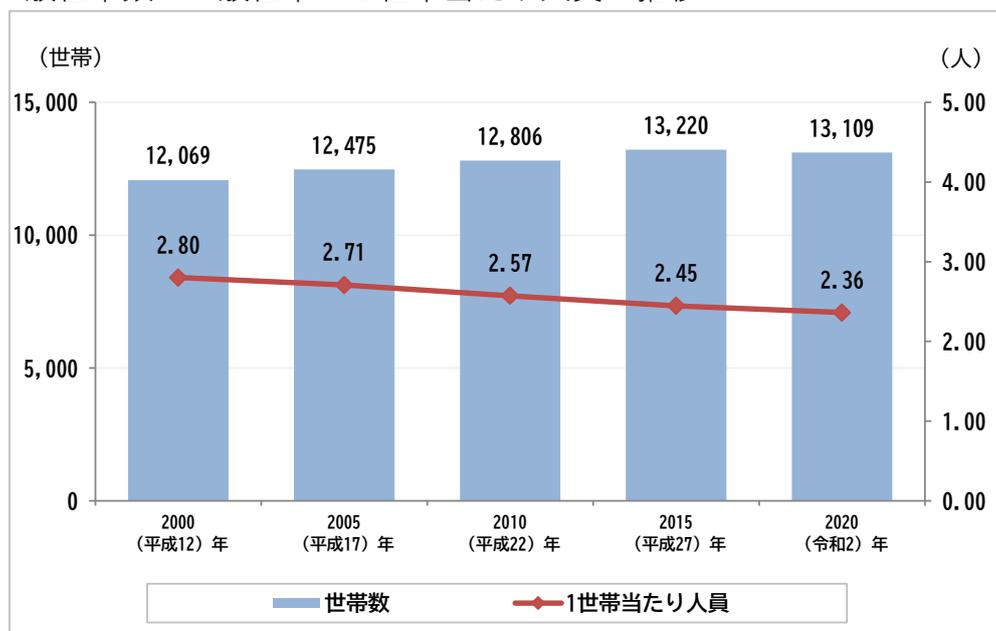
出典：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯の状況

世帯数は、増加傾向で推移していましたが、令和2年には13,109世帯となり平成27年より111件の減少に転じています。一方、平成12年以降の1世帯当たりの人員数をみると一貫して減少しており、核家族化が進行していると思われます。

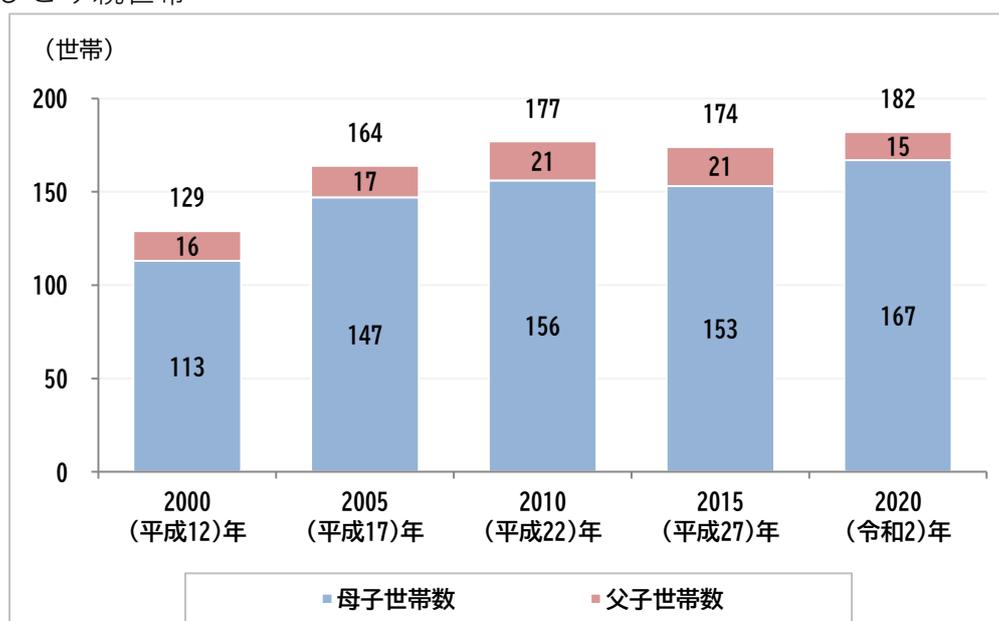
ひとり親世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年には182世帯となっています。

■一般世帯数と一般世帯の1世帯当たり人員の推移



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

■ひとり親世帯



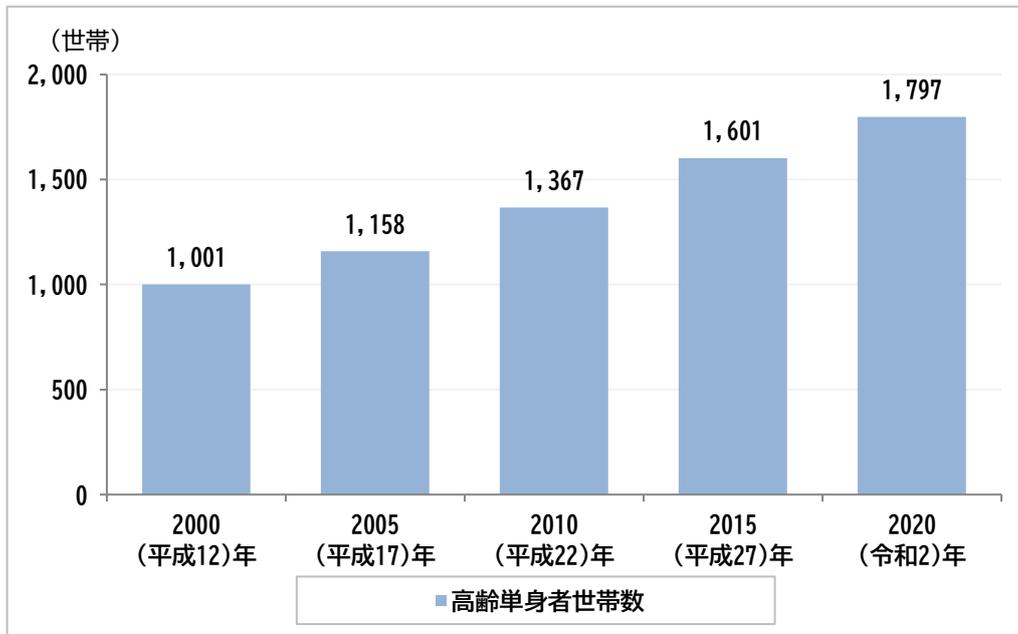
※核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をひとり親世帯としている

出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

高齢単身者世帯数の推移をみると、年々増加しており、令和2年では1,797世帯となっています。平成12年と比較すると796世帯増加しています。

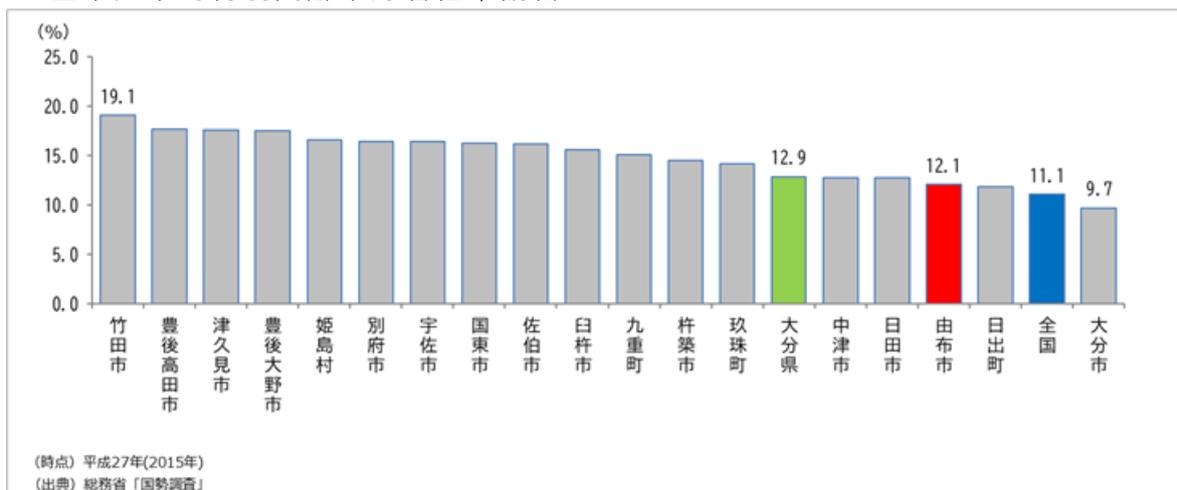
また、県内の他市町村と比較すると、県平均と同程度で、県内では下位に位置しています。

■ 高齢単身者世帯数の推移



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

■ 県内市町村別高齢単身者世帯割合

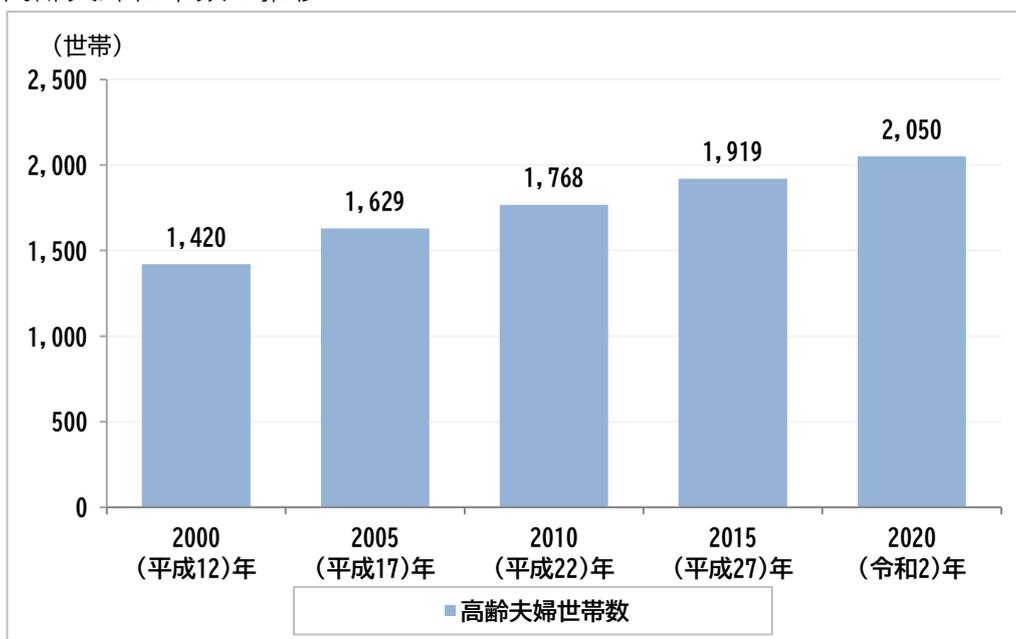


出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年10月）

高齢夫婦世帯数の推移をみると、年々増加しており、令和2年では2,050世帯となっています。平成12年と比較すると630世帯増加しています。

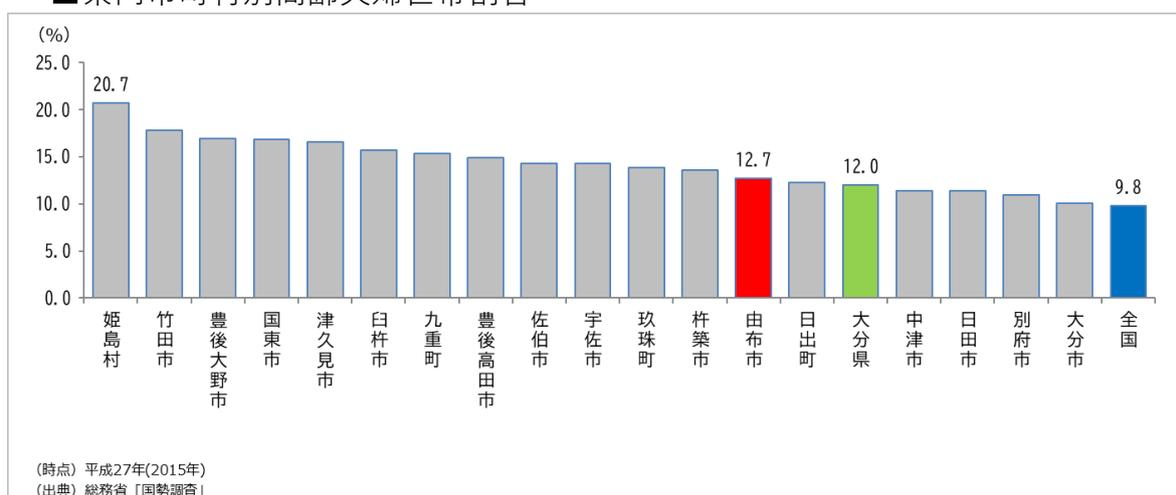
また、県内の各市町村と比較すると、県平均と同程度で、県内では中位に位置しています。

■ 高齢夫婦世帯数の推移



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）

■ 県内各市町村別高齢夫婦世帯割合



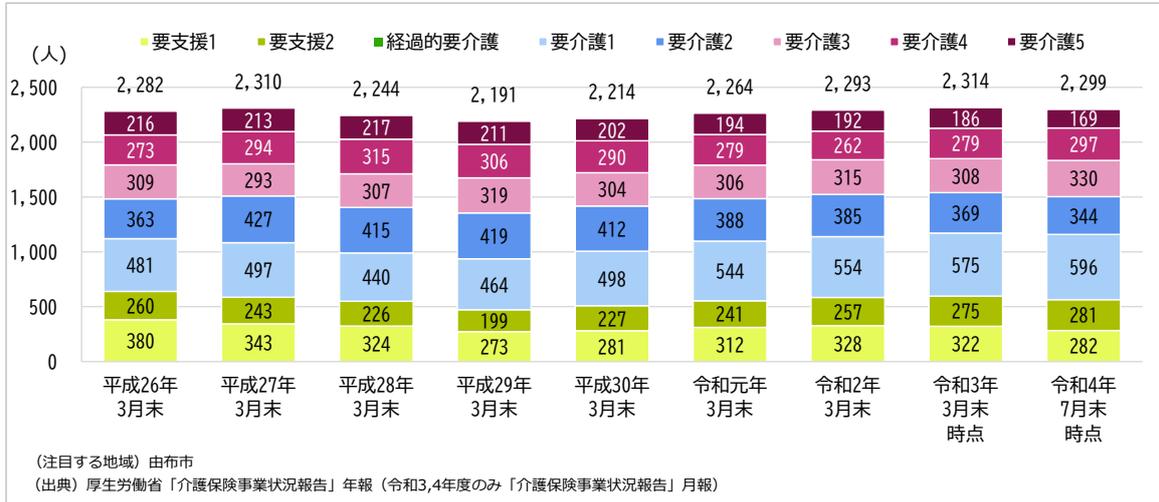
出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年10月）

(3) 要支援・要介護認定者の状況

認定者は、横ばいで推移しています。

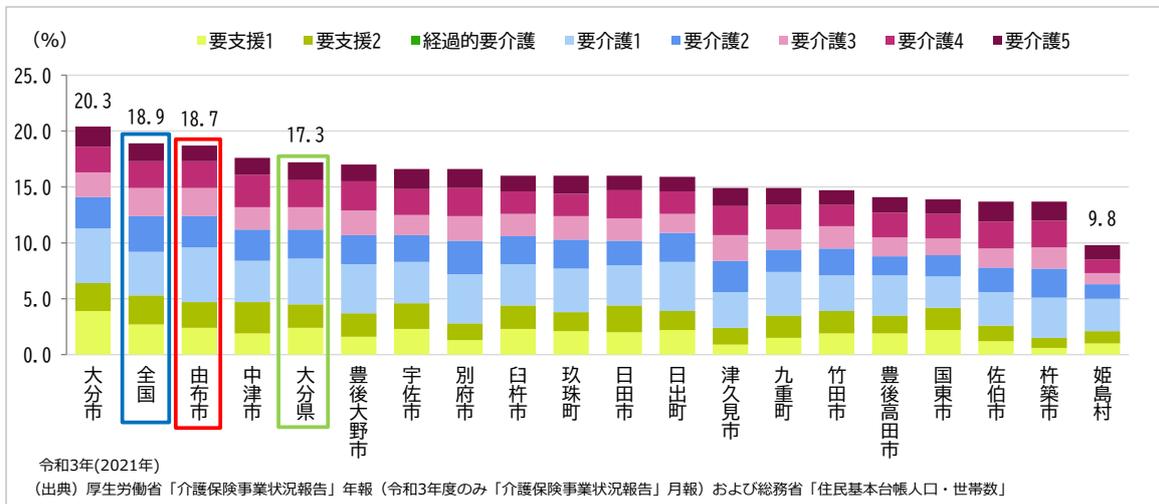
また、要介護認定率は、県平均より高く、県内でも上位に位置しています。

■ 要介護度別認定者数の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年12月）

■ 県内市町村別調整済み要介護認定率

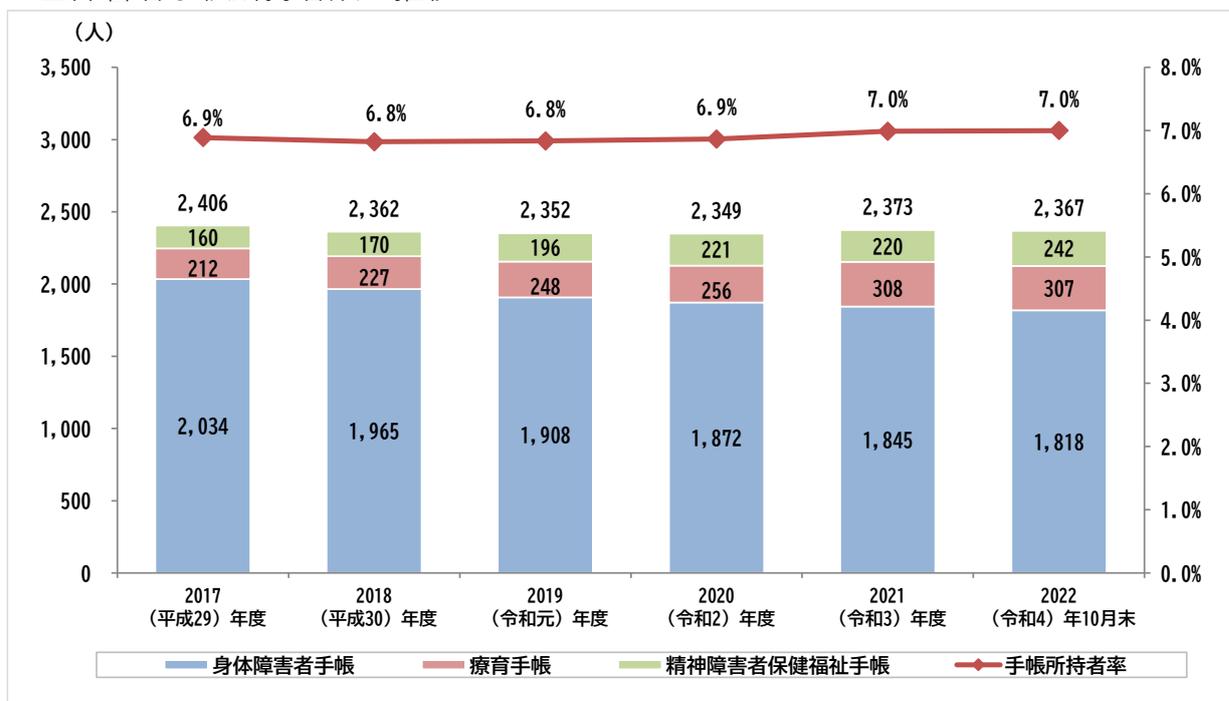


出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和3年12月）

(4) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、全体は微減で推移しており、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。一方、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移



出典：福祉課

(5) 生活困窮者の状況

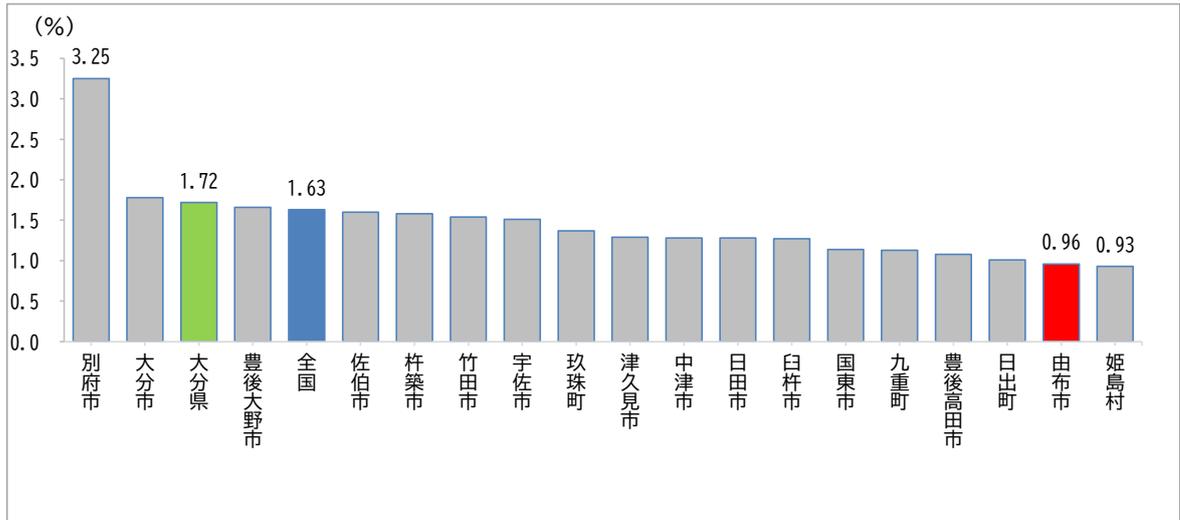
生活保護率は、ほぼ横ばいで推移しており、全国平均・県平均より低く、県内でも下位に位置しています。

■保護世帯数、保護率の推移



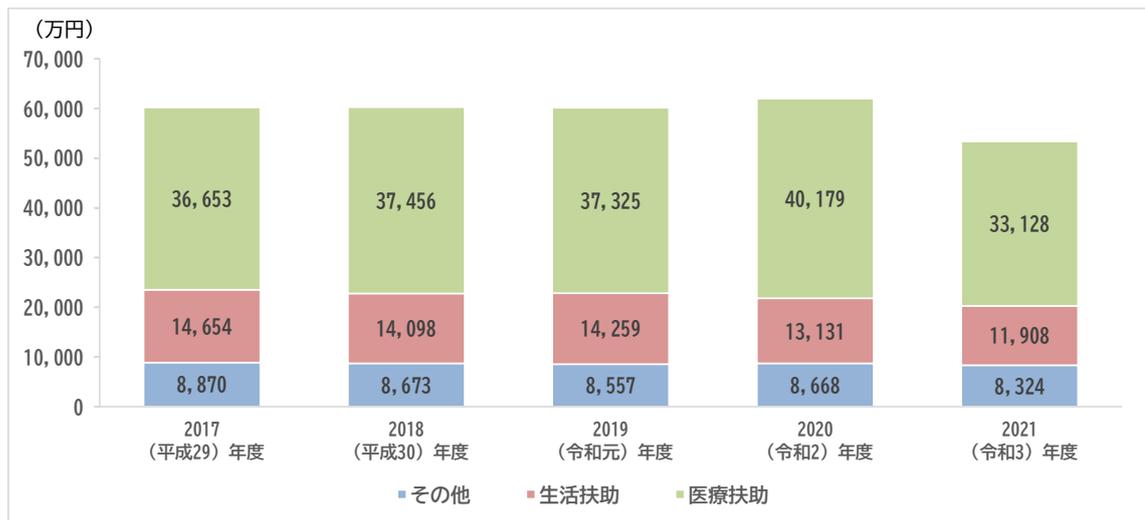
出典：令和2年度大分県の生活保護

■ 県内市町村別生活保護率



出典：令和2年度大分県の生活保護

■ 扶助別保護費支給額



出典：令和4年3月由布市集計

(6) 地域の福祉資源の状況

① 地区別民生委員・児童委員

	挾間地区	庄内地区	湯布院地区
自治区数	54	57	39
民生委員・児童委員数	35	28	29

② ボランティア団体等

令和4年3月31日現在のボランティア団体連絡協議会加入団体は9団体、人数は160人となっています。

2. 市民意識調査からみた地域福祉の状況

(1) 調査の概要

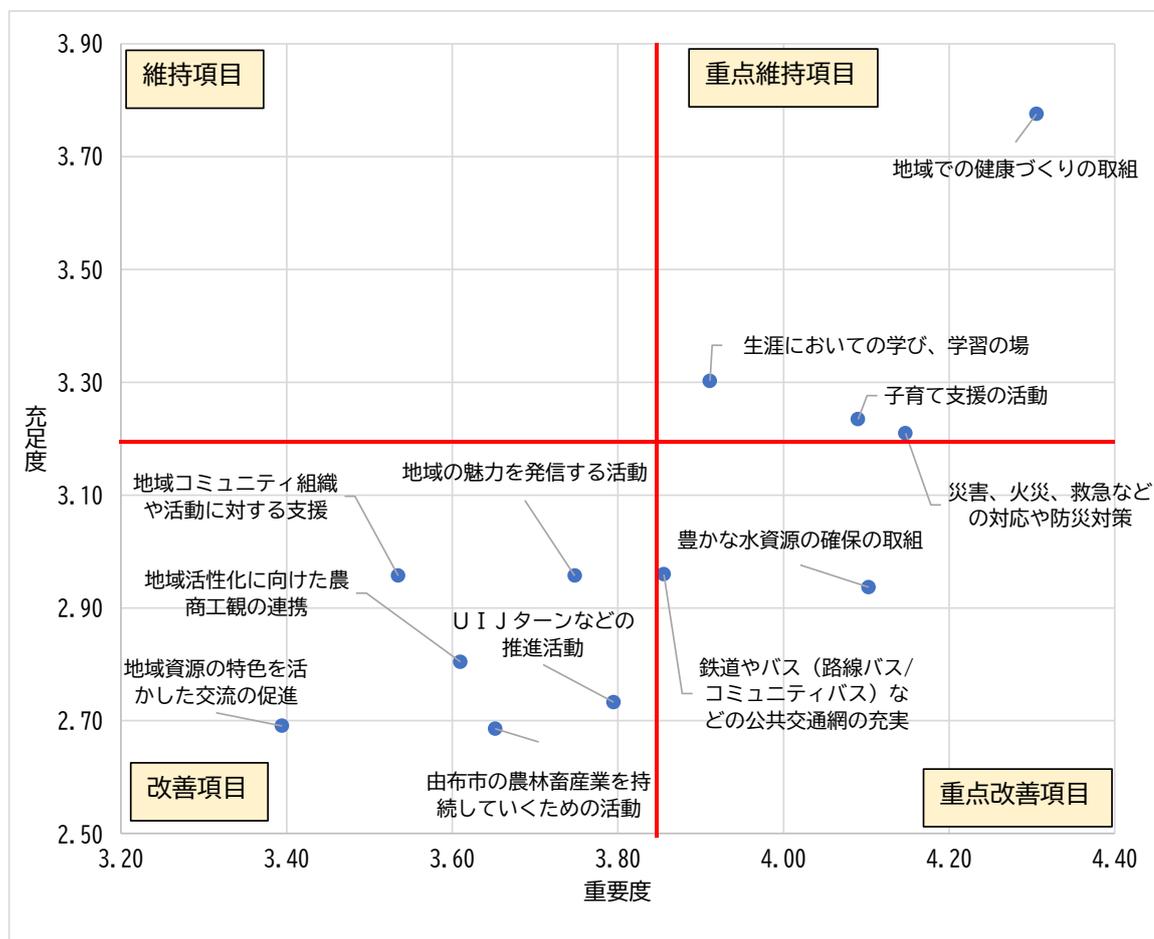
調査対象	令和4年4月1日現在、由布市に住民票を有する18歳以上の市民を主とし、各町の人口、年代別人口で案分して無作為抽出した3,000人を対象とする。なお、本調査は本市ホームページ上にて一般公開したため、回答者は必ずしも無作為抽出した3,000人とは限らず、市外在住者も若干名含まれる。
調査方法	Web調査・郵送調査
回収状況	938人（うち市内在住者927人）（うちWeb回答数 911人） 回収率 31.3%（938/3,000×100）

(2) 主な調査結果

① 地域福祉に関する意識について

調査結果にみる現状・課題
○福祉関連施策の充足度は、ある程度高くなっていると思われ、これをさらに高めていくためには多様化した市民ニーズを的確に捉え、効率的かつ効果的な取り組みを図っていく必要があります。

◆「地域での健康づくりの取組」、「子育て支援の活動」は重点維持項目、「地域コミュニティ組織や活動に関する支援」は改善項目となっています。

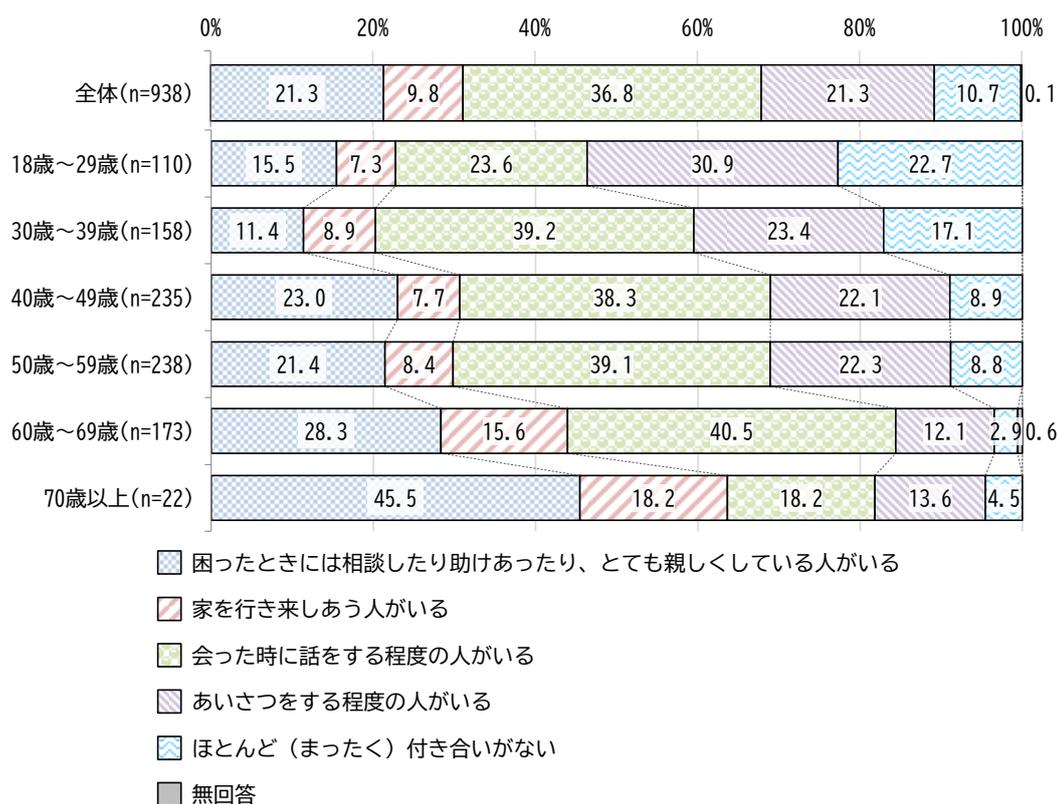


② 地域の交流について

調査結果にみる現状・課題

○親しい近所付き合いをしている若い世代の割合が低くなっていることから、若い世代へ地域福祉の必要性や関心が高まるような意識啓発や機会づくりが必要となっています。

- ◆近所づきあいについて、「会った時に話をする程度の人がいる」（36.8％）の割合が最も高く、次いで「困ったときには相談したり助けあったり、とても親しくしている人がある」「あいさつをする程度の人がある」（ともに21.3％）、「ほとんど（まったく）付き合いがない」（10.7％）となっています。
- ◆20代では「あいさつをする程度の人がある」（30.9％）、30代～60代では「会った時に話をする程度の人がある」、70代以上では「困ったときには相談したり助けあったり、とても親しくしている人がある」（45.5％）の割合が最も高くなっています。



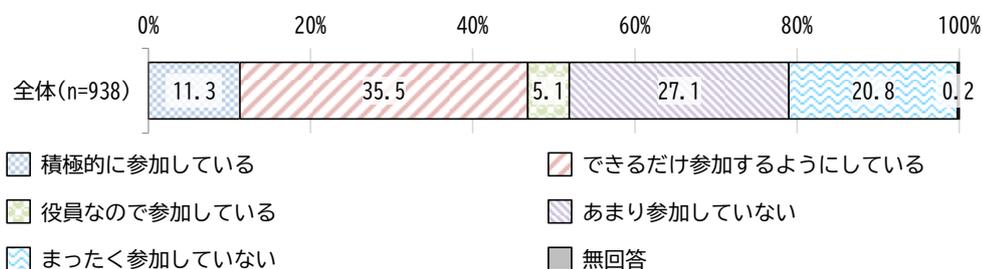
③ 地域活動やボランティアへの参加について

調査結果にみる現状・課題

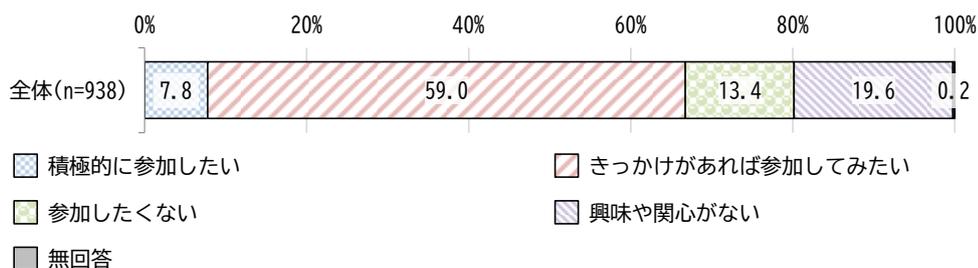
○地域の活動やボランティア活動への今後の参加意向については「きっかけがあれば参加してみたい」の割合が高くなっていることから、誰もが参加しやすい日時設定や場所、気軽に参加できる内容にするなど工夫が必要となっています。

○潜在的なボランティア活動への参加意向を引き出すために、ボランティアに関する情報の紹介、研修機会、相談窓口などの充実が求められています。

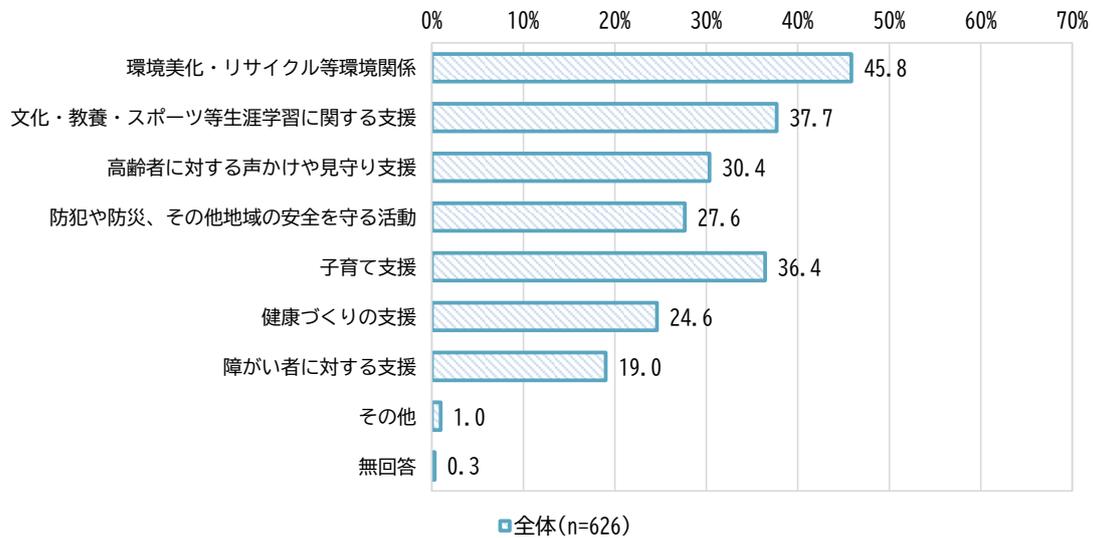
◆地域の行事や活動への参加について、「できるだけ参加するようにしている」(35.5%)の割合が最も高く、次いで「あまり参加していない」(27.1%)、「まったく参加していない」(20.8%)となっています。



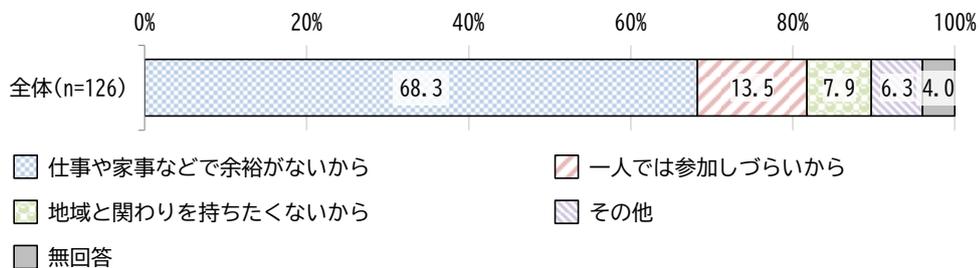
◆ボランティア活動への参加について、「きっかけがあれば参加してみたい」(59.0%)の割合が最も高く、次いで「興味や関心がない」(19.6%)、「参加したくない」(13.4%)となっています。



◆参加したい活動について、「環境美化・リサイクル等環境関係」(45.8%)の割合が最も高く、次いで「文化・教養・スポーツ等生涯学習に関する支援」(37.7%)、「子育て支援」(36.4%)となっています。



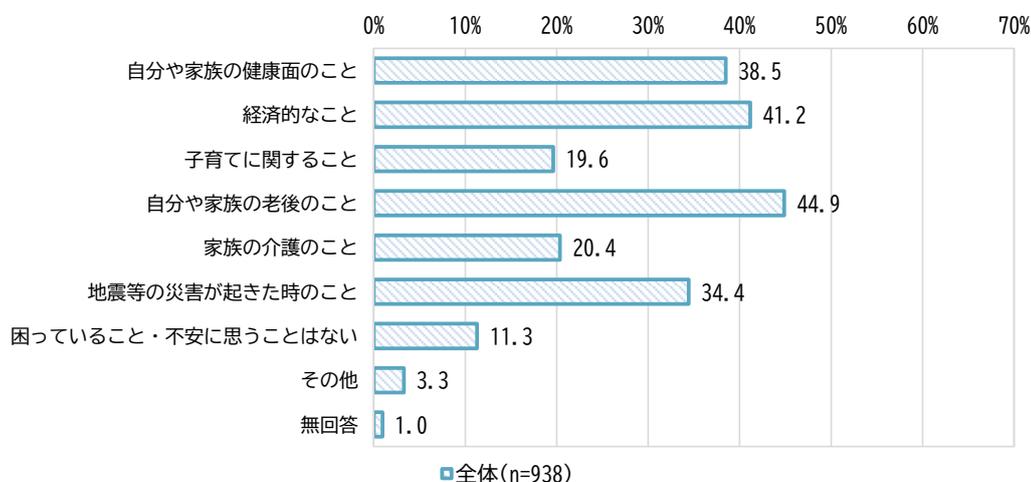
◆参加したくない理由について、「仕事や家事などで余裕がないから」(68.3%)の割合が最も高く、次いで「一人では参加しづらいから」(13.5%)、「地域と関わりを持ちたくないから」(7.9%)となっています。



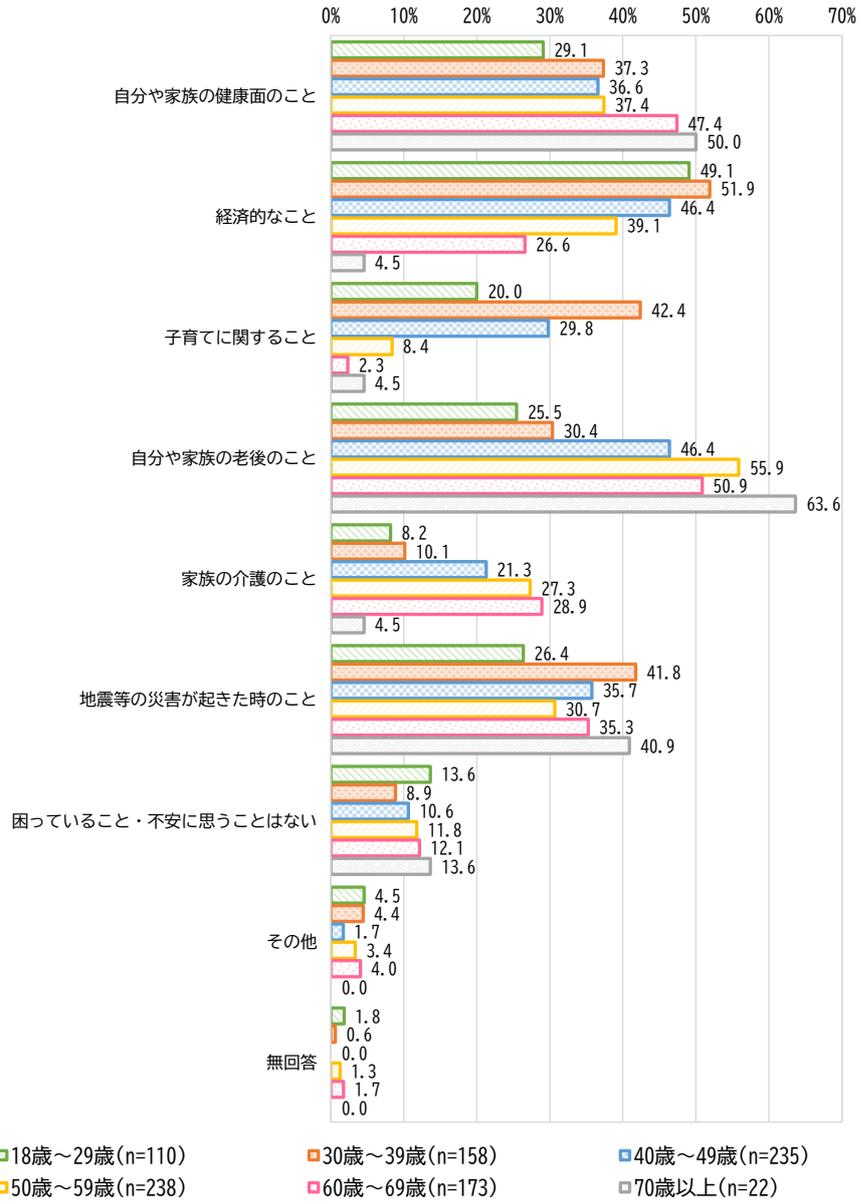
④ 情報や相談について

調査結果にみる現状・課題
○世代によって抱えている悩みや不安は多様となっていることから、個々のニーズに対応できるよう、包括的な相談体制の整備が必要となっています。
○悩みや不安の相談相手として公的機関の割合が低くなっていることから、相談機関の周知と安心して相談できる体制づくりが必要となっています。
○また、地域福祉の担い手として期待される自治会役員や民生委員・児童委員へ相談する割合も低くなっていることから、活動の周知や住民の関心を高める必要があります。
○行政情報の入手方法については全世代で「広報誌」の割合が最も高くなっていますが、その他の方法では年代ごとに違いがみられることから、それぞれの特性に配慮した情報の発信や周知の工夫が求められています。

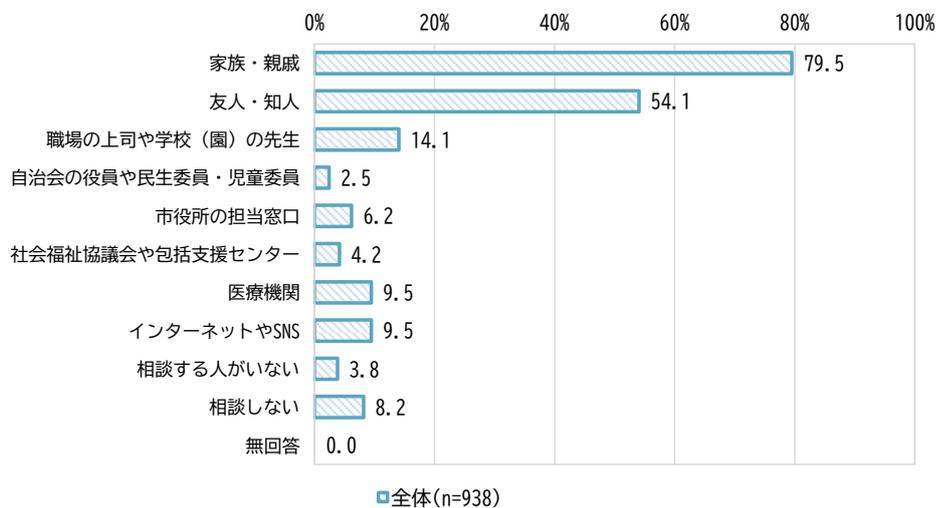
◆現在強く感じている悩みや不安について、「自分や家族の老後のこと」(44.9%)の割合が最も高く、次いで「経済的なこと」(41.2%)、「自分や家族の健康面のこと」(38.5%)となっています。



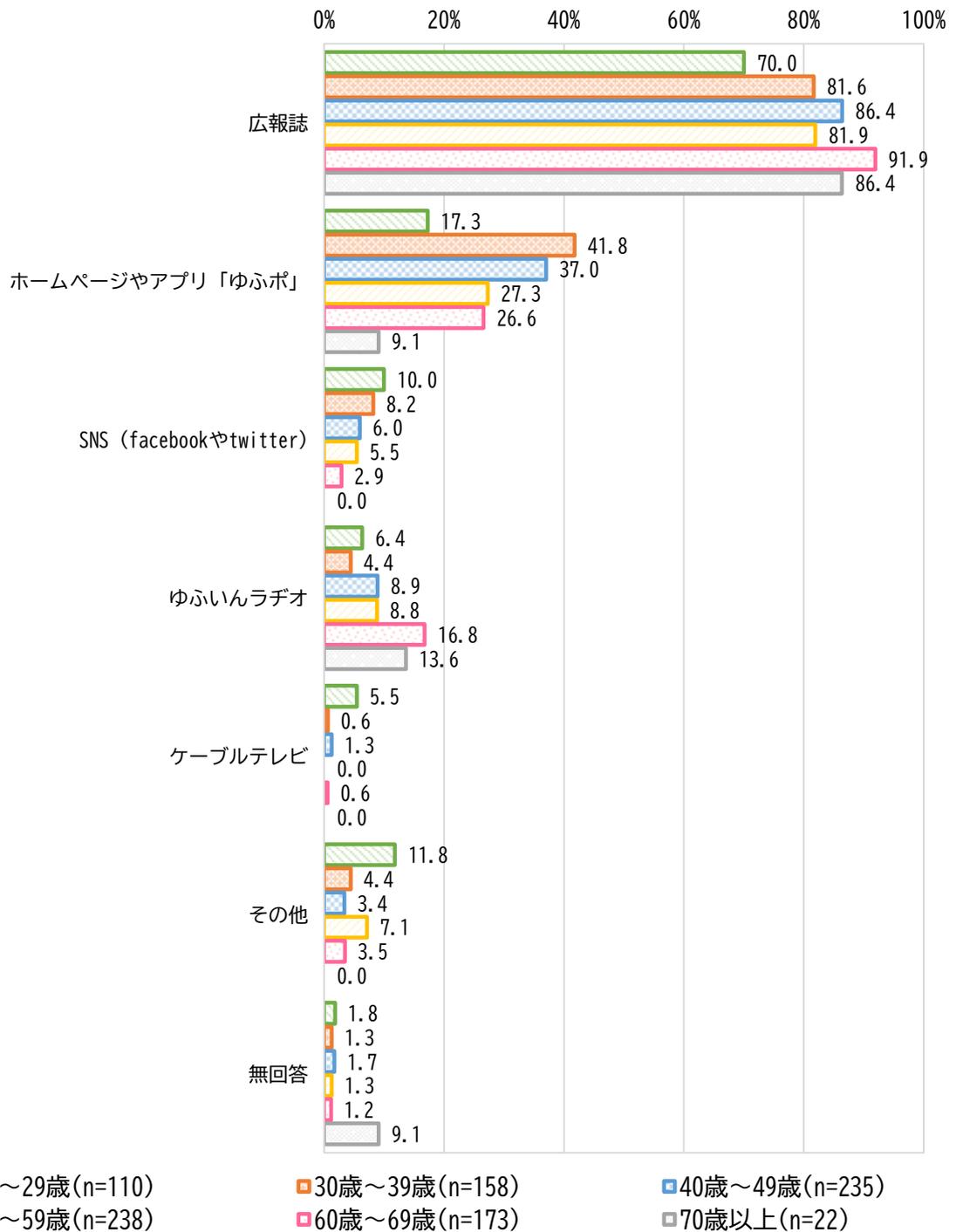
■年齢別



◆悩みや不安を感じた時の相談先について、「家族・親戚」(79.5%)の割合が最も高く、次いで「友人・知人」(54.1%)、「職場の上司や学校(園)の先生」(14.1%)となっています。



◆行政情報の入手方法について年代別で見ると、年代により行政情報の受け取り方に違いがみられます。18～29歳では「SNS」が9.6%で他の年代より高くなっています。30代では「ホームページやアプリ『ゆふポ』」の回答が41.7%で他の年代より高くなっています。また「広報誌」は世代が上がるほど利用されている傾向にあり、60代で91.8%、70歳以上で86.4%となっています。



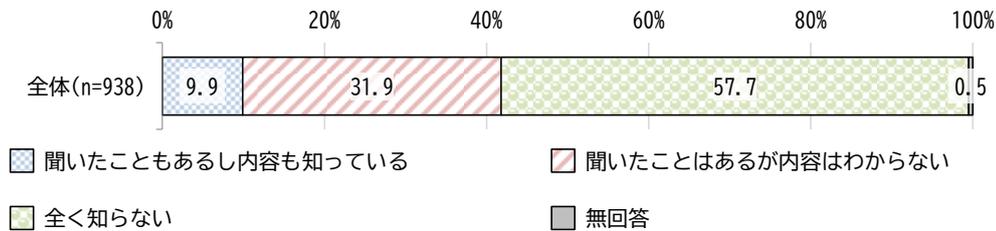
⑤ 再犯防止推進の意識について

調査結果にみる現状・課題

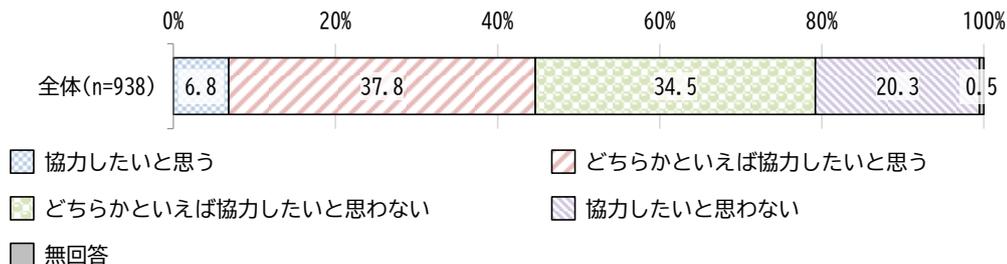
○犯罪をした人の立ち直りへの協力にあたっては、接し方、自分や家族の安全確保などの不安材料を解消していくことが必要となっています。

○社会を明るくする運動の内容について認知度が低い一方、「誰一人取り残さない」社会の実現については、肯定的な回答が多くなっていることから、社会を明るくする運動の主旨や活動内容の情報を発信し、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることへの理解を深めるための支援体制が必要となっています。

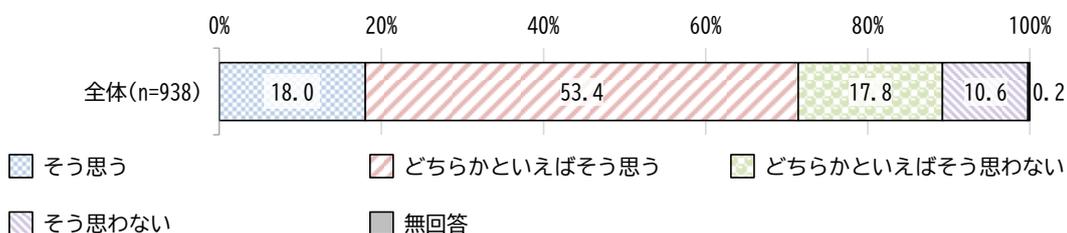
- ◆社会を明るくする運動の認知度について、「聞いたこともあるし内容も知っている」(9.9%)、「聞いたことはあるが内容はわからない」(31.9%)、「全く知らない」(57.7%)となっています。



- ◆犯罪をした人の立ち直りへの協力について、「どちらかといえば協力したいと思う」(37.8%)の割合が最も高く、次いで「どちらかといえば協力したいと思わない」(34.5%)、「協力したいと思わない」(20.3%)となっています。



- ◆「誰一人取り残さない」社会の実現への考えについて、「どちらかといえばそう思う」(53.4%)の割合が最も高く、次いで「そう思う」(18.0%)、「どちらかといえばそう思わない」(17.8%)となっています。

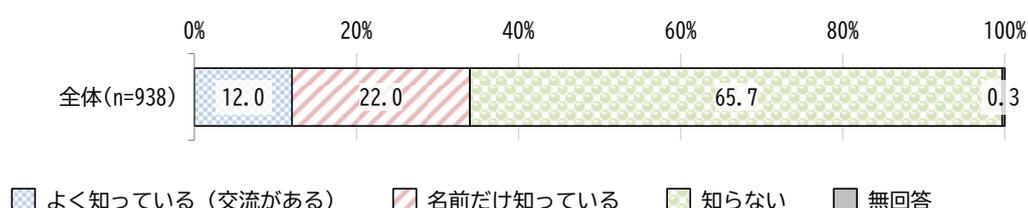


⑥ 福祉の担い手について

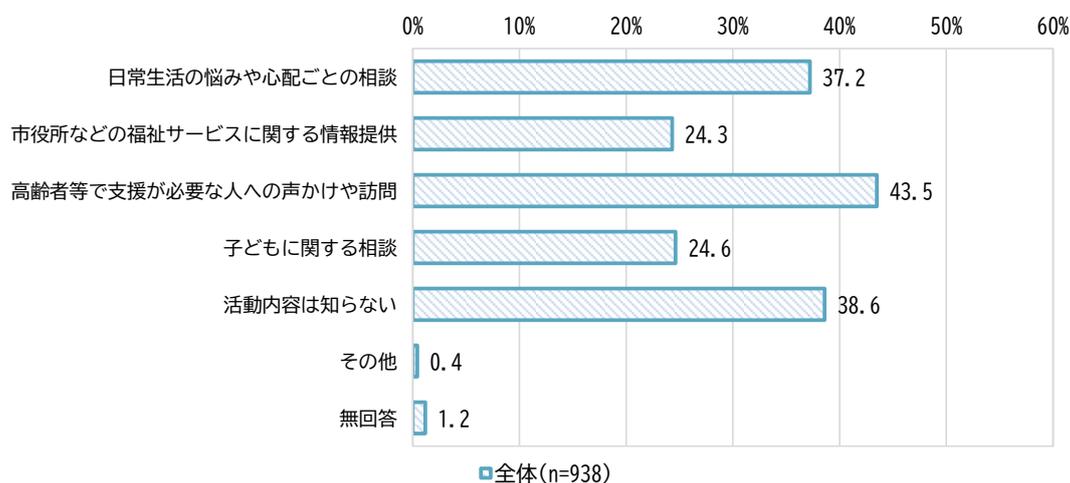
調査結果にみる現状・課題

○地域福祉の中心的な担い手と期待されている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容の認知度が低くなっていることから、活動内容の周知を図り理解を深めていくことで地域の各主体との協力・連携が推進される体制づくりが必要となっています。

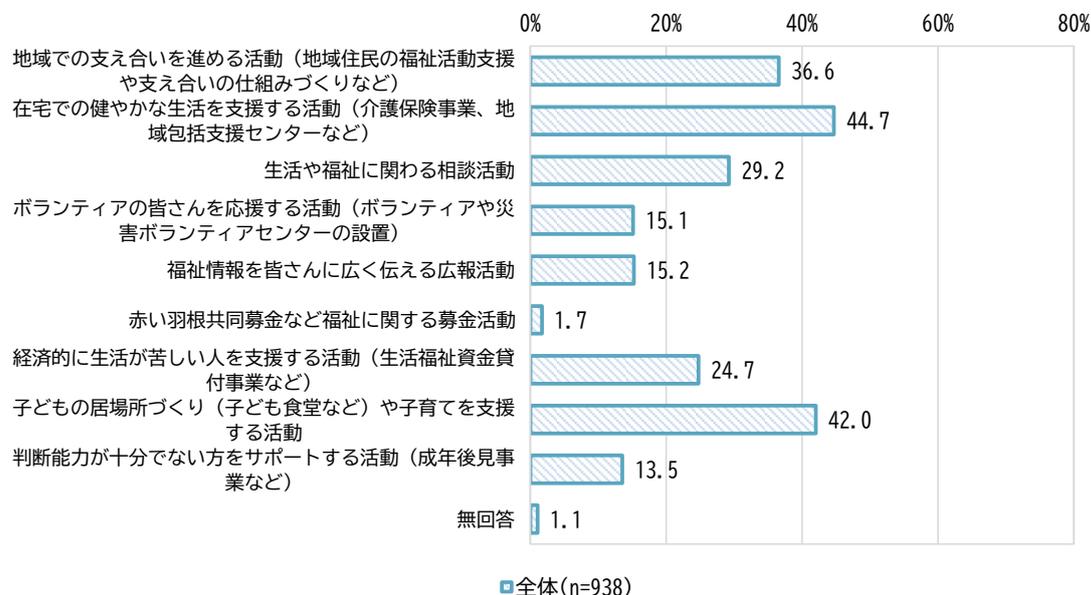
◆地区の民生委員・児童委員の認知度について、「よく知っている（交流がある）」（12.0%）、「名前だけ知っている」（22.0%）、「知らない」（65.7%）となっています。



◆民生委員・児童委員の活動の認知度について、「高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問」（43.5%）の割合が最も高く、次いで「活動内容は知らない」（38.6%）、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」（37.2%）となっています。



◆社会福祉協議会に充実して欲しい活動について、「在宅での健やかな生活を支援する活動（介護保険事業、地域包括支援センターなど）」（44.7%）の割合が最も高く、次いで「子どもの居場所づくり（子ども食堂など）や子育てを支援する活動」（42.0%）、「地域での支え合いを進める活動（地域住民の福祉活動支援や支え合いの仕組みづくりなど）」（36.6%）となっています。

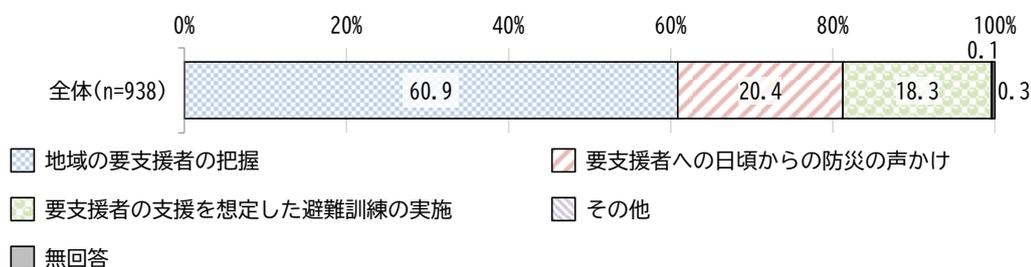


⑦ 安全・安心な暮らしについて

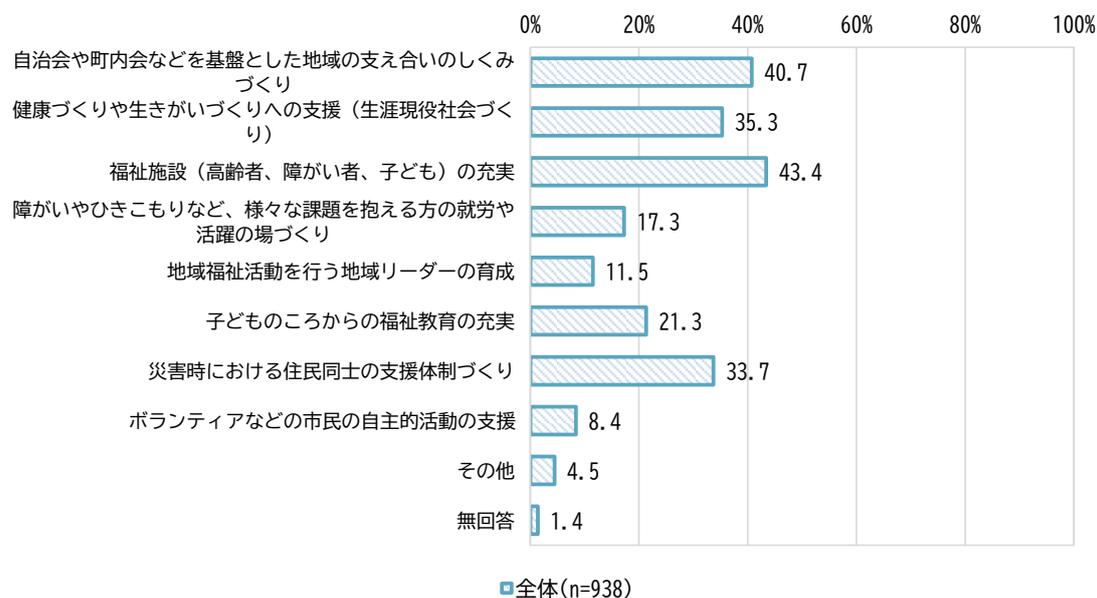
調査結果にみる現状・課題

- 一人では避難が困難な人（要支援者）に対し、地域住民・行政・民間事業所などが協力して支援に取り組んでいくことが必要となります。
- 日頃からの近所や地域での協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などの備えが必要となっています。

- ◆災害発生時に一人で避難が困難な人への地域での必要な支援策について、「地域の要支援者の把握」（60.9％）の割合が最も高く、次いで「要支援者への日頃からの防災の声かけ」（20.4％）、「要支援者の支援を想定した避難訓練の実施」（18.3％）となっています。



- ◆住み慣れた地域で安心して継続して暮らすために必要な重点施策について、「福祉施設（高齢者、障がい者、子ども）の充実」（43.3％）の割合が最も高く、次いで「自治会や町内会などを基盤とした地域の支え合いの仕組みづくり」（40.7％）、「健康づくりや生きがいづくりへの支援（生涯現役社会づくり）」（35.3％）となっています。



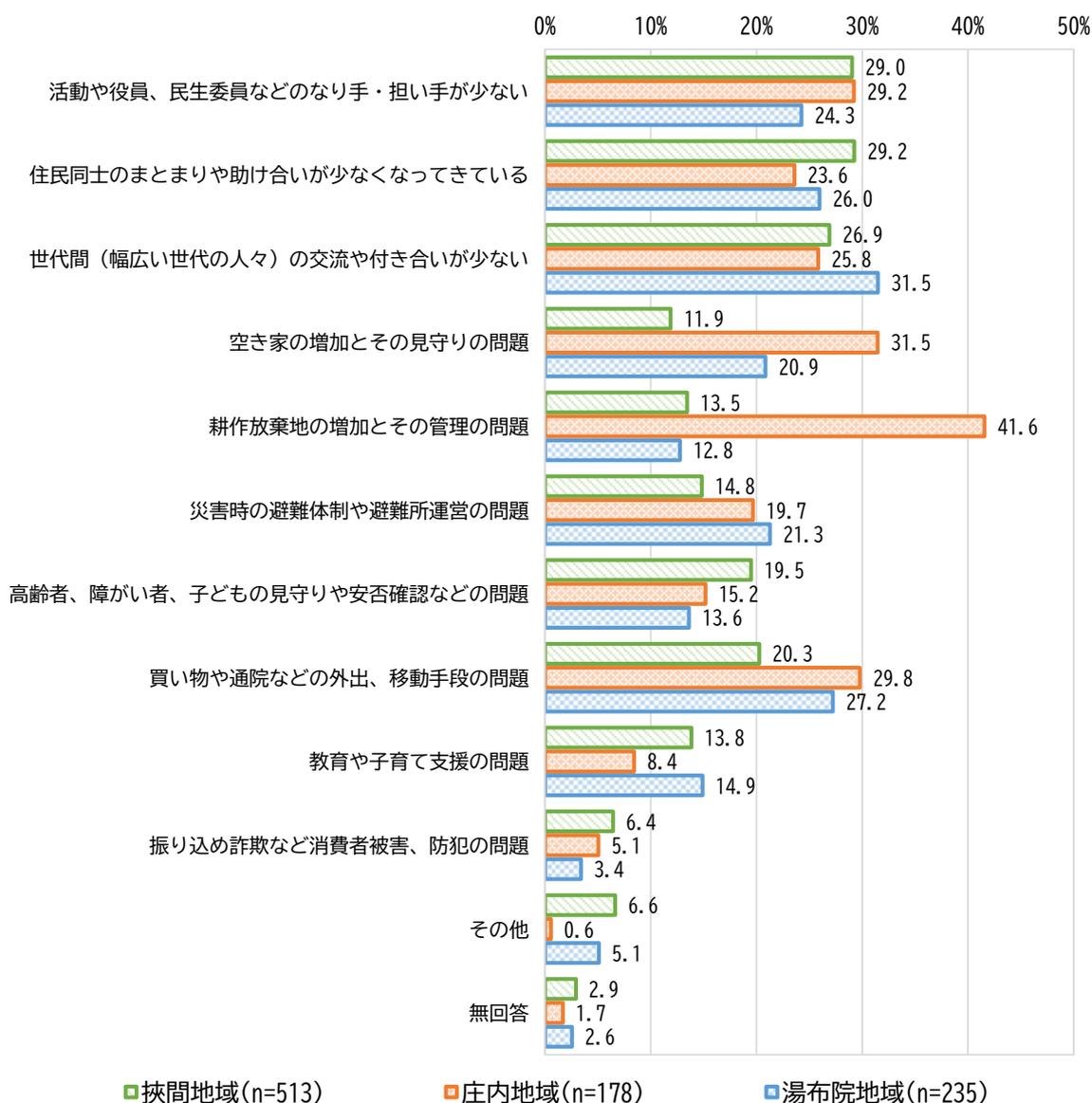
⑧ 今後の福祉施策について

調査結果にみる現状・課題

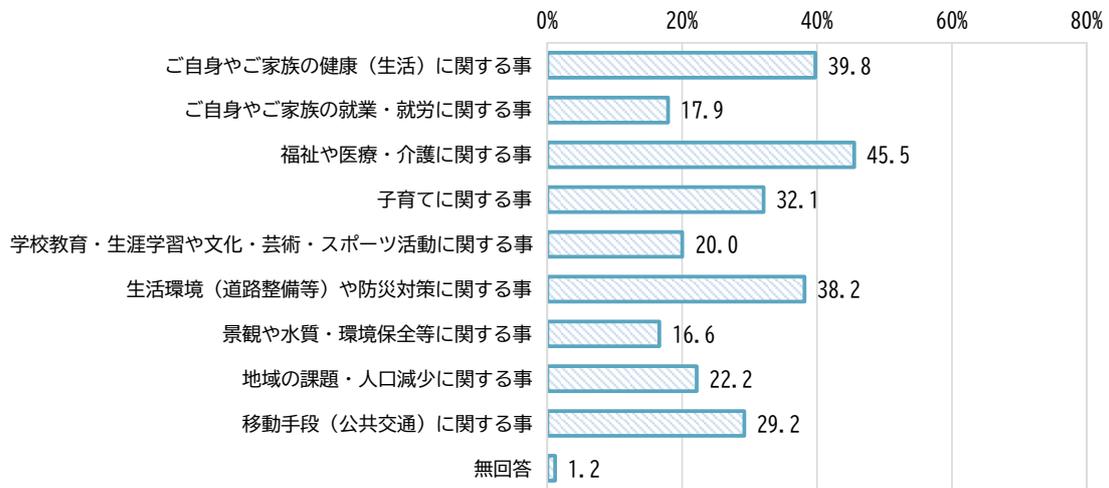
○少子高齢化が進み、地域生活の維持や地域での担い手不足や交流機会の減少などの課題が多くなっていることから、地域の担い手の育成・確保の取組みと交流の場づくりが必要となっています。

○地区ごとに求めている施策が違うことから、その地区のニーズにあった、きめ細かい施策の推進が求められています。

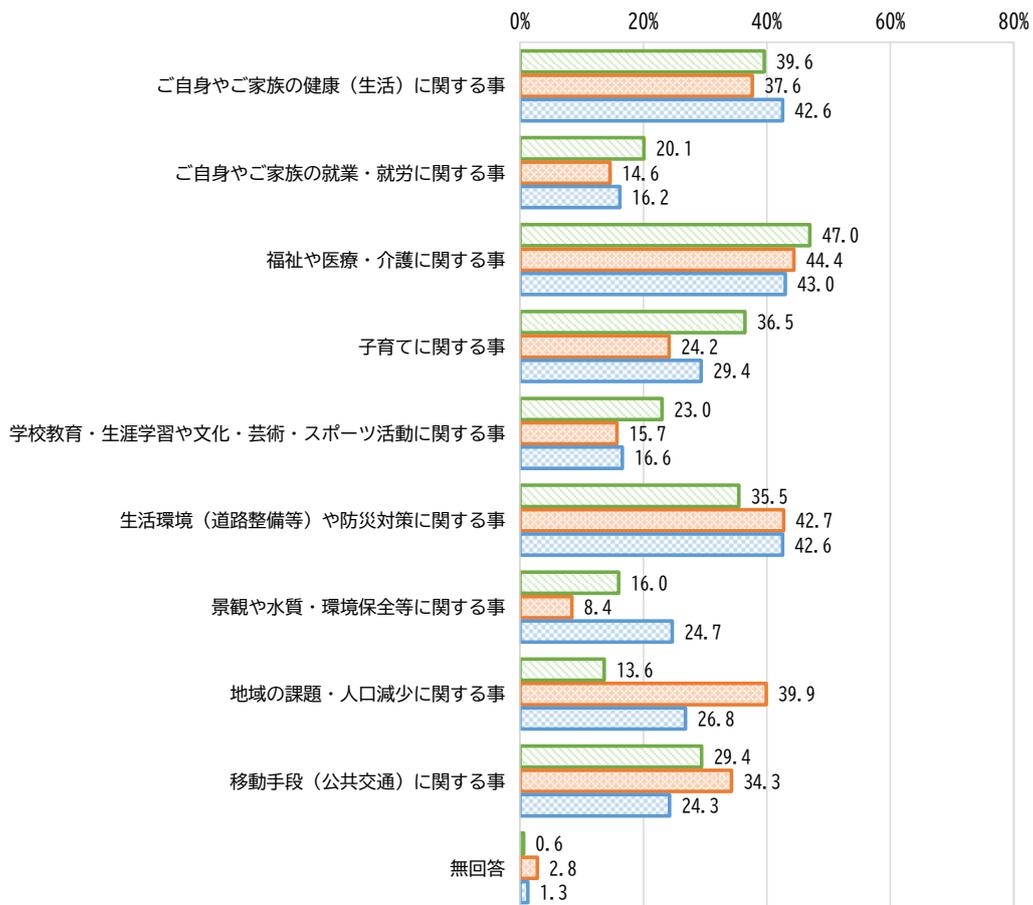
◆地区での大きな問題や課題について、「活動や役員、民生委員などのなり手・担い手が少ない」(27.9%)の割合が最も高く、次いで「世代間(幅広い世代の人々)の交流や付き合いが少ない」(27.8%)、「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなってきた」(27.1%)となっています。



◆今後、関心のある施策について、「福祉や医療・介護に関する事」(45.5%)の割合が最も高く、次いで「ご自身やご家族の健康(生活)に関する事」(39.8%)、「生活環境(道路整備等)や防災対策に関する事」(38.2%)となっています。



■全体(n=938)



■挾間地域(n=513)

■庄内地域(n=178)

■湯布院地域(n=235)

3. 福祉関係団体等アンケートからみえてきた地域福祉課題

(1) 調査概要

調査対象	市内に組織されている福祉関係団体等や活動者等 29 団体
調査方法	郵送調査
回収状況	25 団体 回収率 86.2% (25/29×100)

(2) 主な調査結果

① 活動について

検討すべき課題等
○後継者の育成、特に中核を担う人材の育成
○活動の活性化のための行政や社会福祉協議会との連携、外部人材の活用
○団体活動への市民の理解促進
○団体活動の情報発信
○団体役員や保護司等の負担の軽減
○情報共有や知識を深めるための研修会等の実施

■福祉関係団体等

- 活動を行う上で困っていることについては、「メンバーの高齢化」(64.0%)、「リーダー(後継者)や中心となるメンバーが育たない」(56.0%)、「新しいメンバーが入らない・参加者が少ない」(48.0%)が多くなっています。
- 課題解決のために必要なこととしては、「若いメンバーへの声かけ」「魅力的な活動づくり」「広報活動に力を入れる」などの意見がありました。
- 住民の理解や協力、参加を得るためにどのようなことが必要だと思うかについては、「団体や活動に関する情報提供の充実」(56.0%)の割合が最も高く、次いで「団体やボランティアと地域住民の交流機会の充実」「団体や活動、地域福祉の重要性に関する市から住民への周知・啓発」「初めての人も参加しやすいきっかけづくり」(共に52.0%)の順となっています。

■保護司会

- 「保護観察」を行う上で不安や負担に感じることで、「薬物事犯など対応が難しい保護観察対象者を担当すること」「保護観察対象者やその家族への接し方」「保護観察に関して一人で面接すること」「保護観察に関する制度の知識・情報不足、書類の作成等」の意見がありました。

■更生保護女性会

- 「会員の高齢化」「後継者不足」については、回答者全員が活動を行う上で抱えている問題点や課題とされました。そのほか、「会員の減少」「活動のマンネリ化による意識の低下」「地域住民の理解不足」に意見が多くなっています。

② 地域について

検討すべき課題等
○ウィズコロナ※ ¹ 、アフターコロナ※ ² における社会交流の機会や場の創出
○孤立を防ぐ、地域における見守り体制づくり
○複合化した地域課題に対応するための包括的な支援体制の整備

※¹ ウィズコロナ：新型コロナウイルス感染症の拡大を予防しつつ、経済活動を停止せずに進めていく期間

※² アフターコロナ：新型コロナウイルス感染症のワクチンが普及し、混乱が終わった後の時代

- 最近、地域で気になることがある分野は、「高齢者・介護の必要な人やその家族に関すること」の割合が最も高くなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により行動・活動が制限され、地域コミュニティ機能の低下を心配する意見が多くありました。
- 地域の助け合いを活発にするためにどのようなことが重要だと思うかについては、「日頃から地域の住民同士で見守りや声かけをしよう」（80.0%）の割合が最も高くなっています。
- 活動を行う中で、地域の課題だと感じることについては、「ある」が40.0%、「ない」が24.0%となっています。
- 最近、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例が「ある」割合は24.0%となり、高齢者のみ世帯や空き家に関する意見がありました。
- 全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会をみんなで築いていくために必要なこととして、「ネットワーク作り、見守り体制の整備」、「地域活動が出来る人材の育成」、「支援が必要な人への支援」、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」の割合が5割を超えています。

③ 情報について

検討すべき課題等
○広報紙やチラシ、パンフレットの紙媒体や、ホームページ・SNS等を活用するなど、多様な媒体による市民ニーズにあった情報発信
○個人情報取り扱いに関する規程の作成及び支援者の運用ルールの周知と理解
○支援が必要な人の個人情報の提供に関する理解

- 団体の活動情報の発信の仕方について、「メンバーなどによる口コミ」の割合が44.0%と最も高くなっています。
- 災害時などにおいて、地区・校区等を単位として支援者が必要な個人情報を共有することについては、共有すべきとする意見が多くなっています。しかし、共有にあたっては、個人情報の取り扱いには十分な注意が必要という意見もありました。

④ 連携について

検討すべき課題等
○公的機関との連携が多くなっていることから、さらに連携によるが効率的かつ効果的に推進されるよう、団体間の連携など取組みの拡大

- 交流や連携、協力関係がある地域の他団体・機関等については、「社会福祉協議会」(60.0%)の割合が最も高く、次いで「市役所」(56.0%)、「小学校・中学校」(48.0%)の順となっています。
- 連携等の内容は、見守り活動が多くなっています。

⑤ 今後の活動について

検討すべき課題等
○市民が団体の活動に参加できるよう、団体活動のPRや情報発信
○有効な情報提供や団体同士のマッチング
○若年齢層が地域福祉活動へ気軽に参加できる仕組みの強化

- 団体の活動に単発で参加することについて、「活動の内容によっては、単発で参加してもらっても良い」「常に単発の形でよいので、参加してもらえると助かる」の合計の割合が4割となっています。
- 活動を行うにあたり、市や社会福祉協議会に支援してほしいことについては、「団体や活動についてのPR」(56.0%)の割合が最も高く、次いで「活動に必要な情報の提供」(52.0%)、「団体と市・社会福祉協議会の連携の強化」(44.0%)の順となっています。

⑥ 今後の地域福祉について

検討すべき課題等
○各分野の横断的な連携や交流できる機会を設けることや情報共有することなどによる、様々な地域の生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく仕組みづくり
○支援が必要な人や世帯を含め、住民一人一人に最適な情報や支援が届く仕組みづくり及び相談窓口の充実

- 今後、地域福祉の推進を図る上で、市が特に力を入れるべき施策について、「交通弱者に対する移動支援の充実」(56.0%)の割合が最も高く、次いで「福祉に関する情報提供・案内の充実」(44.0%)、「身近なところでの相談窓口の充実」「地域活動への参加の促進や支援」「災害時における要支援者への支援体制づくり」(共に36.0%)の順となっています。

- 地域福祉の推進や地域課題の解決のためには、情報共有や連携に関する意見が多くなっています。

⑦ 再犯防止の推進について

検討すべき課題等
<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の人の犯罪者に対する再犯防止の理解 ○対象者自身が福祉的支援の必要性を認知できる取組み ○子どもの居場所づくり、児童委員等関係者との交流の場づくり ○協力雇用主と保護司の交流機会や場づくり ○各種団体を対象とした再犯防止や更生保護の視点を盛り込んだ情報の提供や研修等の実施

■保護司会

- 「保護観察」を行う上で不安や負担に感じる事として、「薬物事犯など対応が難しい保護観察対象者を担当すること」「保護観察対象者やその家族への接し方」「保護観察に関して一人で面接すること」「保護観察に関する制度の知識・情報不足、書類の作成等」の意見がありました。
- 「生活環境の調整」に関する困りごととして、「引受人が何度も変わった」「家族（両親・兄弟など）に引受人を断られた」などの意見がありました。
- 「犯罪予防活動」に関する困りごととしては、「犯罪予防・再犯防止への市民への啓発活動が不十分」「更生保護活動に対しての理解がまだまだ足りない」という意見がありました。

■更生保護女性会

- 犯罪をした人の社会参加が進むためには、「地域住民の理解」「住居の確保」「就労の場の確保」「生活が安定するための経済的な支援」「職業能力取得への支援」「関係機関が連携した相談体制」について、全ての回答者が必要と回答しています。
- 「地域との連携・協働活動」については、地域の関心の低さや協力の仕方がわからないなどの意見がありました。
- 「犯罪・非行予防活動」に関する「周囲の犯罪者に対する再犯防止への理解が無い」などの意見がありました。

4. 第3期計画検証結果の総括

(1) 評価・検証の実施方法

○方 法：調査シートによる回答

○時 期：令和4年8月

○対 象：福祉課、高齢者支援課、健康増進課、子育て支援課、庄内地域振興課、湯布院地域振興課、挾間地域振興課、人権・部落差別解消推進課、総務課、総合政策課、商工観光課、防災危機管理課、建設課、学校教育課、社会教育課、社会教育課（挾間公民館）、社会教育課（湯布院公民館）、由布市社会福祉協議会

○取組みの評価基準：

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージどおりかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージどおりにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

(2) 全体総評

基本目標	取り組み	市 評価	社協 評価
基本目標1 支えあいの気持ちや地域の 人材づくり	1 地域交流の促進	C	B
	2 支えあい・思いやりの福祉意識づくり	C	B
	3 ボランティア等の育成・支援	C	C
	4 地域福祉にかかわる団体の活動促進	B	C
基本目標2 支えあいのしくみづくり	1 地域コミュニティと支えあいのネットワークづくり	B	B
	2 交流・福祉活動の場づくり	B	B
基本目標3 利用しやすい福祉サー ビスのしくみづくり	1 福祉情報提供の充実	B	B
	2 福祉相談体制の充実	B	B
	3 福祉サービスの充実	B	B
	4 権利擁護対策の推進	B	B
基本目標4 安心安全なまちづくり	1 地域と連携した防犯・防災対策の推進	C	B
	2 人にやさしいまちづくりの推進	B	C

評価の結果、福祉意識の浸透やボランティア団体等の担い手の育成・確保が十分できていない状況となっています。今後さらに少子高齢化が進み、地域福祉の担い手が不足することが見込まれており、行政は市民ニーズを的確に把握し、また、市民一人一人が地域の課題を自分ごとと捉え地域福祉活動への参加が促進されるよう、市民の意識向上や行動につながる取組みが求められています。

また、福祉の情報提供、相談体制、サービスに関しては、高齢者と子育ての分野では評価が高くなっているものの、障がいのある人や生活困窮者などの分野では、複合化・複雑化した課題への対応として包括的な支援体制の整備が求められています。

また、交流・コミュニティ関連の取組みや福祉サービス関連の取組みにおいては概ね計画どおり推進できたとされましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や行動制限などの影響によりコミュニティ活動が思うようにできなかったとの課題もあげられています。今後はこのような新たな生活様式や、住民の意識や行動変容に対応することが求められます。

(3) 基本目標ごとの評価・検証結果

基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

取り組み1 地域交流の促進

健康づくりや老人クラブ、お茶の間サロン等においては、B評価が多くなり概ね効果的な取組みができた。

一方、まちづくり協議会については、設立は進んだが課題解決に向けた具体的な活動については今後の課題とされC評価が多くなった。

また、子どもや子育て家庭等を対象とした交流事業については、支援拠点センターを4ヶ所に拡大し体制強化が実現でき、利用者も増加したことからA評価となった。一方、障がいのある人の交流については、利用者の減少がみられ活動が停滞しているとされC評価となった。

取り組み2 支えあい・思いやりの福祉意識づくり

講習会やイベント等の開催など概ね計画どおり取組みは実施できたが、人権や男女共同参画の意識が高まったとは言い難い部分もありC評価が多くなった。

一方、学校教育における人権や福祉についての意識啓発については、全ての学校で実施できるなど効果的な取組みが実施できたことからA評価となった。

取り組み3 ボランティア等の育成・支援

有償ボランティアの立ち上げや地域でのお世話役など高齢者の分野ではB評価と高くなった一方、ボランティア団体等の連携や育成ができていないことから評価が下がる要因となった。

また、ボランティア活動団体等においては、メンバーの高齢化や後継者不足が顕在化し、人材の確保が難しい状況となっているとされた。

取り組み4 地域福祉にかかわる団体の活動促進

団体等の活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が一部縮小するなどされたが、感染対策を行い概ね実施できた。

しかし、地域福祉推進に関わる各団体と行政との連携が取れていないことや団体のメンバーの高齢化による団体活動の停滞など評価を下げる要因となった。

一方、子育て分野では関係機関との連携も緊密に維持できていることからA評価となった。

基本目標2 支えあいのしくみづくり

取り組み1 地域コミュニティと支えあいのネットワークづくり

自治区加入率は高くなっているが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響から行事等への参加者が減少していることからB評価となった。

また、地域課題の把握、ネットワークづくりについては、一定の成果がみられたものの、今後の地域における人口減少を見据え、包括的に地域課題取り組む体制として重層的支援体制整備事業について取り組んでいくとされた。

取り組み2 交流・福祉活動の場づくり

福祉施設については指定管理者制度の活用などにより利用を促進しているが、さらなる活用が必要とされ評価が低くなった。

また、市民の地域福祉活動の拠点としてさらに重要性が高まっている自治公民館については施設の老朽化がみられ、今後計画的な維持管理が必要とされた。

高齢者分野においては、サロンの取組みを積極的に実施したことで、登録者の大幅な増加があるなど効果がみられたことからA評価となった。

基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり

取り組み1 福祉情報提供の充実

高齢者、子育て支援の分野では、多様な情報提供が遅延なくできていることからA評価と高くなった。一方、障がいのある人の分野では、点訳・音訳による情報提供ができていないことからC評価となった。

また、市報については、読みやすく、わかりやすい紙面にすることができていると思われ、今後、市ホームページとの連動など取り組む必要があるとされた。

取り組み2 福祉相談体制の充実

高齢者分野では、関係機関と連携した取組みを積極的に実施できていることからA評価となった。障がいのある人の分野では、職員間の連携不足などがあり、生活困窮者に対する就労支援が早期の自立に結びつかないなど課題が残るC評価となった。

取り組み3 福祉サービスの充実

高齢者分野においては、利用しやすいサービスの体制づくりが確実に進展しているとされB評価となった。

障がいのある人の分野では、「緊急時の相談、受け入れ体制の整備」が達成できたが、複合的な課題に対応するためサービス内容の見直しや検討が必要とされC評価となった。

子育て支援では、子育て施設・相談体制等の充実は推進できたが、「潜在的待機児童」やアウトリーチに関して課題が残ったとされB評価となった。

取り組み4 権利擁護対策の推進

虐待防止と消費者問題については、関連機関との連携のもと、適切な対応ができ効果的な取り組みとなったことからA評価となった。

一方、地域連携や、より多くの市民への普及啓発に課題が残ったことなどの理由により評価が下がった。

基本目標4 安心安全なまちづくり

取り組み1 地域と連携した防犯・防災対策の推進

自主防災組織の立ち上げは推進されたが、今後、取り組みの活性化が課題となり、個別避難計画の策定については、一部の人だけにとどまっている状況などからC評価となった。

取り組み2 人にやさしいまちづくりの推進

ユニバーサルデザインやバリアフリーの普及・周知は概ねできているが、さらなる周知が必要とされB評価となった。

道路や公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリー化については、優先順位を決めて順次整備を進めているが、積極的に取り組めていないことからC評価となった。

コミュニティバスについては、地域ニーズへ対応するため路線見直しなど利便性の向上に取り組むことができたことからB評価となった。

5. 第4期計画に向けての課題

(1) 地域コミュニティの維持と強化

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人とのつながりづくりが一層困難な状況となりました。

市民意識調査においても、親しく近所づきあいをしている割合は2割程度となっており、特に若年層の割合が低くなっていることなどから地域のつながりも希薄化が伺え、地域でのつながりや情報共有が難しい状況になりつつあると考えられます。

団体等の活動においてもメンバーの高齢化や固定化などから活動の停滞がみられ、さらなる人口減少や少子高齢化の進行により、将来的に住民同士の支え合いの関係性が希薄化し、地域力の低下につながっていくことも考えられます。現在まで築かれている住民同士の支え合いの関係性を維持していくために、多世代が交流し、生きがいを持てるような機会づくりや住民一人一人の意識啓発が必要です。また、地域内のコミュニティを基本としつつも、包括的な支援を行っていくために住民・行政・社会福祉協議会・関係団体等の多様な主体がつながりをもつことが重要です。

(2) 福祉を支える担い手の確保と育成

市民意識調査では、福祉に関する活動へ参加していると回答した割合は少なくなっています。

一方で福祉に関する活動を「きっかけがあれば参加してみたい」と回答した割合が半数を超えていることから、活動をしていない住民でも活動意欲は高いといえます。

また、地区での大きな問題として、「活動や役員、民生委員などのなり手・担い手が少ない」の割合が最も高く、福祉関係団体等アンケート調査においても、活動するうえでも、活動メンバーの減少や高齢化、マンネリ化といった課題があげられています。

さらに、地域福祉の中心的な担い手と期待されている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容の認知度が低くなっていることから、周知を図り理解を深めていくことが必要となっています。

今後、意欲ある住民を身近な活動をはじめとして実際の行動へとつなげ、地域の担い手となれるよう取組みを進めていくことが必要です。

また、今後の地域を担う子どもたちと高齢者の交流を促すなど、次代を担う子どもたちへの幼少期からの福祉教育の充実を図る取組みが求められています。

(3) 複合化・複雑化する課題に対応できる仕組みづくり

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成 29 年に掲げ、その具体化に向け、平成 30 年 4 月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革を進めています。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

市民意識調査では、関心のある施策について、「福祉や医療・介護に関すること」と回答した割合が高くなっています。

福祉関係団体等アンケートにおいても独居や高齢者世帯に対する不安の声が多く寄せられており、高齢化の進む地域においては、高齢者世帯への生活支援等が一層重要になると考えられます。一方、近年地域を取り巻く福祉課題は、複合化・複雑化しており、高齢者支援だけでなく、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援や権利擁護、虐待防止などの課題への対応が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。

また、市民意識調査において、市の相談窓口の充実や民生委員・児童委員、福祉委員と専門機関との連携、身近な地域での見守りや支援体制の構築を求める回答が多く出ており、福祉関係団体等アンケートでも、今後連携をより深める必要がある組織として、自治会や保護者会、民生委員・児童委員や社会福祉協議会といった様々な地域の主体が挙げられました。行政・地域活動団体・関係機関が連携して生活課題を解決する体制を構築していく必要があります。

また、さらなる高齢化の進展に備えた成年後見制度の利用促進についても取り組んでいく必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしを守る体制の構築

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和3年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

地域においては、災害をきっかけに、支え合い・助け合いの大切さが再認識されています。本市においても、災害時の支え合いのため、自主防災組織と連携体制を強化しています。

市民意識調査では、重要な取り組みとして「災害、火災、救急などの対応や防災対策」の割合が8割を超えています。

福祉関係団体等アンケートでは、地域の団体や機関で支援が必要な人の情報の共有が必要といった声や、災害時における体制を充実していくべきとの声がありました。住み慣れた地域での防災を進めるために、引き続き災害・緊急時に支援を必要とする人の把握や、防災に関する意識啓発・情報提供が必要です。また、見守りの必要な人が、日頃から安心して暮らしていくために、交通安全や防犯に対する意識の向上も図る必要があります。

また、市民意識調査では、住んでいる地区で、特に大きな問題や課題と思うこととして、「買い物や通院などの外出、移動手段の問題」とする70歳以上の割合が4割近くとなっており、他の年代と比べて高くなっています。

このように、今後、移動手段が限られた高齢者が増加することが懸念されます。外出できないことにより、運動機能の低下や要介護状態、認知症に陥ってしまうことを抑制するために、市内での生活における利便性の向上やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、全ての人にやさしい市をつくっていくことが重要です。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市では、平成28年3月策定の第2次総合計画基本構想を基に、「連携」と「協働」により、「創造」と「循環」を生み出しながら、「地域自治を大切にした日本一住み良いまちづくり」に取り組んでいます。

近年、少子高齢化や核家族、ひとり暮らし高齢者の増加などが進む中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、隣近所など身近な地域でのつながりが希薄化している状況にあります。

住み慣れた地域でみんなが、いきいきと暮らし続けることができるまちを実現するためには、住民一人一人が地域に関心を持ち、お互いに支え合い・助け合うことがますます重要となっています。

本計画では、第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画において定めた「みんなであつろう！誰もが安らげる福祉のまち 由布市」を発展させ、福祉分野だけでなく多様な機関がつながり、支え合いが広がり、全ての人が安心して暮らせるよう、「ささえあい つながり 共に生きるまち 由布市」とし「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、福祉に関するより一層充実した取組みを図ることで、市民をはじめ、行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員や福祉推進員、福祉サービス事業所、各種関係機関などが、市と社会福祉協議会が協働することにより、全ての市民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

ささえあい つながり
共に生きるまち 由布市



2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を継続し、地域住民と福祉関係事業所等・社会福祉協議会・行政が協働して取り組んでいきます。

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

地域共生社会の実現に当たっては、一人一人の意識醸成や、人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また、高齢者、障がいのある人など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。

また、地域で積極的に福祉活動を行うボランティアや認知症サポーター、各種団体などの担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のことから参加できる機会を増やします。

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組みを推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

また、孤独死やダブルケア、8050問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取組みを進めます。

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

地域の中では、子どもから高齢者、子育て世代や障がいのある人など、様々な人が暮らしており、課題も複合化・複雑化しています。そのため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。

また、住民の成年後見制度への理解を高め、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成を図るとともに、高齢者、障がいのある人、児童等に対する虐待防止と早期発見・早期対応の取組みを進めます。

基本目標 4 安全・安心なまちづくり

支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくためには、日頃の安全対策や防災・防犯対策等、住民の命を守る取組みが必要不可欠です。地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、高齢者や障がいのある人、子ども等をはじめ、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすく、全ての市民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手段の確保に努めます。



3. 地域共生社会の実現に向けた重点的な取組み

「地域共生社会」の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくこととなります。

本計画の基本理念の実現に向け、4つの基本目標に基づき実施する施策・事業の中で、特に本計画期間において「地域共生社会」の実現を目指していく上で、次の3つの項目を重点的に取り組むこととします。

重点施策1：地域課題解決のための仕組みづくり（我が事）

地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、関係機関・団体における課題の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

重点施策2：包括的な支援体制の整備（丸ごと）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援や、地域資源を活用しながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぎます。また、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

重点施策3：災害時に支え合える地域のつながりづくり (福祉関連計画が共通して取り組むこと)

少子高齢化を背景に地域コミュニティが変容する中、地域の連帯意識が低下しているといわれていますが、よりよい地域コミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進めるためにも非常に重要となります。今一度、改めて地域のつながり・支え合いについて見つめ直し、平常時からの人々の交流を促進することで、災害時にも支え合える地域づくりを進めます。特に、福祉的な避難を必要とする人が、安心して避難できるよう、防災分野と連携し、避難体制の整備（個別避難計画※作成）に努めます。

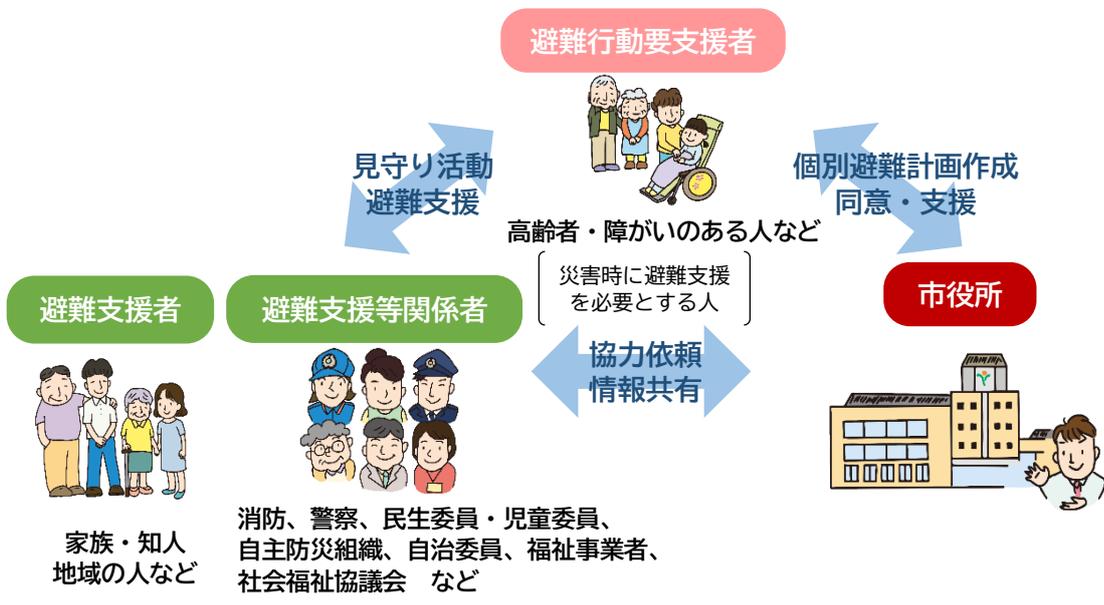
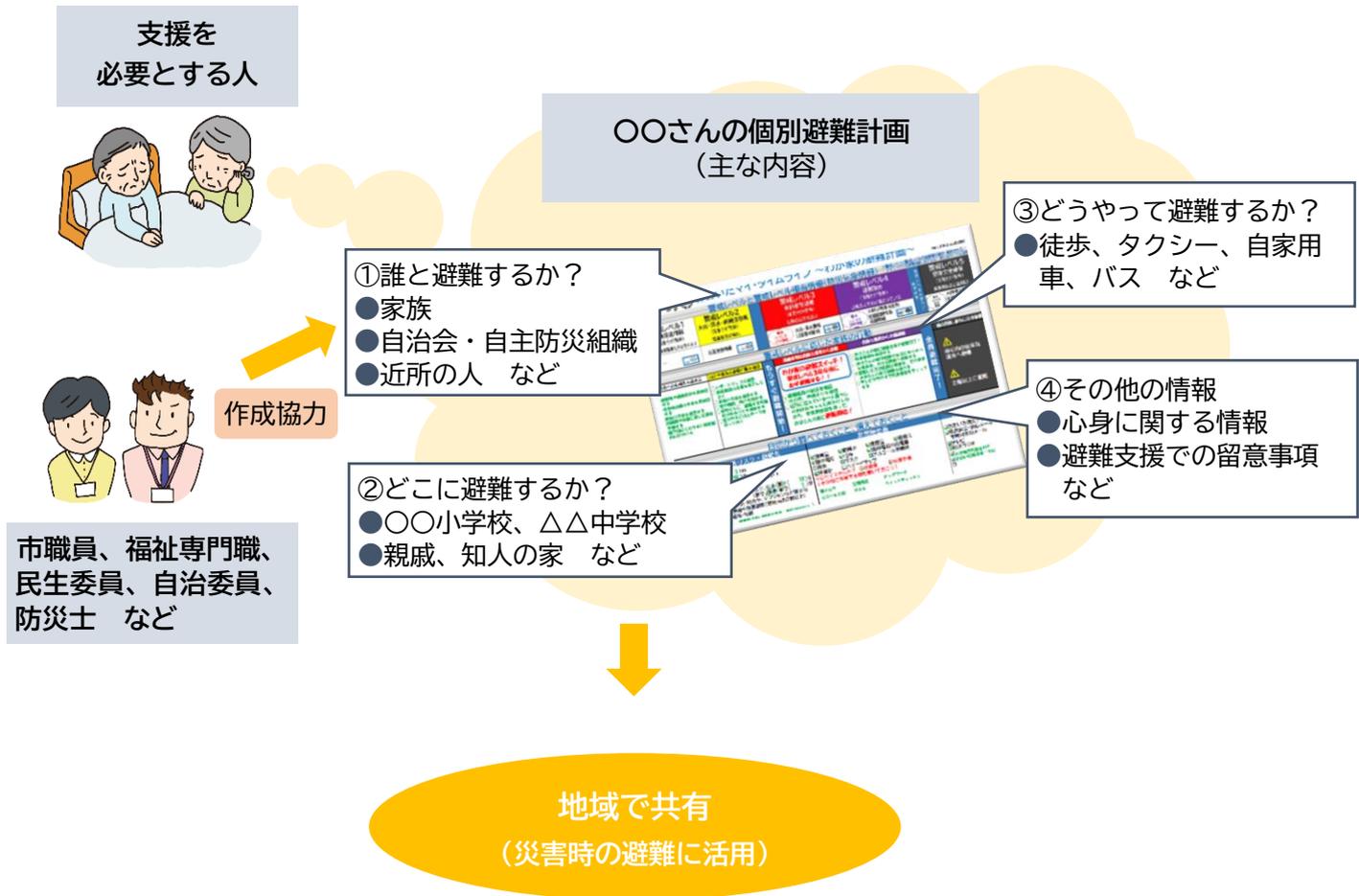
■防災対策の基本

自助	住民一人一人が自分の命は自分で守る
互助・共助	地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る
公助	行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

※個別避難計画とは

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の方が、安心して避難できるよう、「誰と、どこに、どうやって避難するのか」を一人一人の状況に合わせて事前に作成しておき、災害時に備えるもの。

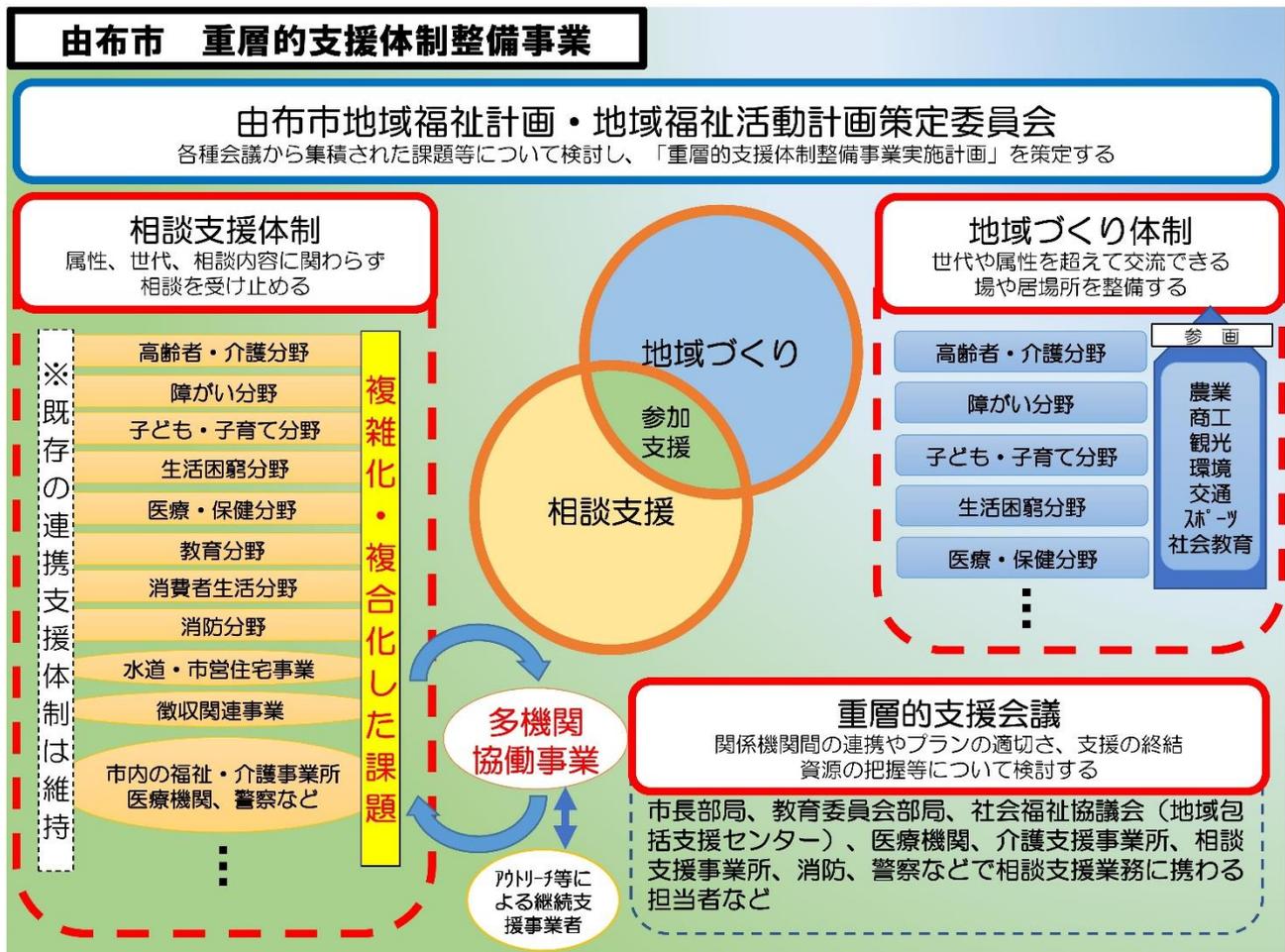
■個別避難計画の内容と避難支援のイメージ



4. 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が新たに位置付けられました。

本市においても、令和4年4月より重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、令和7年度に重層的支援体制整備事業へ移行する予定としています。



(1) 各事業の実施方針及び実施状況

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の4第2項の1号から6号までの以下の全ての事業を実施することが必須要件となっています。

既存の相談支援体制等の取組みを活用しつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施していきます。

ア. 「1号 包括的相談支援事業」に関する実施方針

介護、障がい、子ども、生活困窮の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、多機関協働事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

分野	事業概要	実施状況
介護	地域包括支援センター事業	実施中
障がい	障害者相談支援事業	実施中
子ども	利用者支援事業	実施中
生活困窮	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	実施中

イ. 「2号 参加支援事業」に関する実施方針

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(令和5年度から実施予定)

ウ. 「3号 地域づくり事業」に関する実施方針

地域資源を広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、個別の活動や人をコーディネートし、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野	事業概要	実施状況
生活困窮	生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	令和6年度から実施予定
介護	一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（通いの場）	実施中
介護	生活支援体制整備事業	実施中
障がい	地域活動支援センター事業	実施中
子ども	地域子育て支援拠点事業	実施中

エ. 「4号 アウトリーチ等事業」に関する実施方針

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築する中で、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人たちの把握に努めます。

また、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、支援を必要とする人との信頼関係の構築に努めます。

(令和5年度から実施予定)

オ. 「5号 多機関協働事業」及び「6号 支援プランの策定」に関する実施方針

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組みを通じて、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

5号	多機関協働事業	実施中
6号	支援プランの作成	実施中

5. 計画の体系

基本理念	ささえあい つながり 共に生きるまち 由布市
------	------------------------



基本目標 1 支え合いの気持ちや地域の 人材づくり	1 支え合い・思いやりの福祉意識づくり 2 地域を担う人材の育成・支援 3 地域福祉に関わる団体の活動促進
基本目標 2 支え合いの仕組みづくり	1 自分らしく社会参加できる地域づくり 2 福祉をつなぐネットワークづくり 3 交流・福祉活動の場づくり
基本目標 3 適切な支援につなぐ仕組みづくり	1 福祉情報提供の充実 2 包括的な相談支援体制の充実 3 福祉サービスの充実 4 支援を必要とする人への自立支援 5 犯罪をした人の社会復帰支援 (由布市再犯防止推進計画) 6 権利擁護体制の充実
基本目標 4 安全・安心なまちづくり	1 地域と連携した防犯・防災対策の推進 2 人にやさしい住環境の整備

第4章 計画の取組み

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

1 支え合い・思いやりの福祉意識づくり

<目標設定の背景>

- 市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが大切です。
- 市民意識調査では、近所づきあいについて「ほとんど(まったく)付き合いがない」18～29歳の割合が2割を超え、他の世代に比べ高くなっています。
- 福祉関係団体等アンケートでは、人権問題に関して市民の関心が低くなっているという意見があり、部落差別や障がいの有無、性別、年齢、国籍等生きづらさや生活のしづらさを抱えている人等への隔たりや偏見、差別がない地域をつくり、お互いが支え合う意識を高める必要があります。

<取組みの方針>

- 学校教育や社会教育等の様々な場面において、地域の人々が支え合い、交流し、活動に参加することが地域活性化に結びつくことを地域住民に伝え、地域意識、地域福祉意識の醸成を図ります。
- 地域共生を妨げる部落差別等あらゆる差別の解消に向けた啓発活動等についても、関係機関が連携して推進します。
- 支え合いや思いやりの意識を生活の様々な部分で実践していくために、地域福祉に関する各種計画と連動していきます。

<自分や家族ができること>

- 障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、同じ地域に住む者として、お互いを尊重しましょう。
- 福祉や人権に関わる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加しましょう。

<地域でできること>

- 地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての認識を深めましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 福祉に関する学習や、ボランティア・助け合い活動等を行うときは、積極的に広報し、参加を呼び掛けましょう。

<具体的な取組み>

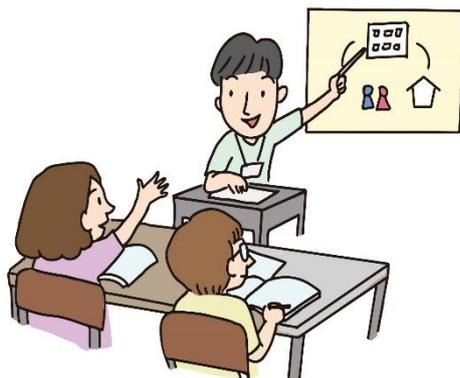
市の役割	関連部署
①福祉意識の醸成につながる行事や講座等を開催します。また、入門・基礎課程を終えた受講生に対しステップアップ講座を実施します。	福祉課
②「人権教育・啓発基本計画」や「男女共同参画プラン」等の関連計画に基づき、市民一人一人が地域課題の解決や部落差別等あらゆる差別の解消に向け意識が高まるよう、多様な学習機会の提供や地域活動への参加を促進します。	人権・部落差別解消推進課 総務課
③学校教育や社会教育の中で、子どもの頃からお互いに思いやり、認め合う機会づくりなど、人権や福祉についての意識の向上・定着を図ります。	学校教育課 社会教育課
④社会福祉協議会と共同して社会福祉大会を開催し、福祉意識の醸成に努めます。	福祉課

社会福祉協議会の役割

- ①福祉意識の醸成につながる行事や講座等を開催します。
- ②小中高校等で、福祉についての意識啓発を推進します。
- ③福祉意識醸成の一環として、福祉功労者・団体等を顕彰する社会福祉大会を開催し、福祉関係者の交流の場となるような企画運営及び障がい者団体等への参加促進を図ります。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
1	社会福祉大会	福祉意識醸成の一環として、福祉功労者・団体等を顕彰する社会福祉大会を開催する 大会が福祉関係者の交流の場となるよう参加促進を図る	市と連携し継続して実施する
2	地域福祉講座	大分県社会福祉協議会と連携して、地域の小・中・高校等で障がいのある人や介護問題についての教室・講座を行い、児童生徒の福祉意識の醸成を図る	未実施校への参加の呼び掛けを積極的に行いながら、継続して実施する



2 地域を担う人材の育成・支援

<目標設定の背景>

- 行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPOやボランティア活動の重要性は年々高まっています。
- ボランティアは、課題を抱える地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な活動であり、社会貢献を通じた生きがいつくりにつながります。
- 市民意識調査では、きっかけがあればボランティア活動へ参加してみたい人の割合が高くなっていることから、誰もが参加しやすい工夫が必要となっています。
- 福祉関係団体等アンケートでは、人生の経験を活かしたボランティア活動を活発にしている反面、会員減少に悩んでいる団体が多く、登録団体・個人ともに減少している状況であり、活動を担う若い人材を含めた担い手不足も深刻な課題となっています。
- ボランティアや地域活動への参加者を増やすための情報発信方法の工夫が必要となっています。

<取組みの方針>

- 地域に存在する様々な課題を解決し、地域を支える力を向上させるためには、市民がボランティア活動について学んだり、体験したりする機会の提供や、活動を担う人材に対するスキルアップ講習会等により育成するとともに、活動の中心となるリーダーを育成することが必要です。
- 社会福祉協議会や自治公民館でのボランティアのとりまとめの機能を有するところでは、市民ボランティアの活動への参加促進と支援に努めていきます。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化と広くボランティア活動を浸透させるために、学校教育や社会教育等で小中学生への福祉教育の実施や認知症サポーター養成講座等を世代を超えて実施し、ボランティア活動の啓発、育成・支援を行います。

<自分や家族ができること>

- ボランティアやNPO、地域活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を活かして参加しましょう。
- 困っている人を見たら、声をかけ、手助けをしましょう（ちょっとしたボランティア）。
- 市民一人一人が地域福祉の担い手として、地域活動に積極的に参加をしましょう。

<地域でできること>

- 団塊の世代等を含めた定年退職した人に対し、地域活動への参加を促しましょう。
- 専門的な知識や技術を要する地域の事業者及び従事者は、その知識と技術、経験を活かし、地域活動に協力しましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 自分たちが行っている活動について積極的に情報提供や啓発を行い、団体活動に参加しやすい環境づくりをしましょう。
- 地域福祉の関係団体等は、ボランティアの育成・活動支援に協力しましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①社会福祉協議会や自治公民館等の関係機関・団体、NPO法人等との連携体制及び支援体制を構築するとともに、各団体の地域活動支援等に努め、ボランティアの育成を図っていきます。	福祉課 高齢者支援課 社会教育課
②公民館活動や認知症サポーター養成等を通じて、小中高生ボランティア等の次代のボランティア活動・地域活動の担い手を育成します。	社会教育課 高齢者支援課
③暮らしのサポートセンターの円滑な運営に努めるとともに、地域みんなで見守り等様々な経験や知識を持った地域の人材の発掘、事業への参加促進と活動の支援を行います。	高齢者支援課

社会福祉協議会の役割

- ①ボランティアに関する学習会を開いたり、活動に必要な情報提供等を行い、ボランティア活動等への参加を促進します。
- ②ボランティア連絡協議会の支援やボランティア保険の加入促進など、ボランティアが活動しやすい仕組みづくりに取り組みます。
- ③自治公民館等の関係機関や社会福祉法人等の団体と連携して、ボランティアやNPO、地域活動等を担う人材の育成と活動支援に努めます。
- ④地域活動に取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、講座や教室の開催時間に配慮し、幅広い年齢層や立場の人の参加を促します。
- ⑤災害が発生したときに、迅速かつ効率的に支援活動を行うことができるようにボランティアへの登録者を確保します。



< 社会福祉協議会の主な事業 >

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
3	ボランティア連絡協議会の組織強化・活動支援	ボランティアの活動振興と相互の連絡調整、交流を促進するため、ボランティア連絡協議会の活動や運営支援を行うとともに、市全体での協議会組織体制の構築・強化を図る	活動の支援を引き続き行う
4	災害時ボランティアの確保	災害が発生したときに、迅速かつ効率的に支援活動を行うことができるようにボランティアの登録者を確保し育成する	引き続き講習等を実施し、登録者を募る
5	ボランティアコーディネーター機能の充実	ボランティアを行いたい人と、ボランティアによる支援を希望する人との仲介や調整等を行う「ボランティアコーディネーター」の育成を図るとともに、登録者の拡充に努める	ボランティアコーディネーター機能を果たし、その活性化が図られるよう、組織体制を構築する
6	ボランティア保険の加入促進事業	市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、広報紙等でボランティア保険の周知を図り、加入を促進する	継続して推進する
7	社会福祉協議会指定ボランティア協力校事業	地域の小・中・高校等の協力校の確保に努め、児童生徒の福祉意識の醸成とボランティア活動の促進を図る	継続して実施する
8	夏休み体験ボランティア事業	児童生徒や学生、社会人が夏休みに福祉施設等でボランティアを行う「夏休み体験ボランティア」について、事業の周知と参加促進を図る	継続した参加促進と周知、広報活動を行う
9	シルバー友愛訪問支援事業	老人クラブ活動の一環として高齢者が高齢者宅を訪問し安否確認や交流等を行う「シルバー友愛訪問」の促進を図る	継続して実施する



3 地域福祉に関わる団体の活動促進

< 目標設定の背景 >

- 地域福祉推進の中核的組織である「由布市社会福祉協議会」をはじめ、民生委員・児童委員や自治委員、老人クラブ、青少年健全育成市民会議、障がいのある人等の団体や子育てサークルなど、様々な団体が地域で活動しています。
- 市民意識調査では、地区の民生委員・児童委員を知っている割合は3割程度と低くなっています。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動内容についても認知度が低くなっています。
- 福祉関係団体等アンケートでは、支えあう地域づくりのために必要なこととして、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体が情報の共有を図り、それぞれのサービスの提供を通じ連携・地域福祉活動を推進する各種団体のボランティア養成を協働することが重要との意見がでています。
- 各団体の活動への参加者が少ないことや、地域によって活動に偏りがあること、担い手不足による団体の解散や活動の縮小がみられます。

< 取組みの方針 >

- 地域自治会、社会福祉協議会、福祉関係事業所、NPO 法人等の地域福祉関係団体等の機能の充実強化を促進するための支援に努めます。
- 地域の組織・団体のそれぞれの活動に加え、地域のネットワーク組織として互いに連携し、活動を拡大・充実させていくよう情報発信の仕組みづくりを支援します。
- 社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として機能強化に努めます。

< 自分や家族ができること >

- 地域の様々な団体(社会福祉協議会、地域福祉関係団体等)の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- 地域の様々な団体(社会福祉協議会、地域福祉関係団体等)の活動内容をよく知り、活用しましょう。

< 地域でできること >

- 地域福祉関係団体の活動を積極的にPRし、市民の参加を促進しましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること >

- 誰もが活動に参加しやすいような内容となるよう工夫しましょう。
- 地域に根ざした取組みの特色を活用しつつ、団体内部の連携を強め、地域福祉推進を担う団体の体制づくりを進めましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①社会福祉協議会と共に地域福祉推進を担う様々な団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 健康増進課
②社会参加支援の観点から、障がいのある人やその家族など地域で支援を要する人への自主活動を行う団体に対し積極的な支援を行い、活動の拡大・充実に努めます。	福祉課
③地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会と緊密に連携しながら、本計画の推進に努めます。	福祉課

社会福祉協議会の役割
①社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的団体として、組織の機能強化を図ります。
②社会福祉協議会の活動を積極的にPRし、地域と連携した福祉活動の推進に努めます。
③地域福祉推進を担う様々な団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。
④障がいのある人やその家族など、地域で何らかの支援を要する人の自主活動については、社会参加支援の観点からも、より積極的な活動支援に努めます。
⑤地域福祉推進に向けて、市と緊密に連携しながら、本計画の推進に努めます。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
10	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員による地域福祉・在宅福祉活動を支援する 定例会、相談支援、活動支援を行う	複合化・複雑化してきた福祉問題を解決し、地域福祉を増進するために、引き続き、関係機関と民生委員・児童委員の連携を積極的に図る
11	福祉推進員活動の推進事業	民生委員・児童委員等と協力して身近な地域での福祉活動推進に取り組む「福祉推進員」の育成と活動支援に努める（各自治区に配置）	民生委員・児童委員と福祉推進員の役割を明確化にし、組織強化を進めていく
12	老人クラブの活動支援	高齢者の地域活動やボランティア活動等を推進する中核的団体である「老人クラブ」活動を促進するため、単位老人クラブや老人クラブ連合会への支援等を行う	クラブ会員数が減少しているため、入会促進を支援する
13	障がい者関係団体の活動支援	身体障害者福祉協議会連合会等の障がい者関係団体の活動支援を行う	継続して団体の活動支援を行う

基本目標 2 支え合いの仕組みづくり

1 自分らしく社会参加できる地域づくり

<目標設定の背景>

- 地域での支え合いを推進するためには、地域住民一人一人が、他人ごとを我が事にとらえ、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い日常的な交流を図ることのできる場や機会をつくる必要があります。
- 市民意識調査や福祉関係団体等アンケートにおいても、地域での交流の場・機会づくりが強く求められています。
- 助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。そのため、まずは、身近な自治区活動の理解を広げ、自治区内に住む人たちを知りあうことで組織の強化を図っていく必要があります。

<取組みの方針>

- 支えあう、助け合う地域社会に向けて、地域住民が身近に交流できる場づくりなど、地域交流活動を促進します。
- 多様な世代が交流を支えあう福祉のまちの形成に向け、自治会等の地域団体の福祉活動を促進し、積極的な支援体制づくりを図ります。
- 事業所・団体などとの連携を強化し、立地する地域内への情報発信や施設利用者や地域住民との交流を促進します。

<自分や家族ができること>

- 地域の行事に積極的に参加し、地域の人と交流を深めましょう。
- 地域の人に積極的にあいさつや声かけをしましょう。

<地域でできること>

- 自治会活動を活性化し、隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しみを持つように心がけましょう。
- 身近な場所で、気軽に参加できる地域サロン等の開催を検討していきましょう。
- 地域全体であいさつや声かけを推進しましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 自治区を超えた地域の高齢者や子ども等を対象とした世代間交流等、様々な交流の場を企画しましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①まちづくり協議会などの支援活動を通じて、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けた取組みへの支援を行います。	地域振興課 総合政策課
②地域と連携して、あいさつ・声かけ運動やサロン等の開催を推進します。	地域振興課 高齢者支援課
③身近なところで住民同士が交流できる場づくりや行事の開催を支援します。	高齢者支援課 社会教育課
④高齢者、一人暮らし、障がいのある人、子どもや子育て家庭等を対象とした交流事業を推進し、支援に努めます。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課

社会福祉協議会の役割

- ①地域と連携して、生活支援コーディネーターの活動を推進します。
- ②身近なところで住民同士が交流できる場づくりや誰もが集える行事の開催を支援します。
- ③高齢者、一人暮らし、障がいのある人、子どもや子育て家庭等を対象とした交流事業の推進に努めます。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
14	各種サロンの運営	地域ボランティア等と連携しながら、自治公民館等で高齢者が健康チェックやレクリエーション等を行う各種サロンについて、支援ボランティアの育成等により充実を図る	継続して実施する
15	一人暮らしの集い支援事業	民生委員・児童委員等と連携して、一人暮らし高齢者を対象とした交流事業を行い、孤立者0（ゼロ）を目指す	由布市全域を対象とした実施を検討する
16	障害者スポーツ大会支援事業	障がいのある人同士や障がいのある人と地域交流を図るため、身体障害者福祉協議会連合会や民生委員・児童委員と連携して、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク等のスポーツ大会を実施する	継続して実施する
17	高齢者スポーツ大会支援事業	高齢者同士や地域交流を図るため、老人クラブと連携して各種ゲームや競技等のスポーツ大会を実施する	継続して実施する
18	共同募金事業	10月～12月にかけて赤い羽根共同募金、12月に歳末助け合い運動を実施 「自分のまちをよくする仕組み」として、寄附を募り、必要な団体や人への配分を行う	見舞金・物品配布だけでなく、地域福祉活動への活用等も含めた事業のあり方を検討する

2 福祉をつなぐネットワークづくり

< 目標設定の背景 >

- 地域住民や各種関係団体が密接につながりあって支援するネットワークづくりが必要です。
- 複合的な課題解決に対応するため、包括的な支援体制の構築と、その支援窓口に円滑につながるようコーディネートできる体制づくりが必要となっています。
- より身近な単位で地域の関係者が連携しながら、支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークは自治会活動が基盤となります。
- 福祉関係団体等アンケートからは、困ったときに相談できる人や助け合える人が身近にいない人が多く、近所付き合いが希薄な様子がうかがえます。一方、「高齢者などの要支援者がどこに住んでいるか分からない」といった意見や、「地域で困っている人がいても、支援の方法が分からない」「どこまで踏み込んでいいのか分からない」といった意見もありました。

< 取組みの方針 >

- 市民・多機関・多分野の協働により、高齢者と障がいのある人が同じ場所で介護保険と障害福祉サービスを受けられる共生型サービスの推進等、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等のそれぞれの枠を超え、地域で生活する市民の誰もが、状況にあった支援を受けられる地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を推進します。
- 自治会への加入及び活動への参加促進を行い、地域コミュニティの形成を支援することに努めます。
- 小地域単位で、市民や関係団体が連携して、支援を要する人の把握や、支え合いのためのネットワークづくりに取り組み、高齢者の見守り活動を引き続き進めて、支援を要する人を特別視するのではなく、まずは同じ地域に住む住民同士として助け合う気持ちを持って関わりあっていけるよう、意識の啓発と要支援者を支えるきっかけづくりを進めます。
- 各自治会組織強化を図る一方、人口減少地域の役員のなり手不足等を解消するために、日常生活圏域を考慮した単位でのコミュニティを念頭に、まちづくり協議会の設立を支援します。

< 自分や家族ができること >

- 自治区等の身近なところでの支え合い活動に積極的に参加しましょう。
- 隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握しましょう。
- 困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。
- 一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、子育て家庭や障がいのある人がいる世帯など、困りごとを抱えている人がいたら、民生委員・児童委員等の地域の相談役に相談してみましょう。

< 地域でできること >

- 自治委員や民生委員・児童委員は、地域の要支援者を定期的に訪問するなど、要支援者の状況を把握しましょう。
- 自治区等で地域の課題や解決策などを話し合う機会をつくりましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等のできるこゝ >

- 地域で見守り活動などを行っている団体同士が連携して、より効果的な活動を行いましょう。

< 具体的な取組み >

市の役割	関連部署
①自治会への加入及び活動への参加促進を行い、地域コミュニティの形成を支援します。	総務課
②多様化する地域の福祉課題を包括的・総合的に受け止めることができるよう、既存の相談支援機関において課題を受け止め、各関係機関につなぐとともに、福祉分野や医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生等、多岐にわたる連携体制の強化に取り組みます。	福祉課
③社会福祉協議会と連携して、地域コミュニティの育成及び地域コミュニティとの連携を推進します。	福祉課

社会福祉協議会の役割

- ①市と連携して、小地域単位での支え合いネットワークづくりに取り組みます。
- ②困りごとを抱える家庭等の課題を把握し、必要な支援につなげます。

< 社会福祉協議会の主な事業 >

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
19	小地域福祉ネットワークづくり事業	民生委員・児童委員や自治委員等と連携して、小地域で高齢者や障がいのある人等の困りごとを抱える家庭を見守り、支援するネットワークづくりを行う	生活支援コーディネーターを中心とした活動を継続して実施する
20	要支援者の実態把握	民生委員・児童委員と連携して、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等の実態調査を行う	継続した取組みを行いながら、災害時における行政との連携を図る
21	高齢者見守り支援事業	一人暮らし高齢者等の安否確認や孤独感の解消のための見守りを行うため、地域住民や関係団体はもとより、一人暮らしの人と接点のある企業・事業者等も含めた連携・協力体制づくりに努める	継続して実施する

3 交流・福祉活動の場づくり

< 目標設定の背景 >

- 地域福祉を推進するためには、地域の中で住民同士が交流したり、様々な団体等が福祉活動を行う拠点となる「場」が必要になりますが、自治公民館等は老朽化が進んでいます。
- 福祉関係団体等アンケートでは、誰もが気軽に集まることのできる場所が少ないことや、子どもを持つ保護者同士の交流の場、世代間交流の場が少ないといった意見がありました。
- 交流の「場」づくりについては、既存の地域資源が持つ特徴や強みを活かした取組みが必要といった提案も出されました。

< 取組みの方針 >

- サロンや自治公民館活動などを通して、日頃の居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保に努めます。
- 自治公民館・集会所や各種体育施設等既存の地域資源を活用しながら、今後もハード・ソフト両面からの利便性の向上に努め、地域の交流や福祉活動の拠点・場づくりに取り組めます。

< 自分や家族ができること >

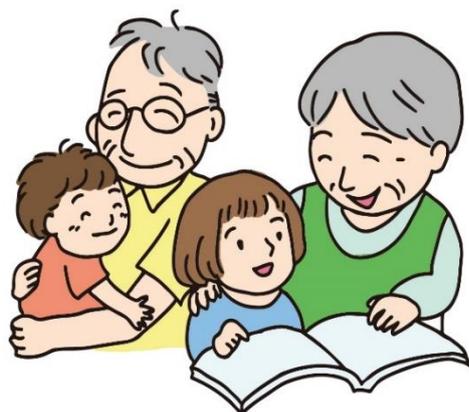
- 自治公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
- 地域で交流できる施設や「場」の管理・運営に参画しましょう。

< 地域でできること >

- 自治公民館や集会所などの地域施設が使いやすいものとなるよう、これらの施設の管理・運営に取り組みましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること >

- 福祉施設などは、管理する施設を地域の活動の場として開放したり、地域との交流事業を行いましょう。



<具体的な取組み>

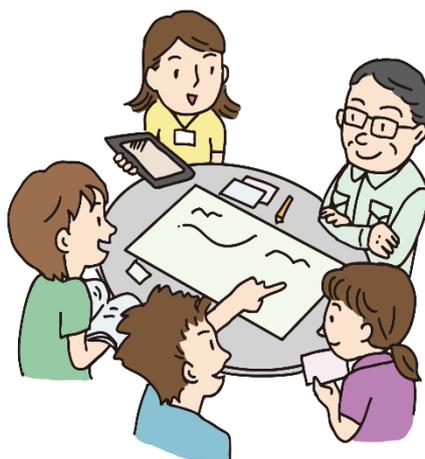
市の役割	関連部署
①地域福祉活動の拠点として、自治公民館等の身近な施設の活用を支援します。	社会教育課
②地域の資源を活用した新しい活動拠点づくりを支援します。	全庁
③身近な地域の拠点である自治公民館・集会所等の整備に努めます。	社会教育課
④健康増進や介護予防も含めた集いの場づくりを支援します。	健康増進課 高齢者支援課
⑤指定管理者制度により、民間活力を活用しながら市民が利用しやすい施設づくりを推進します。	全庁

社会福祉協議会の役割

- ①地域福祉活動の拠点として、自治公民館等の身近な施設を活用します。
- ②地域の資源を活用した新しい活動拠点づくりを検討していきます。
- ③市民の交流や仲間づくりのために、「集いの場づくり」やサロン運営支援などを市民や地域福祉推進団体と協働で実施します。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
22	生活支援体制整備事業 (新規)	高齢者単身世帯が増え、支援を必要とする高齢者が増加し、生活支援の必要性が増していることから、生活支援、介護サービスの充実に向けて、地域住民、ボランティア等の生活支援の担い手の育成、発掘等の地域資源開発を行うとともに、そのネットワーク化を図る	生活支援コーディネーターを中心とした活動を継続して実施する



基本目標 3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

1 福祉情報提供の充実

< 目標設定の背景 >

- 福祉に関わる制度やサービスの内容は、社会情勢等に応じてめまぐるしく変化していくため、様々な方法で、誰にとってもわかりやすい情報を提供していくことが必要です。
- 市民意識調査では、行政情報の入手方法に年代により違いがみられることから、それぞれの特性に配慮した周知方法の工夫など情報提供体制の充実が求められています。
- 利用者が納得してサービスを選択するためには、サービス提供事業者や行政等といった情報提供を行う側による一方的な広報活動だけでは不十分となります。利用者が納得できる十分な自己決定を可能にするためには、地域の中で実施されるサービスについて、市民ニーズの的確な把握が重要となることから、市民や団体との情報交換や積極的な情報発信が望まれています。

< 取組みの方針 >

- 全ての市民が、福祉制度やサービスについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。また、高齢者や障がいのある人などにも必要な情報が行き届くように配慮した情報提供の方法を検討します。
- 適切な情報発信をはかるため、市民ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。

< 自分や家族ができること >

- 福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集しましょう。
- 福祉制度の説明会等に積極的に参加しましょう。
- 入手した情報は、積極的に周囲に伝えるなど情報提供しましょう。

< 地域でできること >

- 困りごとを抱えている人に対して必要な情報を伝え、サービス利用につながるよう支援しましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること >

- 自分たちの団体の活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①行政で実施する福祉サービスや福祉活動について市報やホームページ、各種団体会議等において、積極的な情報提供に努めます。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課
②障がいのある人にも伝わりやすいよう工夫した福祉情報に努めるとともに、点訳・音訳及び点訳・音訳等を担う人材育成に努めます。	福祉課
③市報への福祉の特集掲載や、福祉リーフレット・ガイドブック・ゆいんラチオ等で「わかりやすさ」に配慮した情報提供に努めます。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 健康増進課 総務課

社会福祉協議会の役割

- ①社会福祉協議会で実施する福祉サービスや福祉活動について、社協だよりや市報、ホームページ・SNS、各種団体会議等のできる限りの情報提供に努めます。
- ②社会福祉協議会が発行する社協だよりや福祉リーフレット・ガイドブック等は、読みやすくわかりやすいものとなるよう配慮して情報提供します。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
23	社協だより・リーフレット発行	年4回全戸配布している、広報誌「社協だより」やホームページ・SNSを通して、地域福祉活動や防災に関する情報、ボランティア活動、各種研修・セミナーの紹介など、情報内容の充実を図る 社会福祉協議会の事業・活動の周知を図るためのリーフレットを作成する	今後も社協だよりの充実と、3年ごとのリーフレットの更新を行う

2 包括的な相談支援体制の充実

< 目標設定の背景 >

- 相談の対象者に合わせた専門性を重視した相談窓口が設置されています。
- 住民の抱える課題が複合化・複雑化していることから、分野を超えて相談を受け止める体制の構築が求められます。
- 福祉に関する相談は、福祉課や保険課、健康増進課、子育て支援課、高齢者支援課、社会福祉協議会等の窓口をはじめ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援事業の相談機関等、認知症事業での相談、生活困窮者支援相談、就労者相談などの事業により相談員が配置されています。
- 市民意識調査では、相談しやすいと思う福祉の窓口について、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談できる」の割合が最も高くなっています。
- 福祉関係団体等アンケートでは、地域での悩み事を受ける総合的な相談窓口の周知と適切な対応のための連携体制の整備や、人材の資質の向上が必要といった課題が出ました。利用者本位の福祉サービスのために、利用者が最適なサービスを選択できるような相談支援体制の整備などの取組みが引き続き必要です。

< 取組みの方針 >

- 市民の相談事がスムーズに解決できるよう、様々な相談窓口間の連携を強化し、課題解決のための対策を協議していくように取り組みます。

< 自分や家族ができること >

- 一人で悩まず、家族や友人等の身近な人に相談しましょう。
- 市や社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域の相談役に気軽に相談しましょう。

< 地域でできること >

- 民生委員・児童委員や自治区役員等は、身近な地域の相談役として活動しましょう。
- 地域で相談援助活動を行う民生委員・児童委員、自治区役員、各種関係団体等は、地域の相談役として、活動内容の充実と、その周知に努めましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること >

- その他の関係団体も、それぞれの活動の中で、市民の相談事などに対応しましょう。

< 具体的な取組み >

市の役割	関連部署
①身近な地域で、福祉に関する様々な相談に対応できる窓口・体制づくりに取り組みます。	福祉課

②住民の抱える課題の複合化・複雑化に対応するため、関係部署が分野横断的に協議し、課題解決に努めます。	福祉課
③既存の相談支援等の取組みを活用しつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組みを充実させます。	福祉課
④研修等により相談員の資質向上に努めます。	福祉課 高齢者支援課

社会福祉協議会の役割

- ①身近な地域で、福祉に関する様々な相談に対応できる窓口・体制づくりに取り組みます。
- ②研修等により相談員の資質向上に努めます。
- ③地域包括支援センター（高齢者福祉）、障がい者相談支援事業（障がい者福祉）などの、分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。
- ④研修等により各種相談員の資質向上を図ります。

< 社会福祉協議会の主な事業 >

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
24	心配ごと相談事業	市民の日常的な生活課題に関する相談等に身近な地域で対応できるよう、相談体制の充実や相談員の資質・技術向上を図る	継続して実施する
25	地域包括支援センター事業（ケアマネジメント等）	地域包括支援センターとして高齢者の介護等に関わる相談やサービス調整、介護支援専門員等への支援を行う	継続して実施する
26	高齢者総合相談事業	ケアマネジメント以外の、高齢者の生活に関わる様々な生活課題に対応するため、訪問や関係団体との連携等により、必要なサービス利用につなげるなど総合的な相談・支援に努める	継続して実施する
27	障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行い、障がいのある人の地域生活を支援する	継続して実施する
28	生活困窮者自立支援事業（新規）	自立相談支援対象者が生活に窮した状況から立ち直れるよう、対象者が主体となって自立に向かえるように支援を展開する	生活に困窮する世帯に対して就労や家計改善の相談支援を行う

3 福祉サービスの充実

<目標設定の背景>

- 「子ども子育て支援計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者基本計画及び障がい福祉計画」、「いきいき健康プラン（健康増進計画・食育推進計基本計画・母子保健計画）」「国保データヘルス計画」等を策定し、各種保健福祉サービスの充実を図っています。
- 制度ごとに縦割りで福祉サービスを提供する体制に加え、高齢者・障がいのある人・子ども子育て等の福祉サービスを総合的に提供する、多機能型の共生型サービスの展開も新たな取り組みとして注目されています。
- 少子高齢化社会の到来、家庭や地域機能の変化に伴い、福祉サービスに対するニーズは多様化しています。
- よりきめ細かに対応するために、サービス事業者と連携して、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが求められています。
- 各福祉事業所では、介護人材等の不足が深刻化しており、ニーズに応じたサービス提供やサービスの充実に影響を及ぼしているため、介護人材等の資質の向上・育成・確保方法を見いだす必要があります。
- 福祉関係団体等アンケートにおいても、地域福祉推進のために今後取り組むべきこととして、高齢者や障がいのある人、子育て支援等の福祉サービスの充実を求める声があり、住民が安心して地域のなかで生活していくためには、困ったときに必要な支援が受けられる各種福祉サービスの充実に対し最も期待が大きい状況です。
- 要介護状態となっても、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるようにするためには、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる進化と推進が必要であり、この考え方に基づいた安心できる福祉サービスの展開が重要となります。
- 社会福祉協議会には、福祉ニーズが高まる中でその中核的な役割が求められています。今後も地域福祉の推進に不可欠な組織となることは明らかであり、社会福祉協議会活動の充実は、地域福祉を維持向上する上で、重要な取り組みとなります。

<取組みの方針>

- 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の個別支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の全世代対応への検討、関係機関との連携と相談支援体制の整備に努めます。
- 福祉事業所や関係機関等と連携し、介護人材等の育成・確保、資質の向上についての取組みを推進します。
- 社会福祉協議会活動を通して、市民や地域と密接した関わり合いの中から、支え合い、助け合いによる各種法定福祉サービス以外の地域福祉に関わる独自事業の実施に努めます。
- 地域福祉推進を担う団体等と協力し、地域の福祉推進に取り組むことのできる連携体制の構築に取り組みます。

<自分や家族ができること>

- 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えましょう。
- 自分の生活に関わる様々な福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。

<地域でできること>

- サービスを受けることが必要と思われる人や世帯の情報を提供しましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 福祉サービス事業者は、サービス利用者の意見・要望を的確に把握し、よりよいサービス提供に努めましょう。
- 福祉サービス事業者は、サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。
- 福祉サービス提供者同士が集まり、地域の課題やその解決策について情報交換を行うなど、関係者同士のネットワークづくりに取り組みましょう。
- 福祉サービス事業者は、地域との交流を促進する等、地域への貢献活動を行いましょう
- NPO等は福祉サービス事業に積極的に参入しましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①必要な支援・サービスを提供するため、福祉施設等の広域的な利用等について近隣市町との連携を図ります。	福祉課
②地域での生活に不安のある人に対して、在宅介護に必要な施策やサービスの提供に努めます。	高齢者支援課
③「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画及び障がい者基本計画」、「子ども子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課
④福祉サービスや制度等に対する市民の意見・要望、アイデアを積極的に聞き、サービスの提供方法・内容を施策に反映していきます。	福祉課
⑤研修等の受講により、行政職員の資質向上を図ります。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 健康増進課
⑥福祉・保健・医療と生活支援に関する他分野との連携を図り、適切な福祉サービスの提供を図ります。	福祉課
⑦介護サービスと障がい福祉サービス等を一本化した、共生型サービス等の導入支援に努めます。	福祉課

社会福祉協議会の役割

- ①行政と連携しながら、介護サービスや障がい者福祉サービス等の法定福祉サービスを提供します。
- ②福祉サービスや制度等に対する市民の意見・要望、アイデアを積極的に聞き、サービスの提供方法・内容を工夫していきます。
- ③研修等の受講により、社会福祉協議会職員の資質向上を図ります。

< 社会福祉協議会の主な事業 >

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
29	介護・高齢者保健福祉サービスの充実	介護保険法等に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にそって、介護保険サービスやその他の高齢者保健福祉サービスを提供する	介護予防を推進し、高齢者の在宅自立支援を促進する
30	親子ふれあい事業	民生委員・児童委員と連携して、ひとり親家庭を対象に、バス旅行等により親子のふれあいの機会を提供する	継続して実施する
31	車いす・ベッド貸出事業	寝たきりや重度障がいのある人の在宅生活を支援するため車いすやベッドの貸し出しを行う（無料）	ベッドの老朽化対策及び保管場所等の検討を行いながら、今後も継続して実施する
32	高齢者配食サービス事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等に対して、食事を宅配し、食生活の改善と健康増進を図るとともに、訪問の際に安否確認を行う	事業趣旨を周知し、利用者の拡大を図り、食生活の改善と安否確認をすすめる



4 支援を必要とする人への自立支援

< 目標設定の背景 >

- 生活困窮者自立相談支援員を設置し、生活困窮者の相談を受け付けるとともに、一般就労に結びつきにくい人に対する就労支援や家計相談を行っています。
- 8050問題やヤングケアラーなど複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人は、自らSOSを発信することが難しくなってきます。近年、若年層や勤労世帯からの困窮相談も増加傾向で、社会的孤立者の課題が顕在化してきています。
- 地域住民、社会福祉協議会、行政、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ハローワーク等関係機関が連携し、世帯の状況に応じた支援を行っていく必要性があります。
- 生活困窮者は対象が捉えにくく、制度への偏見から利用をためらう人たちもいます。結果的に制度を利用しない人と制度を利用する人との分断が生じないように、各種制度の周知が必要です。
- 早期に子どもの貧困の連鎖を断ち切るため生活困窮者世帯の子どもへの支援として新たに子どもの学習・生活支援事業（任意事業）実施を検討していく必要があります。
- 孤立者を置き去りにしない地域住民で共に助け合える共助の基盤づくりなど、地域住民への啓発についても新たな取組みが必要です。
- 児童虐待、障がいのある人への虐待、高齢者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）など地域の中で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが求められています。

< 取組みの方針 >

- 生活に困っている人が、自立して安定した生活を送れるように、相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し各種支援に努めます。
- 生活困窮者の早期発見や見守りのための地域づくり体制の構築を推進します。
- 虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携して虐待の実態把握や虐待防止のための啓発活動に努めます。

< 自分や家族ができること >

- 困っている人や悩んでいる人がいたら、声かけを行いましょう。
- 生活困窮者への支援制度について理解を深めましょう。

< 地域でできること >

- 地域で相談援助活動を行う民生委員・児童委員、自治区役員、各種関係団体等は、地域の相談役として、活動内容の充実と、その周知に努めましょう。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待に関する情報があった場合には、速やかに関係機関へ連絡しましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること >

- その他の関係団体も、それぞれの活動の中で、市民の相談事などに対応しましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①生活困窮者自立支援法が定める自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し、包括的に支援します。	福祉課
②DV（ドメスティック・バイオレンス）や高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待に対し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組みます。	福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 総務課
③ひきこもりの相談体制を構築するため、庁内横断的な取組みを進めます。	福祉課
④子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図ります。	子育て支援課 学校教育課
⑤ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域、学校関係、関係事業所と協力することで早期に発見し、相談できる支援体制を推進します。	福祉課 子育て支援課 学校教育課

社会福祉協議会の役割

- ①身近な地域で、福祉に関する様々な相談に対応できる窓口・体制づくりに取り組みます。
- ②研修等により相談員の資質向上に努めます。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
33	大分県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業	大分県社会福祉協議会とも連携しながら、一人暮らし等の高齢者世帯や障がいのある人、生活困窮世帯等に生活資金の貸付を行い、経済的自立等の生活の安定を図る	継続して実施する
34	社会福祉協議会福祉資金貸付事業	生活に困窮する世帯に対し、応急援助のため必要な資金を貸し付ける	継続して実施する
35	社会福祉法人の連携による地域貢献	市内13の社会福祉法人が連携し、子ども食堂、フードバンク等の運営や支援を行う	既存の仕組みで解決が困難な事案を会員法人の力を結集し、事務局として推進する



5 犯罪をした人等の社会復帰支援（由布市再犯防止推進計画）

< 目標設定の背景 >

- 全国の刑法犯罪検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあります。今後とも安全で安心して暮らせる地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。
- 犯罪をした人等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっていることから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進することが必要です。
- 市民意識調査では、「社会を明るくする運動」について、内容まで知っている割合は1割程度と低くなっており、犯罪予防や再犯防止に対する市民の理解を深めるための広報・啓発が必要となっています。
- また、「誰一人取り残さない」社会の実現という考え方について肯定的な回答は7割を超えている一方、犯罪をした人等への立ち直りへの協力については「どちらかといえば」を含め4割程度となっていることから、保護司等の活動の情報発信や協力への不安を取り除く必要があります。
- 福祉関係団体等アンケートでは、更生保護女性会の活動において、会員の高齢化や後継者不足が課題とする意見が多くありました。
- また、市民への理解促進に加え、関係機関における情報共有や連携した取組みが大切との意見が多くありました。

< 取組みの方針 >

- 再犯防止のため、地域ぐるみの支援体制を整備します。
- 犯罪をした人等が立ち直ろうとすることを支え、孤立することのないよう、再犯防止に向けた適切な支援が受けられる地域づくりに取り組みます。そして、誰もが社会の一員として尊重され支え合う地域社会の実現を目指します。

< 自分や家族ができること >

- 犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守りましょう。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援に努めましょう。

< 地域でできること >

- 非行防止や犯罪予防啓発のために「社会を明るくする運動」を推進しましょう。
- 協力雇用主を地域で支援しましょう。

< 関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること >

- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援しましょう。
- 協力雇用主となり、社会貢献できるよう検討しましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
<p>①就労・住居の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。 ●生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。 	福祉課 建設課
<p>②保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●犯罪をした人等のうち生活困窮者や障がいのある人等の福祉的支援が必要な人に対して、適切な保健医療・福祉サービスへつなげます。 	福祉課
<p>③学校等と連携した修学支援の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。 ●各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯の防止に関する理解の促進を図ります。 	学校教育課
<p>④民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●更生保護活動を行っている保護司会、更生保護女性会等の活動を支援します。 ●保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報紙等による更生保護の啓発や保護司など民間ボランティア募集の呼び掛けに対する協力を努めます。 	人権・部落差別解消推進課
<p>⑤国・民間団体等との連携強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法務省矯正管区や保護観察所等の国の関係機関、大分県、保護司会や更生保護女性会等の民間ボランティア団体との連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。 	人権・部落差別解消推進課

社会福祉協議会の役割

①市と連携し、生活困窮者自立相談窓口等を通じ、犯罪をした人等の自立支援を行います。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
28	生活困窮者自立支援事業（再掲）	自立相談支援対象者が生活に窮した状況から立ち直れるよう、対象者が主体となって自立に向かえるように支援を展開する	生活に困窮する世帯に対して就労や家計改善の相談支援を行う

6 権利擁護体制の充実

<目標設定の背景>

- 高齢化や核家族化の進行等に伴い、認知症高齢者の財産管理等の問題や、子育て不安等からくる児童虐待の問題等、権利擁護に関わる問題が増加しており、国においては「児童虐待防止法」や「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の法整備が進められてきました。
- 地域の中では、要介護状態や認知症、虐待等の様々な課題が存在し、自己判断ができず、生活困難な状況に陥っている高齢者や障がいのある人が増加しています。福祉サービスの利用にあたっては、利用者が様々なサービス提供者を自由に選べる反面、高齢者や障がいのある人、児童等、サービス利用に際して手助けが必要な人については、適切な利用を援助するための仕組みが不可欠となります。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待や高齢者虐待等の人権侵害は表に出ることが少なく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。
- 市民意識調査では、成年後見制度の認知度は8割近くになっていますが、内容を知っている人は、その半数程度となっています。
- 福祉関係団体等アンケートにおいては、地域の高齢者や障がいのある人からの相談に積極的に対応する姿勢があっても、適切な援助方法に不安があることから、自ら通報することができない被害者をいち早く発見、通報出来るような体制整備の必要性を訴え、地域の住民の情報提供の検討が必要との声が多く上がっています。

<取組みの方針>

- 判断力が不十分な人に係る権利の保護や行使を支援するため、認知症のある人や障がいのある人等に対する理解の促進、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知、普及に努めます。
- 今後も、市民が必要なサービスを適切に選び、利用できるよう、様々な権利侵害から利用者の権利を守る取組みを進めるとともに、サービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情相談・解決の仕組みづくりに取り組みます。

<自分や家族ができること>

- 成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深めましょう。
- 悪質商法や振り込め詐欺等の新たな消費者問題について関心を持ち、被害に遭わないよう注意しましょう。
- 隣近所や周囲の異変に気づいたら早急に民生委員・児童委員や行政機関に連絡しましょう。
- サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に伝えましょう。

<地域でできること>

- 日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関の必要な支援へつなげましょう。
- 地域で人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みましょう。
- 支援が必要な人に支援の手が差し伸べられるよう、地域における見守りネットワークづくりを進めましょう。
- 認知症のある人や障がいのある人に関して、正しい知識と理解を得られるよう、認知症サポーター養成講座等の研修会を開催しましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- サービス事業者は、サービス利用者一人一人の人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。
- サービス事業者は、サービスの自己評価や第三者評価を利用し、評価結果の積極的な情報公開に努めましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用が必要な人の把握のために、利用方法の周知に努めます。	福祉課 高齢者支援課
②虐待防止への理解推進と相談窓口の周知を図り、虐待の未然防止や早期発見に努めます。	福祉課 高齢者支援課
③社会福祉協議会と連携し、成年後見制度等の権利擁護に関連する制度や事業の周知及び利用実態の把握と状況にあった仕組みの創設に努めます。	福祉課 高齢者支援課
④悪質商法から高齢者や障がいのある人等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。	商工観光課
⑤権利擁護センターの設置を視野に入れ、成年後見のネットワークの創設や成年後見制度利用と後見支援の基盤づくりに努めます。	福祉課

社会福祉協議会の役割

- ①成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用が必要な人の利用促進に努めます。
- ②市と連携して、成年後見制度等の権利擁護に関連する制度・事業の周知と利用促進に努めます。

< 社会福祉協議会の主な事業 >

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
36	中核機関に係る一次相談窓口事業	「中核機関」は権利擁護支援を必要とする人に対して適切な権利擁護支援につなげるための機関であり、由布市では、大分市と協定を結び、大分市成年後見センターと広域で中核機関を設置し、社会福祉協議会が委託を受け、成年後見制度に関する制度利用の促進を図るとともに、法律、福祉の専門職が情報交換を行うことで権利擁護が必要な人を発見し適切な支援に結び付けます。	市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき制度の利用促進に努める
37	日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）	金銭管理が難しい人等の自立支援として金銭の出し入れや公共料金の支払い支援等を行う「日常生活自立支援事業」について制度の周知と利用促進を図るとともに、生活支援員の確保・養成に努める	継続した事業実施に向け、支援員の確保に努める。保護等の行政との連携を図る
38	消費生活に関する苦情・相談窓口の充実	消費生活に関する苦情・相談に対応できるように、関係機関、消費生活相談員との連携により窓口業務の充実を図る	潜在化する消費者被害の対応に努めるとともに、被害の未然防止や被害拡大を防ぐ窓口業務を充実する



基本目標4 安全・安心なまちづくり

1 地域と連携した防犯・防災対策の推進

<目標設定の背景>

- 災害時の安全な避難及び避難所での避難生活を継続するためには、平常時の地域での助け合いや個人の情報の共有の必要性が再認識されています。
- 福祉関係団体等アンケートでは、地域の高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を把握し、平常時は見守りながら緊急時には協力して助け合うことが必要との意見が出されました。
- その一方で、具体的に救助することを想定した際、現在把握している避難行動要支援者がどこにいて、どういった支援を行えばよいか分からない人が多いのでは、といった意見も出されました。
- 地域の防犯体制については、街灯が少なく暗い道路があるため、夜道が危険といった意見や、次代を担う子どもがすくすくと育っていくよう地域の見守りや、安全に遊べる場所の確保が必要といった意見も出されました。
- 災害や犯罪、交通事故等では、子どもや高齢者、障がいのある人等が被害に遭うことも多く、これらの災害対策や日常的な防犯対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、市民や関係団体と協働して取り組むことが必要です。
- 地震や台風・ゲリラ豪雨等の風水害が発生した際は、市全域に被害を出すことが想定されるため、防災関係機関の人員不足や情報伝達が遅延し、迅速かつきめ細かな対応が不十分になる場合があります。

<取組みの方針>

- 災害時に支援の必要な避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地域と協働して避難行動要支援者の登録等による対象者把握や個別避難計画作成を推進するとともに、その情報共有と活用に努めます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人などを犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動を進めます。
- 安全で住みよいまちづくりのため、「由布市地域防災計画」や「由布市安全で住みよいまちづくり条例」、「交通安全計画」等に基づき、地域の安全活動と生活環境の整備を進め、防犯・防災・交通安全の保持等の未然防止を図ります。

<自分や家族ができること>

- 日頃から防犯や防災の意識を持ち、災害や犯罪・事故から身を守るための方法を身につけましょう。
- 子どもの見守りや自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加しましょう。
- 災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
- 地域の高齢者や障がいのある人等の支援を要する人に配慮し、災害時には協力しましょう。
- 不審者や危険箇所等の防犯・防災情報を共有し、注意しましょう。

<地域でできること>

- 住民同士で助け合う自主防災組織づくりを進めましょう。
- 地域で、危険箇所等の点検調査や防災訓練を実施し、防災マップの作成等、地域で防災対策を講じましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 地域の関係団体が連携して、子どもの見守り等の防犯活動を充実しましょう。
- 施設で、危険箇所等の点検調査や防災訓練を実施し、防災マップの作成等、地域で防災対策を講じましょう。

<具体的な取組み>

市の役割	関連部署
①「由布市地域防災計画」等に基づき、地域と連携した防災対策を推進します。	防災危機管理課
②「由布市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域住民や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防等関係機関と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制の構築に取り組むとともに、個別避難計画の作成を推進します。	福祉課
③災害発生時に避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、避難所候補施設の協力を得ながら、福祉避難所の確保に努めます。	福祉課
④避難行動要支援者支援制度に基づき、高齢者や障がいのある人等、特に支援が必要な人の把握を「由布市緊急医療情報キット」の配布と合わせた取組みを進めます。	福祉課
⑤子どもの見守り活動や、消防団、自主防災・防犯組織などの、地域の防犯・防災活動の育成・支援に努めます。	総務課 地域振興課

社会福祉協議会の役割

- ①行政や民生委員・児童委員、自治委員等と協力して、避難行動要支援者の実態把握や災害時等の支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ②防犯や防災に関する情報提供と意識の啓発に取り組みます。
- ③災害時には災害ボランティアセンターを開設し、円滑な運営に努めます。また平常時には災害ボランティアセンターの運営訓練を実施し、災害時の対応に備えます。

< 社会福祉協議会の主な事業 >

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
39	災害時ボランティアセンターの運営 (新規)	災害発生時に、災害現場において、迅速かつ効果的に災害ボランティア活動が行え、被災者の生活環境が速やかに回復するように、平常時より行政及び関係機関・団体等と連携し、協働支援体制の強化・推進を図る	平常時から防災の意識を高め、その啓発活動に努めるとともに、由布市災害ボランティアネットワークの強化推進をする
40	民生委員・児童委員等の協力により避難行動要支援者の把握及び名簿等の更新	「由布市緊急医療情報キット」の配布と合わせた取組みへの協力を行う	市の避難行動要支援者支援制度に基づき、継続して実施する



2 人にやさしい住環境の整備

<目標設定の背景>

- 高齢者や障がいのある人、子ども等をはじめ、全ての市民が安全・安心かつ快適に生活するためには、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすい住環境であることは大切な要素です。
- 高齢化等の進行により、運転免許の自主返納や病院や買い物できる施設が近くにない地域では、路線バスやコミュニティバスなど公共交通機関の役割が重要となっています。本市では、随時路線の見直し等を行ってきましたが、利用者が少ない路線も多く、多様な要望全てを満たしていない状況です。
- 介護サービスや障がいサービスを受けている人には福祉タクシーや外出支援サービスの助成を行っていますが、これらのサービスは対象者が限定されており、サービスの制度の隙間を埋める取組みが望まれています。
- 福祉関係団体等アンケートにおいては、外出に支援を要する高齢者や障がいのある人等の外出機会が減っており、閉じこもる人が増えているとの指摘もありました。
- 自力で外出が困難な高齢者や障がいのある人は、閉じこもりがちになることから、外出の支援をすることは、閉じこもり防止とともに、社会参加を促進し、生きがいの創出にもつながります。
- 乗り合いタクシーの運行や自家用自動車による有償運送等の新たな交通システムの検討、福祉事業所との連携やスクールバス等の有効活用等、多面的な移動手段の確保が求められていますが、公共交通機関の整備や移動サービスの充実だけでなく、隣近所での声かけ等による地域での支え合い、助け合い等も大切です。

<取組みの方針>

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が安心して快適に生活できるよう、道路や公共施設、住居等の生活環境を整備・改善し、「人にやさしいまちづくり」を進めていくため、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて、道路や公共施設をはじめとした生活環境の計画的な整備に取り組めます。
- 平成29年3月に策定した「由布市地域公共交通網形成計画」に基づき、持続可能な公共交通体系を再構築するための取組みを引き続き推進する中で、高齢者や障がいのある人などの交通弱者にとって使いやすい移動手段の確保に努めます。

<自分や家族ができること>

- 環境美化活動など、人にやさしく美しいまちづくりに参加しましょう。
- 高齢者・障がいのある人等の移動や外出支援のボランティアに積極的に参加しましょう。
- 危険な道路や使用に支障のある施設等、改善への意見・要望を出しましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し、マナーを守りましょう（点字ブロック上に駐輪しない、障がい者用駐車スペースを健常者が利用しないなど）。

<地域でできること>

- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及に努めましょう。

<関係団体、社会福祉施設・事業所等でできること>

- 商店・事業所等を含めた、様々な人が利用する施設等は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいて、施設等の整備を行いましょよう。

<具体的な取組み>

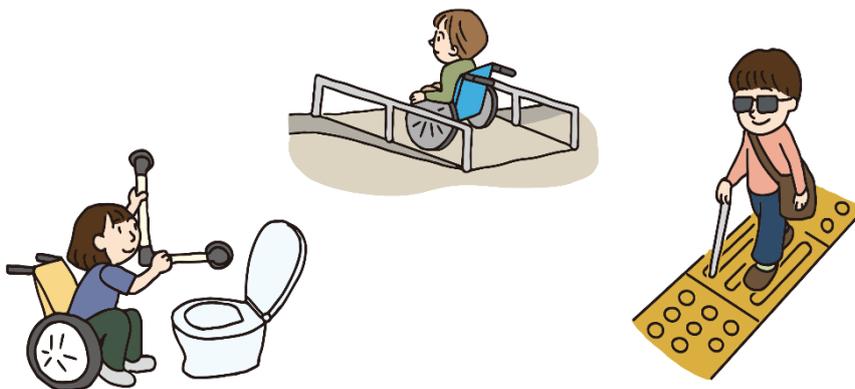
市の役割	関連部署
①ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方について、情報提供と周知に努めます。	福祉課
②道路や公共施設等について、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づき、整備に努めます。	全庁
③住民の生活を支えるため、公共交通の確保やコミュニティバスの運行等の移動手段の確保に努めます。	総合政策課

社会福祉協議会の役割

- ①福祉バスの運行や移動・外出支援を行うボランティアの育成・支援に努めます。
- ②ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方について、情報提供と周知に努めます。

<社会福祉協議会の主な事業>

No.	事業・活動	内容	今後の方向性
41	福祉バス運行	老人クラブや障がい者団体等の福祉関係団体の活動支援として、各種行事の際に福祉バスを運行する	市と連携して継続運行する



第5章 由布市成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断することが難しく不利益を被らないよう権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、法律的に支援する制度です。

<成年後見制度の概要>

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

◆法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、成年後見人等に付与される権限などが異なります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

◆任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

2. 計画策定の背景

全国的に高齢化が進み、認知症高齢者が増加している中、成年後見制度の利用に関する必要性は高まっています。

しかし、制度の周知や利用に関する支援が不十分となり、制度を必要とする人が制度を利用しにくい状態となっています。

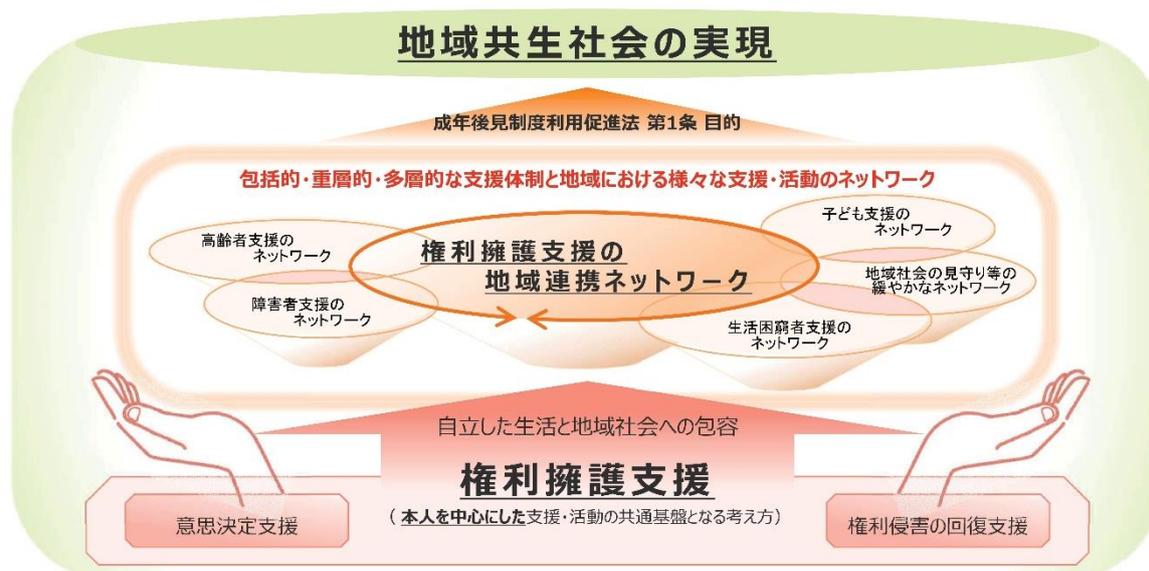
そのため国では、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降 利用促進法）が施行され、平成29年3月第一期と令和4年3月第二期に成年後見制度利用促進基本計画（以降 基本計画）が閣議決定されました。

その第一期基本計画では、成年後見制度の利用を必要とする方が、全国どの地域においても制度を利用できるよう、各地に権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以降 地域連携ネットワーク）が必要であるとして、市町村にも地域連携ネットワークの構築に取り組むことが求められました。

また、市町村が構築に取り組む地域連携ネットワークは、既存の保健・医療・福祉の連携の仕組みに司法を加えたものであり、「チーム（権利擁護支援チーム）」「協議会」「中核機関」によって構成され、早期の相談に対応した窓口を設置し、制度の利用を必要とする方が発見される仕組みと、その方の意思決定支援や身上保護を重視する支援体制を備えることとされています。

続く第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進める方針が示されました。

～ 基本的な考え方： 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～



出典：厚生労働省（第二期計画成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標）

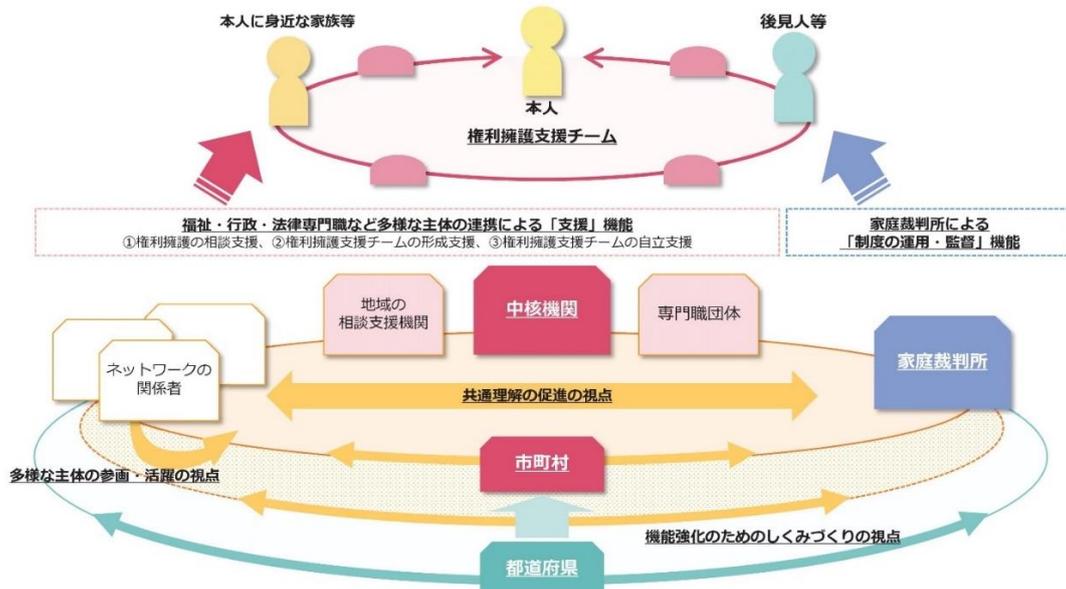
① 第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)	第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)
<p>○ 成年後見制度とその運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない） 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20% 親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%） 	<p>○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討） <p>○ 成年後見制度の運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。
<p>○ 後見人の報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること 	<p>○ 後見人への適切な報酬の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討
<p>○ 地域連携ネットワークづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保 	<p>○ 地域連携ネットワークづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%） 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%） 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

② 権利擁護支援の地域ネットワークの概要

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み」となります。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省作成資料

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の3つの仕組みからなります。

<p>ア 権利擁護支援チーム</p>
<p>権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みのことです。</p> <p>既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。</p> <p>【メンバー例】</p> <p>家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、民生委員、市町村窓口</p>
<p>イ 協議会</p>
<p>協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みのことです。</p> <p>各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置します。</p>
<p>ウ 中核機関</p>
<p>中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担うことになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割 ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

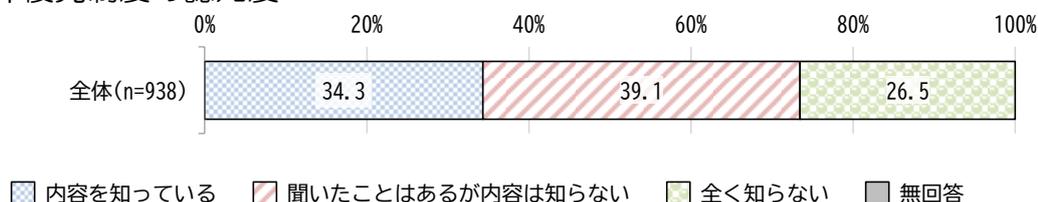
3. 本市における成年後見制度をめぐる現状

本市の現状として、高齢者については、総人口に高齢者が占める割合(高齢化率)は令和2年10月時点で34.2%となっており、今後も上昇していくことが予想されています。高齢化率の上昇に伴って、今後、認知症高齢者の数も増加が見込まれます。障がいのある人については、令和3年度末現在の療育手帳所持者は308人、精神障害者保健福祉手帳所持者は242人となり、年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度利用の必要性は今後、高まることが予想されます。市民意識調査では、成年後見制度の内容まで知っている割合は34.3%とある程度認知されている状況となり、特に70歳以上では6割を超え認知度は高くなっています。福祉関係団体等調査では、地域で気になることとして、ひとり暮らしの高齢者の増加や介助者の高齢化を背景とした「高齢者・介護の必要な人やその家族に関すること」の回答割合が高くなっています。一方で、今後、市が力を入れるべき施策のうち「権利擁護」は12.0%と最も低くなっています。

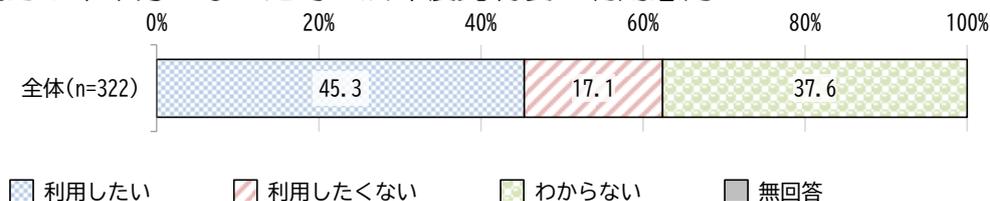
成年後見制度について知っていても具体的にどのような場合に活用できるかまでは認知されていない状況であり、知識不足が利用について判断できないことにつながっていると考えられることから、支援を必要とする人に制度の利用が行き届くよう、制度の内容や利用方法など、安心して利用できるような周知・啓発が必要となっています。

■成年後見制度の認知度



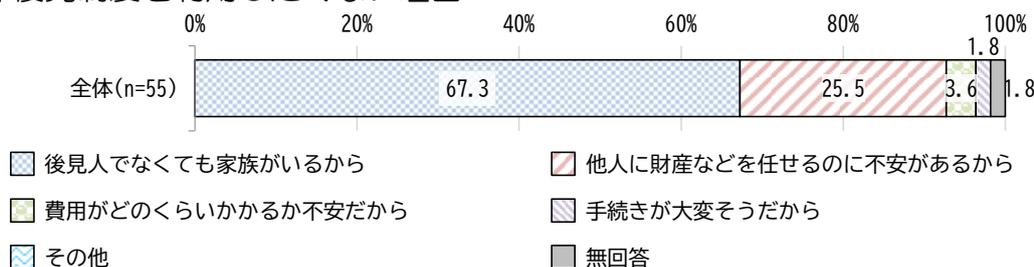
出典：令和4年度市民意識調査

■判断能力が不十分になった時の成年後見制度の利用意向



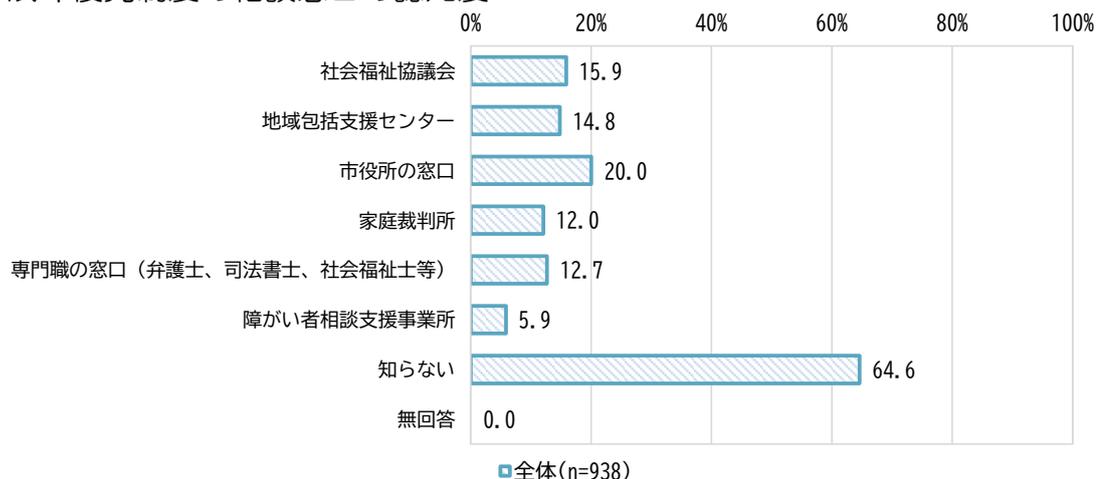
出典：令和4年度市民意識調査

■成年後見制度を利用したくない理由



出典：令和4年度市民意識調査

■成年後見制度の相談窓口の認知度



出典：令和4年度市民意識調査

■成年後見制度利用者（本人）数

法定後見 新規申立件数				任意後見			
法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助				
88件	71件	15件	2件	0件			
法定後見のうち後見人等種別							
	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人	市民後見人	その他
後見	36人	6人	15人	13人	2団体	0人	1人
保佐	4人	2人	2人	5人	2団体	0人	0人
補助	1人	1人	0人	0人	0団体	0人	0人

※本人一人につき、複数の成年後見人等がいる利用者を含むため、合計数と一致しない場合がある。

出典：大分家庭裁判所（令和4年3月31日現在）

■認知症高齢者数の推移

	H30	H31	R2	R3	R4
人	1,505	1,517	1,523	1,535	1,515

※認知症高齢者数とは、要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人。

出典：高齢者支援課（各年3月31日現在）

4. 目的・目標

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めていくこととします。

5. 具体的な取組み

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備方針

① 地域連携ネットワークの体制整備

本市単独では、専門職等の確保が困難であることから、大分市との広域的な体制でのネットワークの構築・整備に向けて、関係機関で協議・検討を行います。

ア. 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

イ. 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、最も適切な権利擁護ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備します。

ウ. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする支援体制の構築を目指します。

② 地域連携ネットワークの推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や司法・福祉・医療・地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための「チーム」づくりを行います。後見人等が選任された後も、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

本市では必要に応じて開催されているケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、ネットワークの体制の強化に努めます。

(2) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

① 中核機関の整備・運営の方針

由布市では、大分市が大分市社会福祉協議会に委託している「大分市成年後見センター」と成年後見制度利用促進に係る連携協定を令和4年4月に締結しました。

また、由布市社会福祉協議会に成年後見制度に関する相談窓口を委託し、大分市成年後見センター、由布市社会福祉協議会と連携することで、社会地域連携ネットワークの中心的役割を担う中核機関として整備する予定です。

この中核機関は、①権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う役割、②支援の実践と法律・福祉等各種専門職団体が参加し協力・連携を担う協議会の事務局の役割、③本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断について専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割を担います。

② 協議会の整備・運営の方針

協議会については、広域連携の利点を生かし、大分市と共同で協議会を設置することで、大分市成年後見センターの有する専門職団体との連携体制について由布市でも連携を深めていく取組みを行います。

また、今後地域の実情や課題等に応じ、由布市単独での協議会の設置も検討するなど階層的な整備・運営も検討します。

(3) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針

第二期計画では、地域連携ネットワークの機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組みに大別されました。

場面	「支援」機能 (福祉・行政・法律専門職など多様な主体)	「運用・監督」機能 (家庭裁判所)
権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

① 権利擁護の相談支援機能

ア. 本人等からの相談対応と制度の説明

- 福祉関係各課及び由布市社会福祉協議会において、権利擁護に関する初期相談を行います。
- 相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度の仕組みやそれ以外の権利擁護支援に関する説明を行います。

イ. 権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

- 初期相談の中で、成年後見制度利用に関する本格的な検討・支援が必要と思われるケースについては、大分市成年後見センター等と連携し、関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
- 各相談窓口での相談支援において、権利擁護支援が必要と思われるケースについては、権利擁護及び成年後見制度に関する初期相談へのつなぎを行います。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

- 中核機関として専門職団体と連携し、権利擁護支援の方針を検討する受任者調整会議を実施します。その方針に基づき、地域の実情に応じて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能を支援します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

- 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能を支援します。

(4) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組み

第二期計画では、地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能を適切に果たすことができるためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、自発的に協力して取り組む必要があるとされています。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組みのなかで、由布市単独では取り組みにくい内容については、他市町村や県とも連携しながら取り組んでいくことが重要となります。

① 権利擁護の相談支援機能を強化するための取組み

- 中核機関と協力し、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行います。
- 権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にし、その窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させます。
- 中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができる仕組みを整備します。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能強化するための取組み

- 権利擁護支援チームの形成支援として、受任者調整会議で権利擁護支援の方針検討、及びその方針に基づいた成年後見制度の申立て方法や、適切な後見人等候補者の調整を行います。
- 大分市成年後見センター、由布市社会福祉協議会等と連携し、市民後見人等養成講座を実施し、市民後見人の養成に努めます。また、法人後見の担い手の育成、支援についても検討を行います。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能強化するための取組み

- 支援を必要とする人の抱える課題や、地域の実情に応じて、各相談支援機関などと役割分担し、課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、体制の整備や必要な支援を行います。
- 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みづくりを進めます。
- 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

(5) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

成年後見制度の利用を必要とする方で、親族等の支援が得られない方に対して、適切に市長申立てを行うことで、本人の生活を守ります。

今後、申し立てに要する費用や後見人への報酬等を負担することが困難な方に対し、成年後見制度利用支援事業の活用ができるよう、要件及び範囲の拡大について検討します。

6. 成年後見制度の利用促進に関する事項の調査・検討をする体制整備

本市では成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 2 項に基づき、合議制の機関を組織するよう努めます。

機関の構成員については大分県、家庭裁判所、医療・福祉関係者、司法関係者、金融機関等を予定しており、成年後見制度の利用を促進させるため、国の基本指針に基づき、基本的な事項を調査検討するとともに、地域連携ネットワークが適切に活用され、支援を必要とする人が制度を利用できているか等についても、定期的に点検・評価します。

■成年後見制度の利用の促進に関する検証

【成年後見制度利用促進法】

第十四条第二項 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民との協働

基本方針にも示したとおり、この計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、本計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市民・関係団体等との協働が不可欠となります。

このため、計画推進にあたっては、行政及び社会福祉協議会と、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等とが協働して、地域に根ざした取組みを進めていきます。

2. 市と社会福祉協議会との連携

この計画は市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であることから、推進に際しても、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取組みを進めていきます。

3. 計画の進捗管理

この計画は、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、社会福祉協議会をはじめ、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。

このため、計画の進捗管理にあたっては、それぞれの担当部署で、年度ごとの状況を把握・評価し、その後の計画の推進に努めていきます。また、全体の概要については、地域福祉計画策定委員会を引き続き設置し、進捗状況の管理や計画の見直し等について検討します。

4. 計画の周知

この計画を推進するためには、市民や関係団体等が計画の内容を知り、行動してもらうことが必要です。

このため、計画の概要版を作成・配布する、市報や市公式ホームページ等を活用するなど広く情報発信を行います。

資料編

1. 計画の策定経過

月日	会議等	内 容
6/29	第1回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・アンケート調査項目について ・第3期の評価について
7/14	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱及び役員選出 ・計画の策定体制(ワーキング会議の設置)について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について(策定ポイント) ・アンケート調査項目について ・第3期の評価証について
7/22~8/19	第3期評価シートの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課による評価シートの作成
8/5~9/12	福祉関係団体等アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による調査票の配布・回収
8/26~9/30	市民意識調査の実施 (総合政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出者 3,000 人対象による web 回答。(一部紙媒体回答)
10/24~28	第2回ワーキング会議 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・各アンケート、第3期評価の総括及び課題の整理についての意見聴取
11/8	第3回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について ・今後の作業について
11/14~22	施設や各種団体、地域のネットワークなど社会資源の棚卸し	<p>包括的な支援体制の整備 共通して取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課、社協からの意見聴取、社会資源の洗い出し作業
11/18	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について
12/14	第4回ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念について ・計画素案について
12/26	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の承認 ・計画(案)について
1/18~2/3	パブリックコメントの実施	意見：1件
2/9	第5回ワーキング会議 (書面開催)	パブリックコメントの報告 今後のスケジュール
2/20	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・計画(案)の承認について ・計画の概要版(案)について 等

2. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するに当たり、広く市民の意見を聴くため、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の把握に関すること。
- (3) 計画の推進の方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 由布市社会福祉協議会の代表者
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第7条 委員会の下に、計画の内容について協議及び検討を行うため、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を置く。

2 ワーキング会議は、計画策定に係る由布市の職員及び由布市社会福祉協議会の職員で組織する。

3 ワーキング会議は、福祉課長が招集し、結果を委員会に報告する。

(報酬等)

第8条 委員（第3条第2項第4号及び同項第5号に規定する委員を除く。）に対する報償金は、予算の範囲内でこれを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

3. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	構成	備考
委員長	土 師 壽 三	由布市社会福祉法人施設経営者協議会	
副委員長	山 出 三 男	挾間町民生児童委員協議会	~R4.11.30
委員	板 井 信 彦	挾間町民生児童委員協議会	R4.12.1~
委員	田 中 豊	庄内町民生児童委員協議会	~R4.11.30
委員	麻 生 敬	庄内町民生児童委員協議会	R4.12.1~
委員	平 尾 雄 一	湯布院町民生児童委員協議会	~R4.11.30
副委員長	衛 藤 哲 雄	湯布院町民生児童委員協議会	R4.12.1~
委員	渡 邊 真 由 美	由布市主任児童委員連絡会	~R4.11.30
委員	江 藤 き み 子	由布市主任児童委員連絡会	R4.12.1~
委員	安 部 隆 司	由布市自治委員会連合会	
委員	浦 松 辰 信	由布市老人クラブ連合会	
委員	工 藤 康 則	由布市身体障害者福祉協議会連合会	
委員	菊 川 哲 也	由布市介護支援専門員協会	
委員	佐 藤 誠 一 郎	由布市社会福祉協議会	
委員	佐 藤 重 喜	健康増進課	
委員	小 野 嘉 代 子	子育て支援課	
委員	工 藤 由 美	高齢者支援課	

(13人)



4. 福祉関係団体等アンケート回答団体

関係団体等アンケート 回答団体一覧

No.	団体名
1	由布市自治員会連合会
2	由布市民生委員・児童委員協議会
3	由布市身体障害者福祉協議会連合会
4	由布市老人クラブ連合会
5	由布市社会福祉法人施設経営者協議会
6	認知症の人と家族の会大分県支部（挾間の集い、湯布院の集い）
7	NPOはさま未来クラブ
8	由布市保護区保護司会
9	挾間町更生保護女性会
10	庄内町更生保護女性会
11	湯布院町更生保護女性会
12	湯布院ガイドボランティア あさぎりの会
13	庄内町ボランティアの会
14	庄内手話クラブ
15	由布市食生活改善推進協議会挾間支部
16	由布市災害ボランティアバイク隊

*公表することを了承いただいた団体のみ記載しています。
*地域ごとに組織がある団体についてはそれぞれの組織から回答をいただいています。

5. 用語解説

◆あ行

用語	解説
アウトリーチ	直訳すると「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける取り組み。
SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略。日本語では「持続可能な開発目標」と呼ばれ、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な目標。
SNS	「Social Networking Service」の略。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。代表的なSNSとして、LINE・Twitter・Instagram・Facebook等が挙げられる。
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略。日本語では「非営利団体」と呼ばれ、利益を得ることを目的とせず、主に福祉、教育、環境などの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

◆か行

用語	解説
核家族化	人口の都市集中などが進み、3世代家族等の大家族が減少し、核家族（夫婦とその未婚の子どもからなる家族）が増加すること。
基幹相談支援センター	地域の障がい福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。障がいのある人やその家族のための総合相談窓口として、社会にとけこみ自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。
協力雇用主	犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的に、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。
更生保護	犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。
更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の更生保護に協力することを目的とするボランティア団体。
個別避難計画	平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意された方について、災害時に迅速かつ適切な避難支援ができるように作成する計画。

◆さ行

用語	解説
災害ボランティアセンター	災害ボランティアの受け入れ窓口となり、被災地でのボランティア活動を支援する臨時の組織。
サロン	誰もが参加でき、様々な世代の人達が集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする交流の場。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置される、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。都道府県や政令指定都市、市区町村を単位に設置されており、住民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて、地域のボランティアと協力しながら独自の事業に取り組んでいる。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
障害者手帳	障がいのある人に対し、一定の障がいを持つことを認定し交付される手帳。障害福祉サービスの受給等において必要となるものであり、障がいの内容に応じて、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳がある。
身体障害者手帳	視覚や聴覚、手足、臓器などの身体に一定以上の障がいがあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため配置され、児童生徒からの相談のほか、保護者や教職員からの相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う「心の専門家」。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	問題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒が置かれた家庭や友人関係、地域などの環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどの様々な方法により、課題解決に向けた支援を行う専門職。SSWは、School Social Worker の略。
生活困窮者自立支援事業	生活保護受給に至ることを可能な限り防ぐことを目的に、生活保護に至る可能性がある人のうち、自立の可能性がある人を対象に、自立に向けた相談支援や住まいの確保、就労、家計の立て直し、子どもの学習支援等の支援を行う事業。
生活保護制度	国が定める保護基準（最低生活費）に世帯の収入が満たない場合、不足する額を保護費として支給し、最低限の生活を保障する制度。

用語	解説
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、うつ病、てんかん、発達障がいなどにより、一定程度の精神障がいの状態にあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
性的少数者（LGBT）	性のあり方について少数派の人々を広く表す総称。LGBT、性的マイノリティ、セクシャルマイノリティとも呼ばれる。LGBTは、Lesbian Gay Bisexual Transgender の頭文字を組み合わせた表現。
成年後見センター	成年後見制度や、権利擁護に関する相談に応じ、成年後見制度の代行手続きや支援、関係機関の紹介なども行う機関。

◆た行

用語	解説
ダブルケア	「子どもの育児」と「親や親族の介護」が同時期に発生すること。晩婚化や晩産化、平均寿命の延伸などの影響により、ダブルケアを行っている人は増加傾向にあると言われている。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域子育て支援センター	子育て家庭に対して、育児不安などについての相談指導、情報提供など育児支援を行う場のこと。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを前提に、医療、介護、予防、見守りなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の生活を支える総合的な機関として設置されているもの。
地方再犯防止推進計画	都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた計画。平成 28 年 12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は「策定に努めなければならない」と定められている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violence の略。家族や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力。

◆な行

用語	解説
ニッポン一億総活躍プラン	女性が輝く社会、お年寄りも若者も、障がいや難病のある方も、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現を目指し、平成 28 年 6 月に閣議決定された計画。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けすることができる人。

◆は行

用語	解説
8050問題	ひきこもりなど生活が自立できていない 50 代の子どもを 80 代の親が支える問題。
パブリックコメント	国や地方公共団体等が計画等を策定する際に、その案を広く公表し、住民等から意見や情報を募集する手続き。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。
フードバンク	一般企業・法人・住民等から食料の提供を受け、生活に困窮している世帯等に対して提供する仕組み。
法定後見制度	成年後見制度について、家庭裁判所に申立てを行うことで、家庭裁判所が個々の事案に応じて選任した成年後見人等による支援を受けることができる制度。
保護司	法務大臣から委嘱を受けて、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善及び更生を手助けするとともに、犯罪の予防に努めるための社会活動を行う民間のボランティア。
母子保健推進員	地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦や乳幼児のいる家庭と行政の橋渡し役として、家庭訪問などを通じたサポートを行う市民ボランティア。

◆ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の生活や福祉に関する相談対応や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役を務める市民ボランティア。子育てに関する相談等に対応する児童委員を兼務する。

◆や行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が行うべきと考えられている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
有償ボランティア	少額の謝礼を受け取り行うボランティア活動。ボランティアを行う側にとっては、やりがいや負担軽減につながり、利用する側にとっては、気兼ねすることなく必要な支援を受けることができるといったメリットがある。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であることを目指したデザイン。

◆ら行

用語	解説
療育手帳	知的障がい（知的機能の障がいがおおむね 18 歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態）があると認められる人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。

第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画

編集・発行

由布市 福祉課

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原 302 番地（由布市役所本庁舎）

TEL：097-582-1265（福祉課直通）／FAX：097-582-1343

社会福祉法人 由布市社会福祉協議会

〒879-5434 大分県由布市庄内町内原 365 番地 1

TEL：097-582-2756／FAX：097-582-2878

令和5年3月発行



由布市